

# もくじ（資料編）

## 1 関係条文等

|                                                       |       |
|-------------------------------------------------------|-------|
| (1) 岩国日米協議会規約 .....                                   | - 1 - |
| (2) 岩国基地騒音対策連絡協議会要綱 .....                             | - 1 - |
| (3) 岩国基地周辺地域航空機騒音調査基本方針（基本要綱） .....                   | - 1 - |
| (4) 岩国基地における空母艦載機着陸訓練等に係る騒音測定調査実施要領 .....             | - 1 - |
| (5) 米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会規約 .....                   | - 2 - |
| (6) 米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱 .....                | - 2 - |
| (7) 岩国基地沖合移設促進期成同盟会規約 .....                           | - 7 - |
| (8) 山口県基地関係県市町連絡協議会規約 .....                           | - 7 - |
| (9) 岩国基地に関する協議会確認書 .....                              | - 8 - |
| (10) 岩国市及び岩国地区消防組合とアメリカ合衆国海兵隊岩国航空基地との間の消防相互応援協定 ..... | - 8 - |

## 2 関係法令等

|                                                                            |        |
|----------------------------------------------------------------------------|--------|
| (1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約 .....                                      | - 10 - |
| (2) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定 ..... | - 10 - |
| (3) 航空機騒音に係る環境基準について .....                                                 | - 17 - |
| (4) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抄） .....                                         | - 18 - |
| (5) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（抄） .....                                      | - 20 - |
| (6) 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（抄） .....                          | - 22 - |
| (7) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法 .....                                           | - 24 - |
| (8) 再編実施のための日米のロードマップ（仮訳）（抜粋） .....                                        | - 26 - |
| (9) 在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について .....                                       | - 27 - |
| (10) 日米合同委員会組織 .....                                                       | - 28 - |
| (11) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（抄） .....                                      | - 29 - |
| (12) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（抄） .....                                   | - 29 - |
| (13) 基地交付金対象資産の範囲 .....                                                    | - 31 - |
| (14) 施設等所在市町村調整交付金交付要綱 .....                                               | - 31 - |
| (15) 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律 .....                            | - 32 - |

## 3 国と岩国市とで交した公文書の写し

|                           |        |
|---------------------------|--------|
| (1) 加藤書簡 .....            | - 33 - |
| (2) 航空自衛隊の配置に関する陳情書 ..... | - 33 - |
| (3) 小野書簡 .....            | - 34 - |
| (4) 米軍岩国基地に関連する要請書 .....  | - 35 - |

|                                                          |        |
|----------------------------------------------------------|--------|
| (5) 諸富書簡 .....                                           | - 35 - |
| (6) 米軍岩国基地に関する要請書 .....                                  | - 36 - |
| (7) 岩国飛行場に係る要請について（回答） .....                             | - 36 - |
| (8) 米軍岩国基地に係る安心・安全対策についての要望書 .....                       | - 37 - |
| (9) 米軍岩国基地に係る安心・安全対策についての要望書（回答） .....                   | - 39 - |
| (10) 在日米軍再編に係る地域振興策についての要望書 .....                        | - 42 - |
| (11) 岩国飛行場及びその近郊を恒常的なFCLP施設の整備場所にしないことについて ...           | - 43 - |
| (12) 岩国飛行場及びその近郊を恒常的なFCLP施設の整備場所にしないことについて（回<br>答） ..... | - 43 - |

#### 4 そ の 他

|                                         |        |
|-----------------------------------------|--------|
| (1) 平成 29 年 5 月 空母艦載機移駐に係る住民説明会資料 ..... | - 44 - |
|-----------------------------------------|--------|

## 1 関係条文等

### (1) 岩国日米協議会規約

制定 昭和46年2月10日  
改正 平成3年5月15日

(設置)

第1条 岩国市と現地米軍との間の緊密なる協力、親善関係の促進その他共同して相互間の問題の解決を図るため、岩国日米協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、岩国市、国及び県の関係ある出先機関並びに現地米軍の代表をもって構成する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 各種情報交換に関すること。
- (2) 岩国市及び現地米軍の双方に影響を有する諸問題に係る関係者に対する助言に関すること。
- (3) 関係機関による決定事項、指令及び法令の実施の促進に関すること。
- (4) 日米相互に影響を有する現地の諸問題に関すること。
- (5) 計画された案件の措置がもたらす結果及び見込みについて、双方いずれかの要請に基づいて評定すること。

(会議)

第4条 協議会の会議は、日米相互の協議により必要の都度開催する。

2 協議上必要があるときは、第2条に定める構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会でこれを定める。

付 則

この規約は、平成3年5月15日から施行する。

### (2) 岩国基地騒音対策連絡協議会要綱

制定 昭和56年3月26日  
改正 平成2年10月12日  
平成5年5月25日  
平成8年6月26日  
平成9年9月1日  
平成10年7月15日  
平成12年11月1日  
平成18年3月20日  
平成19年4月1日  
平成22年4月1日  
平成23年4月1日

#### 1 名 称

本会は、岩国基地騒音対策連絡協議会と称する。

#### 2 目 的

本会は、岩国基地周辺地域航空機騒音調査基本方針に基づき、岩国基地周辺地域の航空機騒音の測定計画及び測定条件、その他航空機騒音に関し必要な事項を協議するため設置するものとする。

#### 3 構 成

本会は、山口県(岩国基地対策室、環境政策課、岩国健康福祉センター、環境保健センター)及び岩国市(基地政策課、環境保全課)の事務担当者をもって構成する。

なお、協議上必要があるときは、構成員以外の関係者の出席を求め、会議に参加させることができる。

#### 4 任 務

本会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 航空機騒音の測定計画及び測定条件、その他航空機騒音の測定に関し必要な事項。
- (2) 航空機騒音の測定結果
- (3) その他航空機騒音に関すること。

#### 5 事務局

本会の事務局は、岩国市基地政策課内に置く。

#### 6 その他

この規約に定めるもののほか、必要な事項は協議会で定める。

### (3) 岩国基地周辺地域航空機騒音調査基本方針(基本要綱)

制定 昭和56年3月26日  
改正 平成元年3月23日  
平成2年10月12日  
平成4年2月21日  
平成5年5月25日  
平成8年6月26日  
平成9年9月1日  
平成10年7月15日  
平成12年11月1日  
平成16年4月1日  
平成18年3月20日  
平成19年4月1日  
平成29年3月1日

#### 1 目 的

岩国基地周辺地域における航空機騒音を、空母艦載機着陸訓練時における騒音等を含め、より正確に測定してその実態を把握し、同地域における騒音対策に資するものとする。

#### 2 騒音対策連絡協議会

県及び岩国市は、騒音対策連絡協議会を構成し、岩国基地周辺地域の航空機騒音の測定計画及び測定条件、その他航空機騒音に関し必要な事項を協議するものとする。

#### 3 測定方法

- (1) 県及び岩国市が協力して、常時測定点と一定期間ごとの移動点における測定を実施し、あわせて、空母艦載機着陸訓練等の実施時に特に期間及び測定地点を定めて行う測定並びに測定が必要と認められる地点における随時の測定を実施するものとする。
- (2) 常時測定点は県4地点及び岩国市5地点の計9地点とし、移動点における測定は岩国市2地点において実施する。
- (3) 空母艦載機着陸訓練等基地周辺に著しい騒音が測定される場合の測定計画及び測定条件詳細は、別に協議して定めるものとする。

#### 4 測定開始時期

昭和56年から実施するものとする。

#### 5 その他

データ記録用紙の様式は統一し、相互に交換するものとする。

### (4) 岩国基地における空母艦載機着陸訓練等に係る騒音測定調査実施要領

制定 平成10年7月15日  
改正 平成12年11月1日  
平成18年3月20日  
平成19年4月1日  
平成21年12月1日  
平成22年4月1日  
平成23年4月1日  
平成29年3月1日

#### 1 目 的

岩国基地周辺地域航空機騒音調査基本方針(基本要綱)に基づき、山口県及び岩国市が共同で空母艦載機着陸訓練等における航空機騒音を測定し、その実態を把握し、同地域における今後の騒音対策に資することを目的とする。

#### 2 調査内容

- (1) 調査期間  
空母艦載機着陸訓練等期間

- (2) 調査機関  
山口県：岩国基地対策室、環境政策課、岩国健康福祉センター、環境保健センター  
岩国市：基地政策課、環境保全課
- (3) 調査地点  
次に掲げる7地点において調査を実施する。  
①岩国市旭町 (県常時監視局)  
②岩国市車町 (県常時監視局)  
③岩国市門前町 (県常時監視局)  
④岩国市由宇町中央 (県常時監視局)  
⑤岩国市川口町 (市常時監視局)  
⑥岩国市尾津町 (市常時監視局)  
⑦岩国市由宇町港 (市常時監視局)
- (4) 調査項目  
騒音レベル(最大値及びその時刻)時間ごとの飛行回数、1日ごとのLden及びWECPNL。
- (5) 調査方法  
「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年12月27日環境庁告示第154号)第1の2に定める方法。
- 3 調査結果及び公表
- (1) 山口県環境保健センターが調査結果を取りまとめ、岩国基地騒音対策連絡協議会(以下「協議会」という。)にこれを報告するものとする。
- (2) 空母艦載機着陸訓練等が実施された際、直ちに騒音測定データを公表する必要がある場合、当該調査機関データについては、各機関単位の責任においてこれを公表できるものとする。
- (3) 他機関のデータについては、調査機関の了解を得ればこれを公表できるものとする。
- (4) 緊急にデータを公表したときは、協議会に対しデータを公表した旨を報告するものとする。
- 4 その他  
協議会は、必要に応じて、臨時調査点を定め、調査を実施することができるものとする。

## (5) 米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会規約

|    |             |
|----|-------------|
| 制定 | 昭和54年4月24日  |
| 改正 | 平成元年2月13日   |
|    | 平成3年2月6日    |
|    | 平成19年2月1日   |
|    | 平成20年2月15日  |
|    | 平成24年11月13日 |

(目的)

第1条 この協議会は、米海兵隊岩国航空基地の周辺地域においてアメリカ合衆国軍隊(以下「米軍」という。)、海上自衛隊(以下「自衛隊」という。))又は民間の航空機にかかる航空事故及び航空事故に伴う災害(以下「航空事故」という。))が発生した場合の関係機関相互間の連絡調整体制を整備し、総合的な応急対策の実施について連絡協議することを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会(以下「協議会」という。))という。

(構成)

第3条 協議会は、別表の関係機関をもって構成するものとする。

(機能)

第4条 協議会は、航空事故等が発生した場合において必要な応急対策を迅速、かつ、的確に実施するため、別に定める緊急措置要綱により円滑な運営を図るものとする。

(会議の開催)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。))は、定例会議と臨時会議とし、中国四国防衛局が招集する。

2 定例会議は、原則として年1回(10月)開催するものとし、臨時会議は関係機関の要請があった場合又はその必要がある場合に開催することができる。

(会議の運営及び決定事項)

第6条 会議の運営は、中国四国防衛局が関係機関と調整の上、会議に必要な諸事項を定めて行うものとし、会議の決定事項は協定の締結又は会議録をもって確認するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の機関に限って適用される協定等の締結については、当該関係機関の協議により定めるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、中国四国防衛局企画部業務課が行う。(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会で定めるものとする。

別表(第3条関係)省略

## (6) 米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱

|    |             |
|----|-------------|
| 制定 | 昭和54年4月24日  |
| 改正 | 平成元年2月13日   |
|    | 平成3年2月6日    |
|    | 平成19年2月1日   |
|    | 平成20年2月15日  |
|    | 平成24年11月13日 |
|    | 平成31年4月26日  |

米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会は、協議会規約第4条の規定に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。(趣旨)

第1条 この要綱は、米軍、自衛隊又は民間の航空機にかかる航空事故が発生した場合の関係機関の緊急連絡通報及び人命の救助、消化活動、現場管理の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

(情報収集の協力)

第2条 関係機関は、航空事故の発生に際し、迅速、かつ、的確な情報の収集及び伝達を行うため、平素から相互に緊密な連携を保持するものとする。

(連絡責任者及び補助者の指定)

第3条 関係機関は、緊急時における相互間の緊密、かつ、適切な連絡調整を図るため、あらかじめ勤務時間内及び夜間、休日等の勤務時間外の連絡責任者及び補助者(以下「連絡責任者等」という。))を指定しておくものとする。

2 前項の連絡責任者等の指定を行った場合又は変更を生じた場合は、速やかに中国四国防衛局(企画部業務課)に通知するものとし、中国四国防衛局はその旨を関係機関に通知するものとする。

3 連絡責任者等職名指定名簿は、別表1によるものとする。(事故発生時の緊急通報)

第4条 米軍、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所の連絡責任者等は、航空事故の発生を知ったときは相互間に通報後、直ちに岩国防衛事務所に通報するとともに事故発生地の警察、消防又は海上保安部等の関係機関に通報するものとする。

2 事故発生地の警察、消防又は海上保安部等の関係機関の連絡責任者等は、航空事故の発生を知ったときは、直ちに岩国防衛事務所、自衛隊及び大阪航空局岩国空港事務所に通報するものとする。

3 航空事故の発生時における通報の細部は、別表2-1、2-2「緊急連絡通報系統図(第1報)」によるものとする。

(緊急連絡通報の内容)

第5条 前条の規定による緊急通報は、次の各号に掲げる事項について、判明の都度行うものとする。

ただし、前条第1項の米軍又は自衛隊が通報を行う場合、次の(7)の事項についてはこの限りではない。

- (1) 事故の種類(墜落、不時着、器物・危険物の落下又は投棄)
- (2) 事故発生の日時、場所

- (3) 事故機の種別、乗員数及び危険物積載の有無
  - (4) 事故現場の状況
  - (5) 搭載燃料の概算量
  - (6) 救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類に関する情報
  - (7) 死亡者及び負傷者の人数、住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍及び傷害の程度、収容先並びに財産被害の状況
  - (8) 必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報
  - (9) その他必要事項
- 2 緊急連絡通報は、別表3に掲げる記録事項にしたがって行うものとする。  
(現場連絡所の設置等)

第6条 中国四国防衛局、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所は、航空事故により住民に被害が生じた場合には、関係機関との有機的な連絡調整を図り被害者の救護等に万全を期するため、必要に応じて、現地に現場連絡所を設置するものとする。

2 前項の現場連絡所を設置する場合、関係の県、市、町又は海上保安部等の関係機関は、現場連絡所の設置に必要な建物等施設の確保又は提供に協力するものとする。

3 関係機関は、中国四国防衛局、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所から所要の措置について要請があったときは、これに協力するものとする。  
(関係機関の任務分担)

第7条 航空事故が発生した場合の関係機関の主な任務分担は、別表4から6に掲げるとおりとする。

(米軍の援助協力)

第8条 米軍は、航空事故が発生した場合の所要措置について関係機関から援助の要請があったときは、速やかに協力するものとする。

(自衛隊又は米軍の消防隊が派遣された場合の消防活動等)

第9条 自衛隊又は米軍の消防隊が災害現場に派遣された場合の消防活動等については、次によるものとする。自衛隊及び消防又は海上保安部等の関係機関は、緊密な連携のもとに迅速、かつ、効率的な消防活動等を実施するものとする。この場合、消防又は海上保安部等の関係機関の長は、自衛隊の派遣部隊の長と作業内容、担当部署等について調整するものとする。

(1) 自衛隊の派遣部隊の長は、災害現場に到着したときは、消防又は海上保安部等の関係機関の長に対し、装備の種類、数量、人員等について通報するとともに、支援活動が完了した場合においてもその状況を通報するものとする。

2 米軍消防隊の消防活動等については、米軍と消防機関との間で消防に関する相互援助協定等が締結されている場合のほかは、前項に準じて活動するものとする。

(警察又は海上保安部等の関係機関の協力)

第10条 警察又は海上保安部等の関係機関は、米軍の航空機による航空事故の被害調査のため、中国四国防衛局が現場の立入りを必要とする場合においては、捜査上支障とならない範囲で協力するものとする。

(細目事項の規定)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な細目については、協議会において別に定めるものとする。

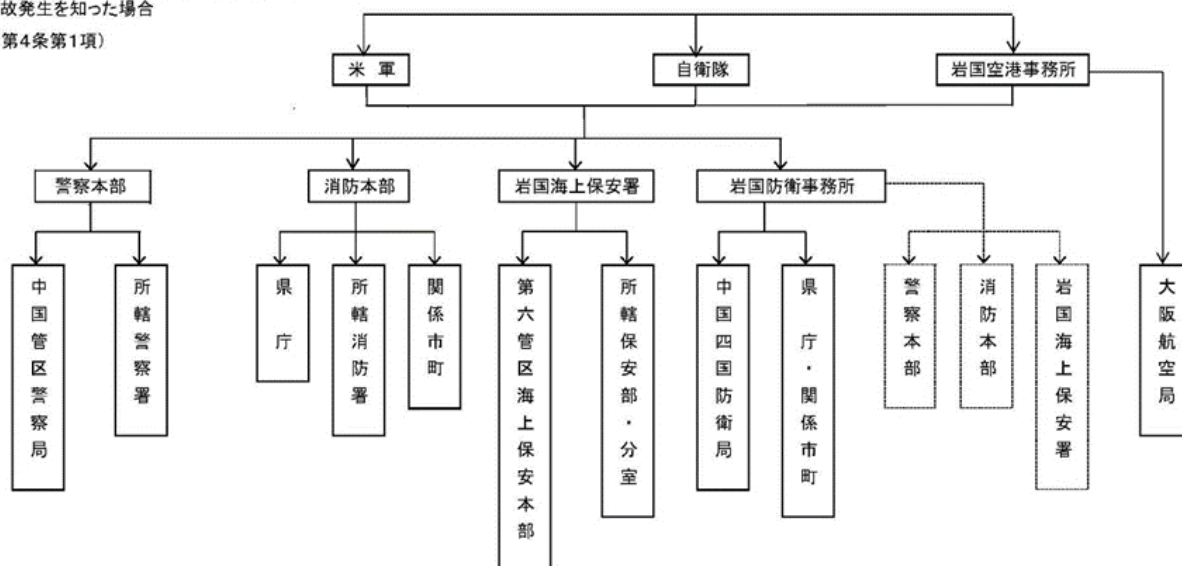
別表1 (第3条関係) 省略

別表2-1

緊急連絡通報系統図 (第1報)

米軍・自衛隊・大阪航空局岩国空港事務所  
が事故発生を知った場合

(第4条第1項)



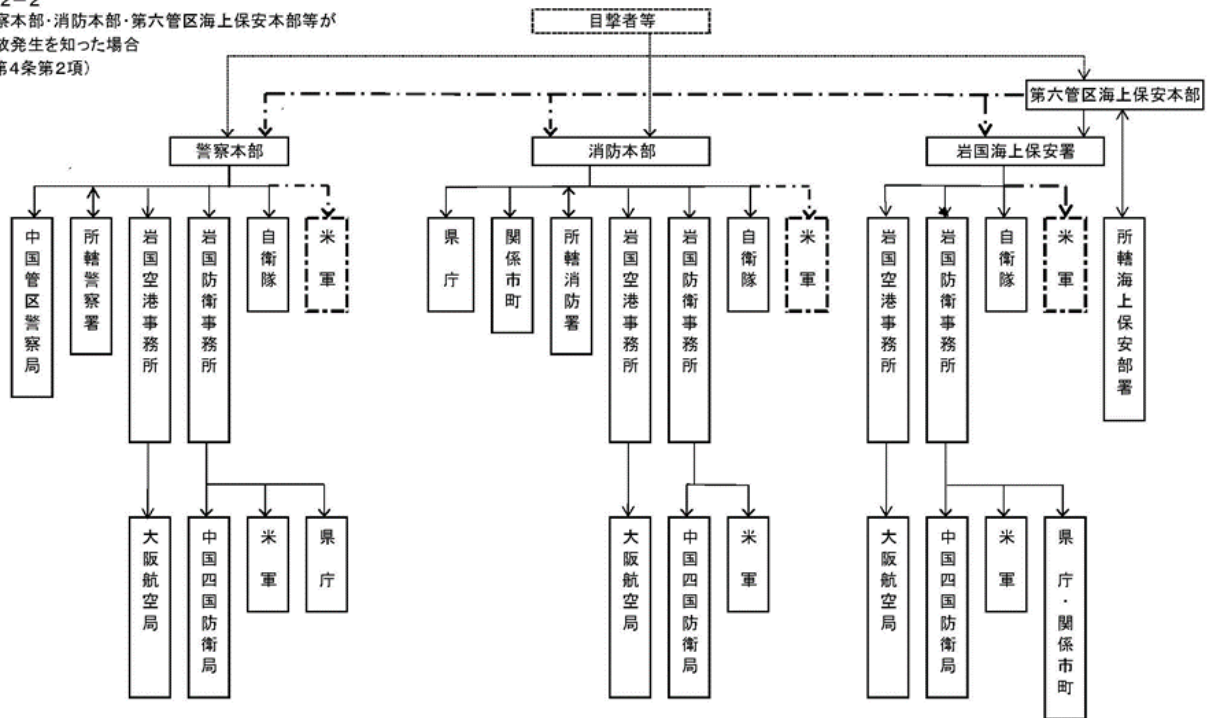
(注) ————— 米軍からの情報伝達を確認するための通報経路

# 緊急連絡通報系統図

(第1報)

別表2-2

警察本部・消防本部・第六管区海上保安本部等が  
事故発生を知った場合  
(第4条第2項)



(注) - - - - - 必要に応じ通報する通報経路

別表3

## 航空機事故発生通報記録表

機関名:

(整理番号No. )

発信年月日及び時刻: 令和 年 月 日 ( 時 分)

受信年月日及び時刻: 令和 年 月 日 ( 時 分)

発信者官職氏名:

受信者官職氏名:

(1) 事故の種類(墜落、不時着、器物・危険物の落下、投棄)

(2) 事故発生の日時: 年 月 日 ( 時 分)  
場所: ( )

(3) 事故機の種類、乗員数及び危険物積載の有無  
米軍機 ( ) 乗員数 ( )  
自衛隊機 ( ) 搭載燃料の概算量 ( )  
民間機 ( )  
救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭乗物又は兵器の量及び種類  
種類 ( ), 数量 ( )

(4) 事故現場の状況: 陸上(市街地、住宅密集地、山林、田、畑、河川、その他)  
海上(漁船、客船、フェリー、タンカー、貨物船、その他)

(5) 死亡者及び負傷者の人数、住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍、傷害の  
程度並びに収容先

(6) 財産被害者の人数、住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍及び被害の状況

(7) 必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報

(8) その他必要な事項

別表 4

米軍航空事故にかかる関係機関の任務分担表

| 事項内容 |                  |                        | 内 容 | 機 関 | 県 | 市<br>町 | 消<br>防 | 警<br>察 | 海<br>保 | 航<br>空<br>局 | 防<br>衛<br>局 | 米<br>軍 | 自<br>衛<br>隊 | 適 用 |
|------|------------------|------------------------|-----|-----|---|--------|--------|--------|--------|-------------|-------------|--------|-------------|-----|
| 人身被害 | 被災死亡者の処置         | (1) 住民等（他地域者を含む）       |     |     |   | ◎      | ○      | ◎      |        |             | ○           | ○      | ○           |     |
|      |                  | (2) 乗員等（事故機又は船舶の場合を含む） |     |     |   | ○      | ○      | ◎      | ◎      |             | ○           | ◎      | ○           |     |
|      | 負傷者の救急活動         | (1) 住民等（上記(1)に同じ）      |     |     |   | ○      | ◎      | ◎      |        |             | ○           | ○      | ○           |     |
|      |                  | (2) 乗員等（上記(2)に同じ）      |     |     |   | ○      | ◎      | ◎      | ◎      |             |             | ◎      | ○           |     |
|      |                  | (3) 救急病院の引受け確認         |     |     |   | ○      | ◎      |        |        |             | ○           |        |             |     |
|      |                  | (4) より適切な病院への転院        |     |     |   | ○      | ○      |        |        |             | ◎           |        |             |     |
|      |                  | (5) 負傷者の応急手当           |     |     |   | ◎      | ○      |        | ◎      |             |             |        |             |     |
| 財産被害 | 消 防 活 動          | (1) 陸上                 |     |     |   |        | ◎      |        |        |             |             | ○      | ○           |     |
|      |                  | (2) 海上                 |     |     |   | ○      | ○      |        | ◎      |             |             |        |             |     |
|      | 消 防 活 動 の 統 制    | (1) 陸上                 |     |     |   | ○      | ◎      | ○      |        |             |             |        |             |     |
|      |                  | (2) 海上                 |     |     |   |        |        |        | ◎      |             |             |        |             |     |
| 現場対策 | 警 備 活 動          | (1) 現場保存               |     |     |   |        |        | ◎      | ◎      |             |             | ◎      |             |     |
|      |                  | (2) 立入制限               |     |     |   |        |        | ◎      | ◎      |             |             | ◎      |             |     |
|      |                  | (3) 財産保護、警備            |     |     |   | ○      |        | ◎      | ◎      |             |             |        |             |     |
|      |                  | (4) 現場交通規制及び交通整理       |     |     |   |        |        | ◎      | ◎      |             |             |        |             |     |
|      |                  | (5) 残置財産保全             |     |     |   | ○      |        | ○      | ○      |             | ◎           |        |             |     |
| 救護対策 | 財産被害者の救援<br>及び協力 | (1) 仮住居の斡旋、提供          |     |     |   | ○      |        |        |        |             | ◎           |        |             |     |
|      |                  | (2) 生活必需品の支給           |     |     |   |        |        |        |        |             | ◎           | ○      |             |     |

注：1 ◎印は、主務機関を示す。

2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。

3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

別表 5

自衛隊航空事故にかかる関係機関の任務分担表

| 事項内容 |                  |                        | 内 容 | 機 関 | 県 | 市<br>町 | 消<br>防 | 警<br>察 | 海<br>保 | 航<br>空<br>局 | 防<br>衛<br>局 | 米<br>軍 | 自<br>衛<br>隊 | 適 用 |
|------|------------------|------------------------|-----|-----|---|--------|--------|--------|--------|-------------|-------------|--------|-------------|-----|
| 人身被害 | 被災死亡者の処置         | (1) 住民等（他地域者を含む）       |     |     |   | ◎      | ○      | ◎      |        |             |             | ○      | ○           |     |
|      |                  | (2) 乗員等（事故機又は船舶の場合を含む） |     |     |   | ○      | ○      | ◎      | ◎      |             |             | ○      | ◎           |     |
|      | 負傷者の救急活動         | (1) 住民等（上記(1)に同じ）      |     |     |   | ○      | ◎      | ◎      |        |             |             | ○      | ○           |     |
|      |                  | (2) 乗員等（上記(2)に同じ）      |     |     |   | ○      | ◎      | ◎      | ◎      |             |             | ○      | ◎           |     |
|      |                  | (3) 救急病院の引受け確認         |     |     |   | ○      | ◎      |        |        |             |             |        | ○           |     |
|      |                  | (4) より適切な病院への転院        |     |     |   |        |        |        |        |             |             |        |             |     |
|      |                  | (5) 負傷者の応急手当           |     |     |   | ◎      | ○      |        | ◎      |             |             |        | ◎           |     |
| 財産被害 | 消 防 活 動          | (1) 陸上                 |     |     |   |        | ◎      |        |        |             |             | ○      | ○           |     |
|      |                  | (2) 海上                 |     |     |   | ○      | ○      |        | ◎      |             |             |        | ○           |     |
|      | 消 防 活 動 の 統 制    | (1) 陸上                 |     |     |   | ○      | ◎      | ○      |        |             |             |        |             |     |
|      |                  | (2) 海上                 |     |     |   |        |        |        | ◎      |             |             |        |             |     |
| 現場対策 | 警 備 活 動          | (1) 現場保存               |     |     |   |        |        | ◎      | ◎      |             |             |        | ○           |     |
|      |                  | (2) 立入制限               |     |     |   |        |        | ◎      | ◎      |             |             |        | ○           |     |
|      |                  | (3) 財産保護、警備            |     |     |   | ○      |        | ◎      | ◎      |             |             |        | ○           |     |
|      |                  | (4) 現場交通規制及び交通整理       |     |     |   |        |        | ◎      | ◎      |             |             |        |             |     |
|      |                  | (5) 残置財産保全             |     |     |   | ○      |        | ○      | ○      |             |             |        | ◎           |     |
| 救護対策 | 財産被害者の救援<br>及び協力 | (1) 仮住居の斡旋、提供          |     |     |   | ○      |        |        |        |             |             |        | ◎           |     |
|      |                  | (2) 生活必需品の支給           |     |     |   |        |        |        |        |             |             |        | ◎           |     |

注：1 ◎印は、主務機関を示す。

2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。

3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

別表 6

民間航空事故にかかる関係機関の任務分担表

| 事項内容 |                  |                        | 県 | 市<br>町 | 消<br>防 | 警<br>察 | 海<br>保 | 航<br>空<br>局 | 防<br>衛<br>局 | 米<br>軍 | 自<br>衛<br>隊 | 適<br>用 |
|------|------------------|------------------------|---|--------|--------|--------|--------|-------------|-------------|--------|-------------|--------|
| 人身被害 | 被災死亡者の処置         | (1) 住民等（他地域者を含む）       |   | ◎      | ○      | ◎      |        | ○           |             | ○      | ○           |        |
|      |                  | (2) 乗員等（事故機又は船舶の場合を含む） |   | ○      | ○      | ◎      | ◎      | ◎           |             | ○      | ○           |        |
|      | 負傷者の救急活動         | (1) 住民等（上記(1) に同じ）     |   | ○      | ◎      | ◎      |        | ○           |             | ○      | ○           |        |
|      |                  | (2) 乗員等（上記(2) に同じ）     |   | ○      | ◎      | ◎      | ◎      | ◎           |             | ○      | ○           |        |
|      |                  | (3) 救急病院の引受け確認         |   | ○      | ◎      |        |        | ○           |             |        |             |        |
|      |                  | (4) より適切な病院への転院        |   |        |        |        |        |             |             |        |             |        |
|      |                  | (5) 負傷者の応急手当           |   | ◎      | ○      |        | ◎      | ◎           |             |        |             |        |
| 財産被害 | 消 防 活 動          | (1) 陸上                 |   |        | ◎      |        |        |             |             | ◎      | ○           |        |
|      |                  | (2) 海上                 |   | ○      | ○      |        | ◎      |             |             |        |             |        |
|      | 消 防 活 動 の 統 制    | (1) 陸上                 |   | ○      | ◎      | ○      |        |             |             |        |             |        |
|      |                  | (2) 海上                 |   |        |        |        | ◎      |             |             |        |             |        |
| 現場対策 | 警 備 活 動          | (1) 現場保存               |   |        |        | ◎      | ◎      | ○           |             |        |             |        |
|      |                  | (2) 立入制限               |   |        |        | ◎      | ◎      | ○           |             |        |             |        |
|      |                  | (3) 財産保護、警備            |   | ○      |        | ◎      | ◎      | ○           |             |        |             |        |
|      |                  | (4) 現場交通規制及び交通整理       |   |        |        | ◎      | ◎      |             |             |        |             |        |
|      |                  | (5) 残置財産保全             |   | ○      |        | ○      | ○      | ◎           |             |        |             |        |
| 救護対策 | 財産被害者の救援<br>及び協力 | (1) 仮住居の斡旋、提供          |   | ○      |        |        |        | ◎           |             |        |             |        |
|      |                  | (2) 生活必需品の支給           |   |        |        |        |        | ◎           |             |        |             |        |

注：1 ◎印は、主務機関を示す。

2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。

3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

## (7) 岩国基地沖合移設促進期成同盟会規約

制定 昭和 53 年 6 月 12 日  
改正 昭和 53 年 7 月 1 日  
昭和 55 年 12 月 13 日  
平成 16 年 10 月 1 日  
平成 17 年 2 月 21 日  
平成 18 年 3 月 20 日  
平成 22 年 4 月 1 日

### 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この会は、岩国基地沖合移設促進期成同盟会という。

(目的)

第 2 条 この会は、基地に起因する騒音等の諸障害及び航空機墜落等の危険性の軽減又は除去並びに周辺地域の発展を図るために、岩国基地沖合移設の実現を強力に促進することを目的とする。

(事業)

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 移設の促進に関すること。
- (2) 国、政党等に対する要望及び陳情に関すること。
- (3) 会員相互の連絡協調に関すること。
- (4) 調査及び資料の作成に関すること。
- (5) その他の目的を達成するために必要な事業

### 第 2 章 会 員

(会員)

第 4 条 この会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 山口県知事及び山口県議会議長
- (2) 市長会、市議会議長会、町村会及び町議会議長会の会長
- (3) 岩国市及び柳井市の市長及び市議会議長
- (4) 周防大島町及び和木町の町長及び町議会議長

### 第 3 章 役 員

(役員)

第 5 条 この会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副会長 7 人
- (3) 監 事 若干人

(会長、副会長及び監事)

第 6 条 会長は、山口県知事をもって充て、副会長は、山口県議会議長並びに市長会、市議会議長会、町村会及び町議会議長会の会長並びに岩国市長及び岩国市議会議長をもって充て、監事は、総会で選出する。

- 2 会長は、この会の事務を総理し、この会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(役員の任期)

第 7 条 役員の任期は、その者の職務によって充てられる者のほか、2 年とし、再任を妨げない。

2 役員に選任された者に異動があったときは、その後任者が当該役員に選任されたものとみなす。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問及び参与)

第 8 条 この会に、事業の推進に関し、必要な指導及び援助を受けるため、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は国議員のうちから、参与は県議会議員のうちから会長が委嘱する。

3 第 1 項の目的のため、必要に応じ、顧問又は参与による会議を開催することができる。

### 第 4 章 幹事及び事務局

(幹事)

第 9 条 この会に、幹事を置く。

2 幹事は、会員の事務局(議会議務局を除く。)の局長、部長、課長又はこれらの職に準ずる職にある者をもって充てる。

3 幹事は、会長の命を受けて会務の企画運営に従事する。(事務局)

第 10 条 この会の事務を処理するため、岩国市総合政策部基地政策課内に、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務職員を置く。

3 事務局長は、岩国市の幹事をもって充て、事務職員は、岩国市総合政策部基地政策課の職員をもって充てる。

4 第 2 項に定めるもののほか、必要に応じ嘱託を置くことができる。

### 第 5 章 会 議

(定例総会及び臨時総会)

第 11 条 この会の会議は、通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年 1 回開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は会員の 4 分の 1 以上の者から付議すべき事件を示して臨時総会の開催の請求があったとき、これを開催する。

(招集)

第 12 条 通常総会及び臨時総会(以下「総会」という。)は、会長が招集する。

2 招集は、会員に対し、付議すべき事件並びに総会の日時及び場所を開会 5 日前までに文書をもって通知してするものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(議長)

第 13 条 総会の議長は、会長をもって充てる。

(定足数)

第 14 条 総会は、会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(表決)

第 15 条 総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員で、代理者に表決を委任したものは、出席者とみなす。

(付議事件)

第 16 条 総会は、次に掲げる事件を議決する。

- (1) 規約を改廃すること。
- (2) 事業計画を定め、事業報告を承認すること。
- (3) 予算を定め、決算を承認すること。
- (4) 分担金に関すること。
- (5) この会の解散に関すること。

### 第 6 章 会 計

(経費)

第 17 条 この会の事業遂行に要する経費は、分担金その他の諸収入をもって充てる。

(会計年度)

第 18 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

### 第 7 章 雑 則

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、この会の運営について必要な事項は、会長が定める。

## (8) 山口県基地関係県市町連絡協議会規約

制定 平成 23 年 5 月 17 日

(名称)

第 1 条 この会は、山口県基地関係県市町連絡協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、基地に起因する諸問題について、山口県(以下「県」という。)並びに岩国市、柳井市、周防大島町及び和木町(以下「関係市町」という。)が密接に連携し、相互に協力してその解決を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 協議会は、目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 要望活動に関すること
- (2) 調査研究に関すること
- (3) その他目的達成に必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、県及び関係市町の長をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 1名

2 会長は県知事とする。

3 副会長は岩国市長とする。

4 監事は、総会において互選する。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、会務を監査する。

(監事の任期)

第7条 監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 監事は、その任期が満了したときにおいても後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行う。

(総会)

第8条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2 通常総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(総会の議長及び定足数)

第9条 総会の議長は、会長がこれにあたり、議事を主宰する。

2 総会は、会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 総会に出席できない会員で、代理者に表決を委任した者は、出席者とみなす。

(総会の議決事項)

第10条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業の計画及び報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 規約の改正に関する事項
- (4) その他会長が必要と認める事項

(幹事会)

第11条 協議会の下に、幹事会を置く。

2 幹事会は、協議会の運営に関する調整事項を処理する。

3 幹事は、県総務部岩国基地対策室次長及び関係市町の基地担当課長をもって充て、幹事長は県総務部岩国基地対策室次長とする。

4 幹事会は、必要に応じて開催する。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、県総務部岩国基地対策室に置く。

2 県総務部岩国基地対策室次長を事務局長とする。

(会計)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 協議会の経費は、県及び関係市町の負担金並びに寄付金その他の収入をもって充てる。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成23年5月17日から施行する。

## (9) 岩国基地に関する協議会確認書

### 確 認 書

米軍岩国基地に係る安心・安全対策について、共同して問題解決を図るため、中国四国防衛局（以下「甲」という。）及び岩国市（以下「乙」という。）並びに山口県（以下「丙」という。）は、三者が定期的に協議を行う場を設置することに合意し、ここに確認する。

(設置)

第1条 甲、乙及び丙は、米軍岩国基地に係る安心・安全対策について、協議を行うため、「岩国基地に関する協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

(1) 米軍岩国基地に係る安心・安全対策（「米軍岩国基地に係る安心・安全対策についての要望書」（平成20年10月31日付け岩国市長文書）に係るものをいう。）に関すること。

(2) その他必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、中国四国防衛局長及び同局企画部長、岩国市長及び同市基地対策担当部長並びに山口県総務部理事をもって構成する。

2 協議会に幹事会を置く。

3 幹事会は、中国四国防衛局企画部長、同局調達部次長、同局基地対策室長及び同局岩国防衛事務所長、岩国市副市長、同市基地対策担当部長及び同市基地対策課長並びに山口県総務部理事及び同県岩国基地沖合移設対策室次長をもって構成する。

4 協議会及び幹事会には、構成員の要請を踏まえ、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

5 協議会の事務を処理するため、甲及び乙で構成する事務局を置く。

(開催)

第4条 協議会及び幹事会の開催は次のとおりとする。

(1) 協議会は、甲、乙又は丙の求めに応じ、適宜開催する。

(2) 幹事会は、協議会の議事を円滑に運営するため、必要の都度、適宜開催することができる。

(その他)

第5条 その他、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

平成21年2月3日

甲 中国四国防衛局長

乙 岩 国 市 長

丙 山口県総務部理事

## (10) 岩国市及び岩国地区消防組合とアメリカ合衆国海兵隊岩国航空基地との間の消防相互応援協定

この協定は、岩国市長（以下「市長」という。）と、岩国地区消防組合管理者（以下「管理者」という。）とアメリカ合衆国海兵隊岩国航空基地司令官（以下「司令官」という。）との間で平成14年3月28日作成し、次のとおり締結する。

この協定は、火災又は災害（自然及び人的災害）が発生した場合、岩国市（以下「市」という。）及び岩国地区消防組合（以下「組合」という。）とアメリカ合衆国海兵隊航空基地（以下「基地」という。）との間で相互援助することにより被害を軽減することを目的とする。

この協定は、市及び組合と基地との間のみ適用する。

市長及び管理者並びに司令官又はそれぞれの代理人は、この協定の精神と趣旨に基づいて、その達成を保証するものとする。

当事者は、その管轄区域内において消防活動に必要な資機材及び人員を維持する。

この協定に従って、互いに援助することは、この協定の両当事者にとって相互に安全で、かつ、実効性があり、さらに有益なものでなければならない。

協定は、次のとおりとする。

第1条 緊急事態発生の際、市長及び管理者並びに司令官は、当事者の判断に基づくことを条件として、次の相互援助に同意するものとする。

第2条 この協定による応援は、強制されないが、応援要請を受けた当事者は、何らかの理由で応援が出来ないときは、直ちにその旨を要請者に通知しなければならない。

第3条 司令官又は代理者から応援の要請があった際、市長及び管理者又はそれぞれの代理者は、必要に応じて基地の応援をするため消防資機材及び消防隊員を派遣する。

第4条 市長及び管理者又はそれぞれの代理者から応援の要請があった際、司令官又は司令官が命じた代理者は、必要に応じて市及び組合の応援をするため、消防資機材及び消防隊員を派遣する。

第5条 市及び組合において応援を要請する場合は、責任ある市及び組合は、基地消防部（253-3290又は253-3322）へ次の事項を連絡する。

- (1) 援助を要請する責任者の氏名
- (2) 必要とする資機材及びその数量並びに人員数
- (3) 消防隊員の派遣先
- (4) 簡単な災害の概要

第6条 基地において援助を要請する場合は、組合消防本部（火災専用電話119）へ前条各号と同一事項を連絡するものとする。

第7条 この協定に基づくアメリカ合衆国海兵隊の行為は、公務中になされた行為であるとみなす。

第8条 前条以外のいかなる個人による活動の履行もアメリカ合衆国海兵隊の公務中の行為とみなされない。

第9条 この協定は、当事者間相互の利益を図ることが目的であり、その目的達成のため派遣した消防隊員が生命を失い、若しくは傷害を破り、又は資機材器具に損害を受けた場合といえども、各当事者は相手方に対し補償の要求をしない。

第10条 この協定に基づいて援助する各当事者は、その賠償を受ける資格はないものとする。

第11条 応援を要請した消防隊の長は、管轄区域内における消防部隊の運用に関する全責任を有し、この消防部隊の運用責任は、この協定に基づく応援隊を派遣する相手側に移行しないものである。

第12条 応援を要請した消防隊の長は、管轄区域内における火災等の災害現場におけるすべての消防隊員、消防車両及び資機材、器具の運用に関する責任を有する。

応援隊を要請した消防隊の長が、火災又は災害の現場において応援側部隊の指揮を執ることができない場合は、次席者が指揮を執る。ただし、特別な状況下に限り、応援を要請した消防隊の指揮者に代わり応援側の指揮者が指揮を執ることができる。

第13条 この協定に従って、双方の消防関係者は互恵の基盤に立ち、地形水利等地域の実情に精通するよう相互の交流を深めるものとする。また必要に応じ可能な範囲で消防訓練等（戦術計画、情報交換、会議、教育、演習）を実施する。

第14条 この協定を効果的に履行するため、それぞれの消防隊の幹部は、必要とする細部計画及び運営手続きを起草することができ、かつ指示を受けるものとする。そのような細部計画及び運営手続きは、この協定の当事者による承認によって効力を生ずるものとする。

第15条 この協定の実施について疑義を生じたときは、当事者双方が協議し解決する。

第16条 この協定は、本書に記載された日付をもって効力を生じ、締結者相互の合意によって解除されるまで、又はいずれかの締結者が他方の締結者に対し、文書をもって通告を行うまで効力を有するものとする。この場合10日の予告期間を与えるものとする。

したがって相互の署名により、従前の岩国市及び岩国地区消防組合とアメリカ合衆国海兵隊岩国航空基地との間の火災又は災害時における消防相互援助協定は、効力を失う。  
以上、平成14年3月28日岩国市において記名調印する。

岩国市長

アメリカ合衆国海兵隊  
岩国航空基地司令官  
海兵隊大佐

岩国地区消防組合管理者

## 2 関係法令等

### (1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

昭和 35 年 1 月 19 日ワシントンで署名  
昭和 35 年 6 月 23 日効力発生

日本国及びアメリカ合衆国は、  
両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、  
また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、  
国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、  
両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、  
両国が極東における国際平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、  
相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、  
よって、次のとおり協定する。

#### 第 1 条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

#### 第 2 条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによって、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに務め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

#### 第 3 条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

#### 第 4 条

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

#### 第 5 条

各締約国は、日本国の施政下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続きに従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、国際連合憲章第 51 条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

#### 第 6 条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952 年 2 月 28 日に東京で署名された日本国とアメリ

カ合衆国との間の安全保障条約第 3 条に基づく行政協定（改正を含む。）に代わる個別の協定及び合意される他の取極により規律される。

#### 第 7 条

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

#### 第 8 条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続きに従って批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

#### 第 9 条

1951 年 9 月 8 日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条件の効力発生の時に効力を失う。

#### 第 10 条

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたと日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が 10 年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意志を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後 1 年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

1960 年 1 月 19 日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書 2 通を作成した。

日本国のために

岸 信 介  
藤 山 愛一郎  
石 井 光次郎  
足 立 正  
朝 海 浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター  
ダグラス・マックアーサー二世  
J・グレイサム・パーズンズ

### (2) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

昭和 35 年 1 月 19 日ワシントンで署名  
昭和 35 年 6 月 23 日効力発生

日本国及びアメリカ合衆国は、1960 年 1 月 19 日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条の規定に従い、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

#### 第 1 条

この協定において、

- (a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。
- (b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第 14 条 1 に掲げる者を除く。）をいう。この協定のみの適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。
- (c) 「家族」とは、次のものをいう。
  - (1) 配偶者及び 21 才未満の子
  - (2) 父、母及び 21 才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

#### 第 2 条

- 1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第 6 条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施

施設及び区域に関する協定は、第 25 条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。

- (b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第 3 条に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が (a) の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。

2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならない。また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。

3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。

4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。

(b) 合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

### 第 3 条

1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があつたときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。

2 合衆国は、1 に定める措置を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によつては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。

3 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない。

### 第 4 条

1 合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たつて、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。

2 日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。

3 前記の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取極に基づいて行なう建設には適用しない。

### 第 5 条

1 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に出入することができる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送されるときは、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならない。その貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出国は、日本国の法令による。

2 1 に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（機甲車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に出入し、これらのものの間を移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのものの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。

3 1 に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もつとも、水先人を使用したときは、応当する料率で水先料を支払わなければならない。

### 第 6 条

1 すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものとし、かつ、集団安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合するものとする。この協調及び整合を図るため必要な手続及びそれに対するその後の変更は、両政府の当局間の取極によつて定める。

2 合衆国軍隊が使用している施設及び区域並びにそれらに隣接し又はそれらの近傍の領水に置かれ、又は設置される燈火その他の航行補助施設及び航空保安施設は、日本国で使用されている様式に合致しなければならない。これらの施設を設置した日本国及び合衆国の当局は、その位置及び特徴を相互に通告しなければならない。かつ、それらの施設を変更し、又は新たに設置する前に予告をしなければならない。

### 第 7 条

合衆国軍隊は、日本国政府の各省その他の機関に当該時に適用されている条件よりも不利でない条件で、日本国政府が有し、管理し、又は規制するすべての公益事業及び公共の役務を利用することができ、並びにその利用における優先権を享有するものとする。

### 第 8 条

日本国政府は、両政府の当局間の取極に従い、次の気象業務を合衆国軍隊に提供することを約束する。

- (a) 地上及び海上からの気象観測（気象観測船からの観測を含む。）  
(b) 気象資料（気象庁の定期的概報及び過去の資料を含む。）  
(c) 航空機の安全かつ正確な運航のため必要な気象情報を報ずる電気通信業務  
(d) 地震観測の資料（地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む。）

### 第 9 条

1 この条の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。

2 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。ただし、日本国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとみなされない。

3 合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に当たつて、次の文書を携帯しなければならない。

- (a) 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書  
(b) その個人又は集団が合衆国軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集団的旅行の命令書

合衆国軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯していなければならない。身分証明書は、要請があるときは日本国の当局に提示しなければならない。

4 軍属、その家族及び合衆国軍隊の構成員の家族は、合衆国の当局が発給した適当な文書を携帯し、日本国への入国若しくは日本国からの出国に当たつて又は日本国にある間その身分を日本国の当局が確認することができるようにしなければならない。

5 1 の規定に基づいて日本国に入国した者の身分に変更があつてその者がそのような入国の資格を有しなくなつた場合には、合衆国の当局は、日本国の当局にその旨を通告するものと

し、また、その者が日本国から退去することを日本国の当局によつて要求されたときは、日本国政府の負担によらないで相当の期間内に日本国から輸送することを確保しなければならない。

- 6 日本国政府が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の日本国の領域からの送出国を要請し、又は合衆国軍隊の旧構成員若しくは旧軍属に対し若しくは合衆国軍隊の構成員、軍属、旧構成員若しくは旧軍属の家族に対し退去命令を出したときは、合衆国の当局は、それらの者を自国の領域内に受け入れ、その他日本国外に送出することにつき責任を負う。この項の規定は、日本国民でない者で合衆国軍隊の構成員若しくは軍属として又は合衆国軍隊の構成員若しくは軍属となるために日本国に入国したものの及びそれらの者の家族に対してのみ適用する。

#### 第 10 条

- 1 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。
- 2 合衆国軍隊及び軍属用の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。

#### 第 11 条

- 1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、この協定中に規定がある場合を除くほか、日本国の税関当局が執行する法令に服さなければならない。
- 2 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第 15 条に定める諸機関が合衆国軍隊の公用のため又は合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の使用のため輸入するすべての資材、需品及び備品並びに合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品は、日本国に入れることを許される。この輸入には、関税その他の課徴金を課さない。前記の資材、需品及び備品は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第 15 条に定める諸機関が輸入するものである旨の適当な証明書（合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品にあつては、合衆国軍隊が前記の目的のために受領すべき旨の適当な証明書）を必要とする。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に仕向けられ、かつ、これらの者の私用に供される財産には、関税その他の課徴金を課する。ただし、次のものについては、関税その他の課徴金を課さない。

- (a) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属が日本国で勤務するため最初に到着した時に輸入し、又はそれらの家族が当該合衆国軍隊の構成員若しくは軍属と同居するため最初に到着した時に輸入するこれらの者の私用のための家具及び家庭用品並びにこれらの者が入国の際持ち込む私用のための身回り品
- (b) 合衆国軍隊の構成員又は軍属が自己又はその家族の私用のため輸入する車両及び部品
- (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入される種類の合理的な数量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの

- 4 2 及び 3 で与える免除は、物の輸入の場合のみに適用するものとし、関税及び国内消費税がすでに徴収された物を購入する場合に、当該物の輸入の際税関当局が徴収したその関税及び国内消費税を払いもどすものと解してはならない。
- 5 税関検査は、次のものの場合には行なわないものとする。
- (a) 命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する合衆国軍隊の部隊
- (b) 公用の封印がある公文書及び合衆国軍事郵便路線上にある公用郵便物
- (c) 合衆国政府の船荷証券により船積みされる軍事貨物

- 6 関税の免除を受けて日本国に輸入された物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、関税の免除を受けて当該物を輸入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

- 7 2 及び 3 の規定に基づき関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に輸入された物は、関税その他の課徴金の免除を受けて再輸出することができる。

- 8 合衆国軍隊は、日本国の当局と協力して、この条の規定に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に与えられる特権の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならない。

- 9 (a) 日本国の当局及び合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局が執行する法令に違反する行為を防止するため、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなければならない。

- (b) 合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局によつて又はこれに代わつて行なわれる差押えを受けるべき物件がその税関当局に引き渡されることを確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。

- (c) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。

- (d) 合衆国軍隊に属する車両及び物件で、日本国政府の関税又は財務に関する法令に違反する行為に関連して日本国政府の税関当局が差し押えたものは、関係部隊の当局に引き渡さなければならない。

#### 第 12 条

- 1 合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められるところにより日本国で供給されるべき需品又は行なわれるべき工事のため、供給者又は工事を行なう者の選択に関して制限を受けずに契約することができる。そのような需品又は工事は、また、両政府の当局間で合意されるときは、日本国政府を通じて調達することができる。

- 2 現地で供給される合衆国軍隊の維持のため必要な資材、需品、備品及び役務でその調達が日本国の経済に不利な影響を及ぼすおそれがあるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て、調達しなければならない。

- 3 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を附して日本国で公用のため調達する資材、需品、備品及び役務は、日本の次の租税を免除される。

- (a) 物品税
- (b) 通行税
- (c) 揮発油税
- (d) 電気ガス税

最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務は、合衆国軍隊の適当な証明書があれば、物品税及び揮発油税を免除される。両政府は、この条に明示していない日本の現在の又は将来の租税で、合衆国軍隊によつて調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務の購入価格の重要なかつ容易に判別することができる部分をなすと認められるものに関しては、この条の目的に合致する免税又は税の軽減を認めるための手続について合意するものとする。

- 4 現地の労務に対する合衆国軍隊及び第 15 条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。

- 5 所得税、地方住民税及び社会保障のための納付金を源泉徴収して納付するための義務並びに、相互間で別段の合意をする場合を除くほか、賃金及び諸手当に関する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。

- 6 合衆国軍隊又は、適当な場合には、第 15 条に定める機関により労働者が解職され、かつ、雇用契約が終了していない旨の日本国の裁判所又は労働委員会の決定が最終的のものとなつた場合には、次の手続が適用される。

- (a) 日本国政府は、合衆国軍隊又は前記の機関に対し、裁判所又は労働委員会の決定を通報する。

- (b) 合衆国軍隊又は前記の機関が当該労働者を就労させることを希望しないときは、合衆国軍隊又は前記の機関は、日本国政府から裁判所又は労働委員会の決定について通報を受けた後 7 日以内に、その旨を日本国政府に通告しなければならない。暫定的にその労働者を就労させないことができる。
- (c) 前記の通告が行なわれたときは、日本国政府及び合衆国軍隊又は前記の機関は、事件の実際的な解決方法を見出すため遅滞なく協議しなければならない。
- (d) (c) の規定に基づく協議の開始の日から 30 日の期間内にそのような解決に到達しなかったときは、当該労働者は、就労することができない。このような場合には、合衆国政府は、日本国政府に対し、両政府間で合意される期間の当該労働者の雇用の費用に等しい額を支払わなければならない。
- 7 軍属は、雇用の条件に関して日本国の法令に服さない。
- 8 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国における物品及び役務の個人的購入について日本国の法令に基づいて課される租税又は類似の公課の免除をこの条の規定を理由として享有することはない。
- 9 3 に掲げる租税の免除を受けて日本国で購入した物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、当該租税の免除を受けて当該物を購入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

### 第 13 条

- 1 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。
- 2 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が合衆国軍隊に勤務し、又は合衆国軍隊若しくは第 15 条に定める諸機関に雇用された結果受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に日本の租税を納付する義務を負わない。この条の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての日本の租税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる合衆国市民に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であるという理由のみによって日本国にある期間は、日本の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資若しくは事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

### 第 14 条

- 1 通常合衆国に居住する人（合衆国の法律に基づいて組織された法人を含む。）及びその被用者で、合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行のみを目的として日本国にあり、かつ、合衆国政府が 2 の規定に従い指定するものは、この条に規定がある場合を除くほか、日本国の法令に服しなければならない。
- 2 1 にいう指定は、日本国政府との協議の上で行なわれるものとし、かつ、安全上の考慮、関係業者の技術上の適格要件、合衆国の標準に合致する資材若しくは役務の欠如又は合衆国の法令上の制限のため競争入札を実施することができない場合に限り行なわれるものとする。
- 前記の指定は、次のいずれかの場合には、合衆国政府が取り消すものとする。
- (a) 合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行が終わったとき。
- (b) それらの者が日本国において合衆国軍隊関係の事業活動以外の事業活動に従事していることが立証されたとき。

- (c) それらの者が日本国で違法とされる活動を行なっているとき。
- 3 前記の人及びその被用者は、その身分に関する合衆国の当局の証明があるときは、この協定による次の利益を与えられる。
- (a) 第 5 条 2 に定める出入及び移動の権利
- (b) 第 9 条の規定による日本国への入国
- (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第 11 条 3 に定める関税その他の課徴金の免除
- (d) 合衆国政府により認められたときは、第 15 条に定める諸機関の役務を利用する権利
- (e) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第 19 条 2 に定めるもの
- (f) 合衆国政府により認められたときは、第 20 条に定めるところにより軍票を使用する権利
- (g) 第 21 条に定める郵便施設の利用
- (h) 雇用の条件に関する日本国の法令の適用からの除外
- 4 前記の人及びその被用者は、その身分の者であることが旅券に記載されていないにもかかわらず、その到着、出発及び日本国にある間の居所は、合衆国軍隊が日本国の当局に随時に通告しなければならない。
- 5 前記の人及びその被用者が 1 に掲げる契約の履行のためにのみ保有し、使用し、又は移転する減価償却資産（家屋を除く。）については、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、日本の租税又は類似の公課を課されない。
- 6 前記の人及びその被用者は、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、死亡による移転又はこの協定に基づいて租税の免除を受ける権利を有する人若しくは機関への移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資のため若しくは他の事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。
- 7 1 に掲げる人及びその被用者は、この協定に定めるいずれかの施設又は区域の建設、維持又は運営に関して合衆国政府と合衆国において結んだ契約に基づいて発生する所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に所得税又は法人税を納付する義務を負わない。この項の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての所得税又は法人税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる前記の人及びその被用者に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国政府との契約の履行に關してのみ日本国にある期間は、前記の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。
- 8 日本国の当局は、1 に掲げる人及びその被用者に対し、日本国において犯す罪で日本国の法令によつて罰することができるものについて裁判権を行使する第一次の権利を有する。日本国の当局が前記の裁判権を行使しないことに決定した場合には、日本国の当局は、できる限りすみやかに合衆国の軍当局にその旨を通告しなければならない。この通告があつたときは、合衆国の軍当局は、これらの者に対し、合衆国の法令により与えられた裁判権を行使する権利を有する。

### 第 15 条

- 1 (a) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する海軍販売所、ピー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の歳出外資金による諸機関は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置することができる。これらの諸機関は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服さない。
- (b) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する新聞が一般の公衆に販売されるときは、当該新聞は、その頒布に関する限り、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服する。

- 2 これらの諸機関による商品及び役務の販売には、1（b）に定める場合を除くほか、日本の租税を課さず、これらの諸機関による商品及び需品の日本国内における購入には、日本の租税を課する。
- 3 これらの諸機関が販売する物品は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、これらの諸機関から購入することを認められない者に対して日本国内で処分してはならない。
- 4 この条に掲げる諸機関は、日本国の当局に対し、日本国の税法が要求するところにより資料を提供するものとする。

#### 第 16 条

日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

#### 第 17 条

- 1 この条の規定に従うことを条件として、
- (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。
- (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によつて罰することができるものについて、裁判権を有する。
- 2 (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に対し、合衆国の法令によつて罰することができる罪で日本国の法令によつては罰することができないもの（合衆国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
- (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の法令によつて罰することができる罪で合衆国の法令によつては罰することができないもの（日本国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
- (c) 2 及び 3 の規定の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。
- (i) 当該国に対する反逆
- (ii) 妨害行為（サボタージュ）、諜報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反
- 3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。
- (a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。
- (i) もつぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもつぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪
- (ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪
- (b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。
- (c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
- 4 前諸項の規定は、合衆国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。
- 5 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本国の領域内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従つて裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡しについて、相互に援助しなければならない。
- (b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。

(c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。

- 6 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物件の引渡しは、引渡しを行なう当局が定める期間内に還付されることを条件として行なうことができる。
- (b) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。

7 (a) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。

(b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局がこの条の規定に基づいて日本国の領域内で言い渡した自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

8 被告人がこの条の規定に従つて日本国の当局又は合衆国の軍当局のいずれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の国の当局は、日本国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。ただし、この項の規定は、合衆国の軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。

9 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本国の裁判権に基づいて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。

- (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
- (b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利
- (c) 自己に不利な証人と対決する権利
- (d) 証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的な手続により証人を求める権利
- (e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行なわれている条件に基づき費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利
- (f) 必要と認めたときは、有能な通訳を用いる権利
- (g) 合衆国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち会わせる権利

10 (a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第 2 条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。

(b) 前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。

11 相互協力及び安全保障条約第 5 条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府のいずれの一方も、他方の政府に対し 60 日前に予告を与えることによって、この条のいずれの規定の適用も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、日本国政府及び合衆国政府は、適用を停止される規定に代わるべき適当な規定を合意する目的をもつて直ちに協議しなければならない。

12 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件に対しては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第 3 条に基づく行政協定第 17 条の当該時に存在した規定を適用する。

#### 第 18 条

- 1 各当事国は、自国が所有し、かつ、自国の陸上、海上又は航空の防衛隊が使用する財産に対する損害については、次の場合には、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
  - (a) 損害が他方の当事国の防衛隊の構成員又は被用者によりその者の公務の執行中に生じた場合
  - (b) 損害が他方の当事国が所有する車両、船舶又は航空機でその防衛隊が使用するものの使用から生じた場合。ただし、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が公用のため使用されていたとき、又は損害が公用のため使用されている財産に生じたときに限る。  
海難救助についての一方向の当事国の他方の当事国に対する請求権は、放棄する。ただし、救助された船舶又は積荷が、一方の当事国が所有し、かつ、その防衛隊が公用のため使用しているものであった場合に限る。
- 2 (a) いずれか一方の当事国が所有するその他の財産で日本国内にあるものに対して1に掲げるようにして損害が生じた場合には、両政府が別段の合意をしない限り、(b)の規定に従って選定される一人の仲裁人が、他方の当事国の責任の問題を決定し、及び損害の額を査定する。仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求を裁定する。
  - (b) (a)に掲げる仲裁人は、両政府間の合意によつて、司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことがある日本国民の中から選定する。
  - (c) 仲裁人が行なつた裁定は、両当事国に対して拘束力を有する最終的のものとする。
  - (d) 仲裁人が裁定した賠償の額は、5 (e) (i)、(ii)及び(iii)の規定に従つて分担される。
  - (e) 仲裁人の報酬は、両政府間の合意によつて定め、両政府が、仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払う。
  - (f) もつとも、各当事国は、いかなる場合においても1,400合衆国ドル又は50万4,000円までの額については、その請求権を放棄する。これらの通貨の間の為替相場に著しい変動があつた場合には、両政府は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。
- 3 1及び2の規定の適用上、船舶について「当事国が所有する」というときは、その当事国が裸用船した船舶、裸の条件で徴発した船舶又は拿捕した船舶を含む。ただし、損失の危険又は責任が当該当事国以外の者によつて負担される範囲については、この限りでない。
- 4 各当事国は、自国の防衛隊の構成員がその公務の執行に従事している間に被つた負傷又は死亡については、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
- 5 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第3者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6又は7の規定の適用を受け）る請求権を除く。）は、日本国が次の規定に従つて処理する。
  - (a) 請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従つて、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。
  - (b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本円で行なう。
  - (c) 前記の支払（合意による解決に従つてされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従つてされたものであるとを問わない。）又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的のものとする。
  - (d) 日本国が支払をした各請求は、その明細並びに(e) (i)及び(ii)の規定による分担案とともに、合衆国の当局に通知しなければならない。2箇月以内に回答がなかつたときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。
  - (e) (a)から(d)まで及び2の規定に従い請求を満了するために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。
    - (i) 合衆国のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その25パーセントを日本国が、その75パーセントを合衆国が分担する。
    - (ii) 日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が日本国又は合衆国の防衛隊によつて生じ、かつ、その損害をこれらの防衛隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、日本国及び合衆国が均等に分担する。
    - (iii) 比率に基づく分担案が受諾された各事件について日本国が6箇月の期間内に支払つた額の明細書は、支払要請書とともに、6箇月ごとに合衆国の当局に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本円で行なわなければならない。
  - (f) 合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く。）は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。
  - (g) この項の規定は、(e)の規定が2に定める請求権に適用される範囲を除くほか、船舶の航行若しくは運用又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権には適用しない。ただし、4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。
- 6 日本国内における不法の作為又は不作為が公務執行中に行なわれたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。）に対する請求権は、次の方法で処理する。
  - (a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。
  - (b) その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。
  - (c) 慰謝料の支払の申出があつた場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みずから支払をしなければならず、かつ、その決定及び支払つた額を日本国の当局に通知する。
  - (d) この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行なわれたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。
- 7 合衆国軍隊の車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、6の規定に従つて処理する。
- 8 合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法の作為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、2 (b)の規定に従つて選定された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は、最終的のものとする。
- 9 (a) 合衆国は、日本国の裁判所の民事裁判権に関しては、5 (f)に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国の裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない。
  - (b) 合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国の法律に基づき強制執行を行なうべき私有の動産（合衆国軍隊が使用している動産を除く。）があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押えて日本国の当局に引き渡さなければならない。

(c) 日本国及び合衆国の当局は、この条の規定に基づく請求の公平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。

- 10 合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によって解決されないものは、調停のため合同委員会に付託することができる。ただし、この項の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴えを提起する権利を害するものではない。
- 11 この条にいう「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をいい、合衆国についてはその軍隊をいうものと了解される。
- 12 2及び5の規定は、非戦闘行為に伴って生じた請求権についてのみ適用する。
- 13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権には適用しない。それらの請求権は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定第18条の規定によって処理する。

#### 第 19 条

- 1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国政府の外国為替管理に服さなければならない。
- 2 1の規定は、合衆国ドル若しくはドル証券で、合衆国の公金であるもの、合衆国軍隊の構成員及び軍属がこの協定に関連して勤務し、若しくは雇用された結果取得したもの又はこれらの者及びそれらの家族が日本国外の源泉から取得したものの日本国内又は日本国外への移転を妨げるものと解してはならない。
- 3 合衆国の当局は、2に定める特権の濫用又は日本国の外国為替管理の回避を防止するため適当な措置を執らなければならない。

#### 第 20 条

- 1 (a) ドルをもつて表示される合衆国軍票は、合衆国によつて認可された者が、合衆国軍隊の使用している施設及び区域内における相互間の取引のため使用することができる。合衆国政府は、合衆国の規則が許す場合を除くほか、認可された者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するよう適当な措置を執るものとする。日本国政府は、認可されない者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するため必要な措置を執るものとし、また、合衆国の当局の援助を得て、軍票の偽造又は偽造軍票の使用に関与する者で日本国の当局の裁判権に服すべきものを逮捕し、及び処罰するものとする。
- (b) 合衆国の当局が、認可されない者に対し軍票を行使する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を逮捕し、及び処罰すること並びに、日本国における軍票の許されない使用の結果として、合衆国又はその機関が、その認可されない者又は日本国政府若しくはその機関に対していかなる義務をも負うことはないことが合意される。
- 2 軍票の管理を行なうため、合衆国は、その監督の下に、合衆国が軍票の使用を認可した者の用に供する施設を維持し、及び運営する一定のアメリカの金融機関を指定することができる。軍用銀行施設を維持することを認められた金融機関は、その施設を当該機関の日本国における商業金融業務から場所的に分離して設置し、及び維持するものとし、これに、この施設を維持し、かつ、運営することを唯一の任務とする職員を置く。この施設は、合衆国通貨による銀行勘定を維持し、かつ、この勘定に関するすべての金融取引（第19条2に定める範囲内における資金の受領及び送付を含む。）を行なうことを許される。

#### 第 21 条

合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利用する合衆国軍事郵便局を、日本国にある合衆国軍事郵便局間及びこれらの軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達のため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置し、及び運営することができる。

#### 第 22 条

合衆国は、日本国に在留する適格の合衆国市民で合衆国軍隊の予備役団体への編入の申請を行なうものを同団体に編入し、及び訓練することができる。

#### 第 23 条

日本国及び合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族並びにこれらのものの財産の安全を確保するため随時に必要となるべき措置を執ることについて協力するものとする。日本国政府は、その領域において合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本国の法令に基づいて犯人を罰するため、必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する。

#### 第 24 条

- 1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。
- 2 日本国は、第2条及び第3条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。
- 3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行なうことが合意される。

#### 第 25 条

- 1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たって使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。
- 2 合同委員会は、日本国政府の代表者一人及び合衆国政府の代表者一人で組織し、各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるように組織する。
- 3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。

#### 第 26 条

- 1 この協定は、日本国及び合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない、その承認を通知する公文が交換されるものとする。
- 2 この協定は、1に定める手続が完了した後、相互協力及び安全保障条約の効力発生の日〔昭和35年6月23日〕に効力を生じ、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む。）は、その時に終了する。
- 3 この協定の各当事国の政府は、この協定の規定中その実施のため予算上及び立法上の措置を必要とするものについて、必要なその措置を立法機関に求めることを約束する。

#### 第 27 条

いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができる。その場合には、両政府は、適当な経路を通じて交渉するものとする。

#### 第 28 条

この協定及びその合意された改正は、相互協力及び安全保障条約が有効である間、有効とする。ただし、それ以前に両政府間の合意によつて終了させたときは、この限りでない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。1960年1月19日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。

日本国のために

岸 信 介  
藤 山 愛一郎

石井 光次郎  
足立 正  
朝海 浩一郎  
アメリカ合衆国のために  
クリスチャン・A・ハーター  
ダグラス・マックアーサー二世  
J・グレイアム・パースンズ

### (3) 航空機騒音に係る環境基準について

昭和48年12月27日  
環境庁告示第154号

改正 平成5年10月28日環境庁告示第91号  
平成12年12月14日環境庁告示第78号

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、航空機騒音に係る基準について次のとおり告示する。

航空機騒音に係る環境基準について

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間は、次のとおりとする。

#### 第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

| 地域の類型 | 基準値(単位 WECPNL) |
|-------|----------------|
| I     | 70 以下          |
| II    | 75 以下          |

(注) Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル(計量単位デシベル)及び航空機の機数を記録するものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 評価は、(1)のピークレベル及び機数から次の算式により1日ごとの値(単位WECPNL)を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

$$\text{算式 } \text{dB(A)} + 10 \log_{10} N - 27$$

(注) dB(A)とは、1日すべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは午前0時から午前7時までの間の航空機の機数を $N_1$ 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を $N_2$ 、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数を $N_3$ 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を $N_4$ とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

- (5) 測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性(SLOW)を用いることとする。

- 3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

#### 第2 達成期間等

- 1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

| 飛行場の区分 |                          | 達成期間               | 改善目標                                                                                                                          |
|--------|--------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新設飛行場  |                          |                    | —                                                                                                                             |
| 既設飛行場  | 第3種空港及びこれに準ずるもの          | 直ちに                | —                                                                                                                             |
|        | 第2種空港(福岡空港を除く。)          | A                  | 5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。                                                                   |
|        |                          | B                  |                                                                                                                               |
|        | 新東京国際空港                  | 10年以内              |                                                                                                                               |
| 飛行場    | 第1種空港(新東京国際空港を除く。)及び福岡空港 | 10年をこえる期間内に可及的速やかに | ①5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。<br>②10年以内に、75WECPNL未満とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。 |
|        |                          |                    |                                                                                                                               |

(備考)

- 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
- 2 第2種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
- 3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日(昭和48年12月27日)から起算する。
- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
- 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

※1 (昭和48年環境庁告示第154号)第1に規定する地域の類型をあてはめる地域(昭和55年5月31日山口県告示第550号)

※2 岩国飛行場は第1種空港に該当する。

改正 平成19年12月17日環境省告示第114号  
[平成25年4月1日施行]

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音

に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

| 地域の類型 | 基準値       |
|-------|-----------|
| I     | 57 デシベル以下 |
| II    | 62 デシベル以下 |

（注）I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域はI 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 1 の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- 測定は、原則として連続7 日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10 デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル(L<sub>AE</sub>)を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z 8731 に従うものとする。
- 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- 評価は算式アにより1 日（午前0 時から午後12 時まで）ごとの時間帯補正等価騒音レベル(L<sub>den</sub>)を算出し、全測定日のL<sub>den</sub> について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10\log_{10}\left\{\frac{T_0}{T}\left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}}\right)\right\}$$

（注）i、j 及びk とは、各時間帯で観測標本のi 番目、j 番目及びk 番目をいい、L<sub>AE, di</sub> とは午前7 時から午後7 時までの時間帯におけるi 番目のL<sub>AE</sub>、L<sub>AE, ej</sub> とは、午後7 時から午後10 時までの時間帯におけるj 番目のL<sub>AE</sub>、L<sub>AE, nk</sub> とは午前0 時から午前7 時まで及び午後10 時から午後12 時までの時間帯におけるk 番目のL<sub>AE</sub>をいう。また、T<sub>0</sub> とは、規準化時間（1 秒）をいい、T とは、観測1 日の時間（86400 秒）をいう。

算式イ

$$10\log_{10}\left\{\frac{1}{N}\sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}}\right\}$$

（注）N とは、測定日数をいい、L<sub>den, i</sub> とは、測定日のうちi 日目の測定日のL<sub>den</sub> をいう。

- 測定は、計量法（平成4 年法律第51 号）第71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA 特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

3 1 の環境基準は、1 日当たりの離着陸回数が10 回以下の飛行場であつて、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5 年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

| 飛行場の区分 |                         | 達成期間                | 改善目標                                                                                                                      |
|--------|-------------------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新設飛行場  |                         |                     | —                                                                                                                         |
| 既設飛行場  | 第3 種空港及びこれに準ずるもの        | 直ちに                 | —                                                                                                                         |
|        | 第2 種空港（福岡空港を除く。）        | A                   | 5 年以内に、70 デシベル未満とすること又は70 デシベル以上の地域において屋内で50 デシベル以下とすること。                                                                 |
|        |                         | B                   |                                                                                                                           |
|        | 成田国際空港                  | 10 年以内              |                                                                                                                           |
| 飛行場    | 第一種空港（成田国際空港を除く。）及び福岡空港 | 10 年をこえる期間内に可及的速やかに | ①5 年以内に、70 デシベル未満とすること又は70 デシベル以上の地域において屋内で50 デシベル以下とすること。<br>②10 年以内に、62 デシベル未満とすること又は62 デシベル以上の地域において屋内で47 デシベル以下とすること。 |
|        |                         |                     |                                                                                                                           |

備考1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。2 第二種空港のうち、B とはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、A とはB を除くものをいう。

3 達成期間の欄に掲げる期間及び改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。

3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じて、1 の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

（4）防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抄）

昭和49 年6 月27 日法律第101 号

最終改正 平成26 年6 月13 日法律第69 号

第1 章 総則

（目的）

第1 条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2 条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法（昭和29 年法律第165 号）第2 条第1 項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約〔昭和35 年6 月条約第6 号〕に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

2 この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定〔昭和35 年6 月条約第7 号〕第2 条第1 項の施設及び区域をいう。

第2 章 防衛施設周辺の生活環境等の整備

（障害防止工事の助成）

第3 条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防

止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- (2) 道路、河川又は海岸
- (3) 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- (4) 水道又は下水道
- (5) その他政令で定める施設

2 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所
- (3) 前2号の施設に類する施設で政令で定めるもの（住宅の防音工事の助成）

第4条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域（以下「第1種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に關し助成の措置を採るものとする。

（移転の補償等）

第5条 国は、政令で定めるところにより第1種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第2種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第2種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、第2種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。

3 国は、地方公共団体その他の者が第2種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に關し助成の措置を採ることができる。

（緑地帯の整備等）

第6条 国は、政令で定めるところにより第2種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が新たに発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第3種区域」という。）に所在する土地で前条第2項の規定により買入れたものが緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置を採るものとする。

2 国は、前項の土地以外の第3種区域に所在する土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置を採るものとする。

（買入れた土地の無償使用）

第七条 国は、第5条第2項の規定により買入れた土地を、地方公共団体が広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。

2 国有財産法（昭和23年法律第73号）第22条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。。

（民生安定施設の助成）

第8条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

（特定防衛施設周辺整備調整交付金）

第9条 防衛大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、防衛大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

- (1) ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
- (2) 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
- (3) 港湾
- (4) その他政令で定める施設

2 国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業であつて政令で定めるものを行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

（資金の融通等）

第10条 国は、第3条の工事を行う者又は第8条の措置を採る地方公共団体に対し、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

（国の普通財産の譲渡等）

第11条 国は、第3条の工事、第8条の措置又は第9条第2項の整備に係る事業の用に供するため必要があると認めるときは、地方公共団体その他の者に対し、普通財産を譲渡し、又は貸し付けることができる。

（関係行政機関の協力等）

第12条 関係行政機関の長は、その所掌事務の遂行に当たつては、防衛施設の周辺における生活環境及び産業基盤の整備について、計画的に推進するよう努めるものとする。

2 防衛大臣は、関係行政機関の長による前項の整備に係る事務の遂行について、当該関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

第3章 損失の補償

（損失の補償）

第13条 自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失を受けたときは、国がその損失を補償する。

- (1) 航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は艦船若しくは舟艇のひん繁な使用で政令で定めるもの
- (2) 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施で政令で定めるもの
- (3) その他政令で定める行為

2 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責めに任ずべき損失については、適用しない。

3 第1項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

（以下省略）

## (5) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(抄)

昭和 49 年 6 月 27 日政令第 228 号  
最終改正 令和 6 年 3 月 30 日政令第 161 号

(障害の原因となる自衛隊等の行為)

第 1 条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(以下「法」という。)第 3 条第 1 項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行のひん繁な実施
  - (2) 艦船又は舟艇のひん繁な使用
  - (3) 法第 2 条第 2 項に規定する防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更
  - (4) 電波のひん繁な発射
- (障害防止工事の補助の割合)

第 2 条 法第 3 条第 1 項の規定による補助の割合は、10 分の 10 とする。ただし、障害の発生が法第 2 条第 1 項に規定する自衛隊等(以下「自衛隊等」という。)以外の者の行為にも帰せられるとき、又は補助に係る工事が補助を受ける者を利することとなるときは、それぞれその帰せられ、又は利する限度において、防衛大臣の定めるところにより、補助の割合を減ずるものとする。

2 前項ただし書の規定により補助の割合を減ずるに当たっては、当該工事につき法第 3 条第 1 項の規定の適用がないものとした場合の国の負担又は補助に係る割合を下らないものとする。

(障害防止工事の対象となる施設)

第 3 条 法第 3 条第 1 項第 5 号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 鉄道
- (2) テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設

(著しい音響の原因となる自衛隊等の行為)

第 4 条 法第 3 条第 2 項の政令で定める行為は、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施とする。

(著しい音響の基準)

第 5 条 法第 3 条第 2 項の規定による補助は、音響の強度及びひん度が同項各号に掲げる施設についてそれぞれ防衛大臣が定める限度を超える場合に行うものとする。

(防音工事の補助の割合)

第 6 条 第 2 条の規定は、法第 3 条第 2 項の規定による補助の割合について準用する。この場合において、第 2 条第 1 項ただし書中「行為」とあるのは、「行為(法第 19 条の規定により自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなされるものを除く。)」と読み替えるものとする。

(防音工事の対象となる施設)

第 7 条 法第 3 条第 2 項第 3 号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 124 条に規定する専修学校
- (2) 地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)第 5 条第 1 項に規定する保健所
- (3) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 10 条の 2 第 2 項に規定するこども家庭センター(母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 22 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事業を行う施設に限る。)、児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、同法第 42 条に規定する障害児入所施設、同法第 43 条に規定する児童発達支援センター、同法第 44 条に規定する児童自立支援施設又は同法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業、同条第 10 項に規定する小規模保育事業若しくは同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う施設
- (4) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 31 条に規定する身体障害者福祉センター
- (5) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 38 条第 2 項に規定する救護施設

- (6) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンター、同法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム又は同法第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター

- (7) 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 15 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する職業能力開発校

- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設又は同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業(同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 12 項に規定する自立訓練、同条第 13 項に規定する就労移行支援又は同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設

- (9) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園(第 12 条の表十 13 の項において「幼保連携型認定こども園」という。)

(第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域の指定)

第 8 条 法第 4 条の規定による第 1 種区域の指定、法第 5 条第 1 項の規定による第 2 種区域の指定及び法第 6 条第 1 項の規定による第 3 種区域の指定は、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響の影響度をその音響の強度、その音響の発生回数及び時刻等を考慮して防衛省令で定める算定方法で算定した値が、その区域の種類ごとに防衛省令で定める値以上である区域を基準として行うものとする。

(移転等の補償の対象とする物件)

第 9 条 法第 5 条第 1 項の規定による補償は、同項に規定する第 2 種区域のうち法第 6 条第 1 項に規定する第 3 種区域以外の区域に所在する立木竹その他土地に定着する物件(建物を除く。)にあつては、建物と一体として利用されているものに限る、行うことができる。

(買入れの対象とする土地)

第 10 条 法第 5 条第 2 項の規定による買入れは、同条第 1 項に規定する第 2 種区域のうち法第 6 条第 1 項に規定する第 3 種区域以外の区域に所在する土地にあつては、次のいずれかに該当するものに限り、行うことができる。

- (1) 宅地(法第 5 条第 1 項の規定による指定の際(法附則第 4 項の規定により第 2 種区域とみなされた区域に所在する土地にあつては、旧防衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和 41 年法律第 135 号。以下「旧法」という。)第 5 条第 1 項の規定により当該区域が指定された際)宅地であるものに限る。)
- (2) 法第 5 条第 1 項の規定による補償を受けることとなる者が、当該補償に係る物件の移転又は除却により、その物件の所在する土地以外の土地(前号に掲げる宅地を除く。)でその者の所有に属するものを従来利用していた目的に供することが著しく困難となる場合におけるその土地(土地の無償使用に係る施設)

第 11 条 法第七条第一項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 花壇
- (2) 種苗を育成するための施設
- (3) 駐車場
- (4) 消防その他の防災に関する施設
- (5) 公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設

(民生安定施設の範囲及び補助の割合等)

第 12 条 法第 8 条の規定による補助に係る施設は、次の表の第 2 欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第 3 欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合又は同表の第 3 欄に掲げる額とする。

| 項  | 補助に係る施設                                                           | 補助の割合<br>又は額 |
|----|-------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1  | 有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項第2号に規定するラジオ放送の業務を行うための施設  | 10分の8        |
| 2  | 道路（農業用施設及び林業用施設であるものを除く。）                                         | 10分の8        |
| 3  | 児童福祉法第41条に規定する児童養護施設                                              | 10分の7.5      |
| 4  | 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第3号に規定する看護師養成所又は同法第22条第2号に規定する准看護師養成所 | 10分の7.5      |
| 5  | 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備及びこれを設置するために必要な施設                 | 10分の7.5      |
| 6  | 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム                     | 10分の7.5      |
| 7  | 消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）第3条に規定する消防施設                                | 3分の2         |
| 8  | 公園、緑地その他の公共空地                                                     | 3分の2         |
| 9  | 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道                                    | 10分の6        |
| 10 | 削除                                                                |              |
| 11 | し尿処理施設又はごみ処理施設                                                    | 10分の5        |
| 12 | 老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センター                                          | 防衛大臣が定める額    |
| 13 | 一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校（幼保連携型認定こども園を除く。）の施設を除く。）          | 防衛大臣が定める額    |
| 14 | 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第11号に規定する港湾施設用地                            | 10分の7.5      |
| 15 | 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設                                                | 3分の2         |
| 16 | その他防衛大臣が指定する施設                                                    | 10分の7.5      |

（特定防衛施設として指定することができる防衛施設）

第13条 法第9条第1項第4号の政令で定める防衛施設は、次に掲げる防衛施設とする。

- (1) 大規模な弾薬庫
- (2) 砲撃が実施される試験場（防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第213条に規定する千歳試験場、下北試験場及び岐阜試験場をいう。第15条第5号イにおいて同じ。）
- (3) 飛行場その他大規模な防衛施設であつて、回転翼航空機の離陸又は着陸が頻繁に実施されるもの（法第9条第1項第1号に掲げるものを除く。）
- (4) 防衛施設（法第9条第1項第1号から第3号までに掲げるもの及び前3号に掲げるものを除く。）で、その面積がその所在する市町村の面積に占める割合（当該防衛施設が2以上の市町村にわたって所在している場合には、当該市町村ごとの割合のうち、最も高い割合）が著しく高いもの

（特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てることができる公共用の施設の整備又は事業）

第14条 法第9条第2項の政令で定める公共用の施設は、次に掲げる公共用の施設（国が設置するもの及び国の補助を受けて設置するものを除く。）とする。

- (1) 交通施設及び通信施設
- (2) スポーツ又はレクリエーションに関する施設
- (3) 環境衛生施設
- (4) 教育文化施設
- (5) 医療施設
- (6) 社会福祉施設
- (7) 消防に関する施設

(8) 産業の振興に寄与する施設

2 法第9条第2項の政令で定める事業は、次に掲げる事業（国が行うもの及び国がその経費の一部を負担し、又は補助するものを除く。）とする。

- (1) 防災に関する事業
- (2) 住民の生活の安全に関する事業
- (3) 通信に関する事業
- (4) 教育、スポーツ及び文化に関する事業
- (5) 医療に関する事業
- (6) 福祉に関する事業
- (7) 環境衛生に関する事業
- (8) 産業の振興に寄与する事業
- (9) 交通に関する事業
- (10) 良好な景観の形成に関する事業
- (11) 前各号に掲げるもののほか、生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業で防衛大臣が定めるもの

（特定防衛施設周辺整備調整交付金の額）

第15条 法第9条第2項の規定により特定防衛施設関連市町村（以下「関連市町村」という。）に対し交付すべき特定防衛施設周辺整備調整交付金（以下「交付金」という。）の額は、次に掲げる事項を基礎として、防衛省令で定めるところにより、算定した額とする。

- (1) 法第9条第1項の規定により指定された特定防衛施設（以下「特定防衛施設」という。）の交付金を交付する年度（以下「交付年度」という。）の4月1日現在における面積
- (2) 当該関連市町村に係る特定防衛施設の交付年度の4月1日現在における面積（当該特定防衛施設の周辺の区域に法第5条第1項に規定する第2種区域があるときは、当該区域の同日現在における面積を当該特定防衛施設の同日現在における面積に加えた面積）が、当該関連市町村の同日現在における面積に占める割合
- (3) 関連市町村の交付年度の4月1日現在における人口
- (4) 関連市町村の交付年度の4月1日現在における人口の当該関連市町村の同日現在における面積（防衛大臣が定める防衛施設の面積を除く。）に対する割合（飛行場等（法第9条第1項第1号に掲げる防衛施設又は第13条第3号に掲げる防衛施設をいう。次号ア及び第6号において同じ。）に係る関連市町村にあつては、当該割合及び当該飛行場等に係る法第4条に規定する第1種区域の交付年度の4月1日現在における人口の当該第1種区域の同日現在における面積に対する割合）

(5) 次に掲げる特定防衛施設別の運用の態様

ア 飛行場等又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場 航空機の種類及び交付年度の前年度の末日から起算して過去3年間の航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行の総回数を3で除して得た回数

イ 砲撃が実施される演習場又は試験場 交付年度の前年度の末日から起算して過去3年間の砲撃の総日数を3で除して得た日数並びに交付年度の前年度の末日から起算して過去3年間に当該演習場又は試験場を使用した自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の構成員の総人数を3で除して得た人数

ウ 港湾 自衛隊等が使用する係留施設が港湾法第2条第5項第3号に掲げる係留施設に占める割合並びに交付年度の前年度の末日から起算して過去3年間に係留施設を使用した自衛隊等の艦船及び舟艇の総数を3で除して得た数

(6) 特定防衛施設内において行われる航空機の地上での移動、航空機の整備その他の防衛省令で定める航空機の運用及び管理により生ずる音響（飛行場等にあつては、当該音響並びに当該航空機の運用及び管理により生ずる臭気）に起因する影響が大きいと認められる関連市町村におけるその影響の程度

(7) 特定防衛施設に配備される艦船、航空機等の著しい変更、特定防衛施設に設置される建物その他の工作物及び特定

防衛施設を使用する人員の著しい増加その他特定防衛施設の周辺の地域における生活環境又は開発に影響を及ぼすと認められる特定防衛施設の運用の態様の変更

(損失補償の対象となる事業)

第16条 法第13条第1項の政令で定める事業は、海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業又は内航海運業法(昭和27年法律第151号)第2条第2項第1に規定する内航運送をする事業で、総トン数40トン未満の船舶により行うものとする。

(損失の原因となる自衛隊の行為)

第17条 法第13条第1項第1号及び第2号の政令で定める行為は、農業、林業又は漁業の実施を著しく困難にする行為とする。ただし、航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施に係る行為にあつては、農業又は漁業が、飛行場の進入表面若しくは転移表面の投影面と一致する区域内又は航空機による射撃若しくは爆撃の用に供する演習場の周辺で防衛大臣が定める区域内において行われる場合に限る。

第18条 法第13条第1項第3号の政令で定める行為は、防潜網その他の水中工作物の設置若しくは維持又は砲弾の破片その他の有体物の放置若しくは遺棄で、同項に規定する事業の実施を著しく困難にする行為とする。

(告示の方式)

第19条 第5条、第14条第2項第11号及び第17条ただし書の規定による防衛大臣の定め並びに法第4条、法第5条第1項、法第6条第1項及び法第9条第1項並びに第12条の規定による防衛大臣の指定は、官報で告示する。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。  
(以下省略)

## (6) 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律 (抄)

平成11年5月28日法律第60号

最終改正 令和3年5月19日法律第36号

(目的)

第1条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態(以下「重要影響事態」という。)に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。  
(重要影響事態への対応の基本原則)

第2条 政府は、重要影響事態に際して、適切かつ迅速に、後方支援活動、搜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成12年法律第145号)第2条に規定する船舶検査活動(重要影響事態に際して実施するものに限る。以下「船舶検査活動」という。)その他の重要影響事態に対応するため必要な措置(以下「対応措置」という。)を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。

2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。

3 後方支援活動及び搜索救助活動は、現に戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第7条第6項の規定により行われる搜索救助活動については、この限りでない。

4 外国の領域における対応措置については、当該対応措置が行われることについて当該外国(国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従って当該外国において施政を行う機関がある場合にあっては、当該機関)の同意がある場合に限り実施するものとする。

5 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第4条第1項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

6 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、相互に協力するものとする。

(定義等)

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 合衆国軍隊等 重要影響事態に対処し、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行うアメリカ合衆国の軍隊及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織をいう。

(2) 後方支援活動 合衆国軍隊等に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であつて、我が国が実施するものをいう。

(3) 搜索救助活動 重要影響事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その搜索又は救助を行う活動(救助した者の輸送を含む。)であつて、我が国が実施するものをいう。

(4) 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する特別の機関

2 後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供(次項後段に規定するものを除く。)は、別表第1に掲げるものとする。

3 搜索救助活動は、自衛隊の部隊等(自衛隊法(昭和29年法律第165号)第8条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)が実施するものとする。この場合において、搜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う合衆国軍隊等の部隊に対して後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第2に掲げるものとする。

(基本計画)

第4条 内閣総理大臣は、重要影響事態に際して次に掲げる措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画(以下「基本計画」という。)の案につき閣議の決定を求めなければならない。

(1) 前条第2項の後方支援活動

(2) 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が後方支援活動として実施する措置であつて特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの

(3) 搜索救助活動

(4) 船舶検査活動

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 重要影響事態に関する次に掲げる事項

イ 事態の経緯並びに我が国の平和及び安全に与える影響  
ロ 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由

(2) 前号に掲げるもののほか、対応措置の実施に関する基本的な方針

(3) 前項第1号又は第2号に掲げる後方支援活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該後方支援活動に係る基本的事項

ロ 当該後方支援活動の種類及び内容

ハ 当該後方支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ニ 当該後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該後方支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ その他当該後方支援活動の実施に関する重要事項

(4) 搜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項

- イ 当該搜索救助活動に係る基本的事項
- ロ 当該搜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
- ハ 当該搜索救助活動の実施に伴う前条第3項後段の後方支援活動の実施に関する重要事項（当該後方支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）
- ニ 当該搜索救助活動又はその実施に伴う前条第3項後段の後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間
- ホ その他当該搜索救助活動の実施に関する重要事項
- (5) 船舶検査活動を実施する場合における重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第4条第1項に規定する事項
- (6) 前3号に掲げるもののほか、自衛隊が実施する対応措置のうち重要なものの種類及び内容並びにその実施に関する重要事項
- (7) 第三号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項
- (8) 対応措置の実施について地方公共団体その他の国以外の者に対して協力を求め又は協力を依頼する場合におけるその協力の種類及び内容並びにその協力に関する重要事項
- (9) 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項
- 3 前条第2項の後方支援活動又は搜索救助活動若しくはその実施に伴う同条第3項後段の後方支援活動を外国の領域で実施する場合には、当該外国（第2条第4項に規定する機関がある場合にあっては、当該機関）と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。
- 4 第1項及び前項の規定は、基本計画の変更について準用する。（国会の承認）
- 第5条 基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方支援活動、搜索救助活動又は船舶検査活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該後方支援活動、搜索救助活動又は船舶検査活動を実施することができる。
- 2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで後方支援活動、搜索救助活動又は船舶検査活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。
- 3 政府は、前項の場合において不承認の議決があったときは、速やかに、当該後方支援活動、搜索救助活動又は船舶検査活動を終了させなければならない。（自衛隊による後方支援活動としての物品及び役務の提供の実施）
- 第6条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第3条第2項の後方支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。
- 2 防衛大臣は、基本計画に従い、第3条第2項の後方支援活動としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。
- 3 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該後方支援活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。
- 4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が第3条第2項の後方支援活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合又は外国の領域で実施する当該後方支援活動についての第2条第4項の同意が存在しなくなつたと認める場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。
- 5 第3条第2項の後方支援活動のうち我が国の領域外におけるものの実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該後方支援活動を実施している場所又はその近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該後方支援活動の実施を一時休止するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つのとする。
- 6 第2項の規定は、同項の実施要項の変更（第4項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。（搜索救助活動の実施等）
- 第7条 防衛大臣は、基本計画に従い、搜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。
- 2 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある搜索救助活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該搜索救助活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。
- 3 搜索救助活動を実施する場合において、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助するものとする。
- 4 前条第4項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中断について準用する。
- 5 前条第5項の規定は、我が国の領域外における搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第4項において準用する前項」と読み替えるものとする。
- 6 前項において準用する前条第5項の規定にかかわらず、既に遭難者が発見され、自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、当該部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る搜索救助活動を継続することができる。
- 7 第1項の規定は、同項の実施要項の変更（第4項において準用する前条第4項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。
- 8 前条の規定は、搜索救助活動の実施に伴う第3条第3項後段の後方支援活動について準用する。（関係行政機関による対応措置の実施）
- 第8条 前2条に定めるもののほか、防衛大臣及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施するものとする。（国以外の者による協力等）
- 第9条 関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。
- 2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。
- 3 政府は、前2項の規定により協力を求められ又は協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。（国会への報告）
- 第10条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。
- (1) 基本計画の決定又は変更があったときは、その内容
- (2) 基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果（武器の使用）
- 第11条 第6条第2項（第7条第8項において準用する場合を含む。第5項及び第6項において同じ。）の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第2条第5項に規定する隊員をいう。第6項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得な

い必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器（自衛隊が外国の領域で当該後方支援活動又は当該捜索救助活動を実施している場合については、第4条第2項第3号2又は第4号2の規定により基本計画に定める装備に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を使用することができる。

- 2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。
- 3 第1項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。
- 4 第1項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治40年法律第45号）第36条又は第37条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
- 5 第6条第2項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第7条第1項の規定により捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿营地（宿営のために使用する区域であって、囲障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。）であって合衆国軍隊等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があった場合において、当該宿营地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第1項の規定による武器の使用をすることができる。この場合において、同項から第3項まで及び次項の規定の適用については、第1項中「現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第2条第5項に規定する隊員をいう。第6項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」とあるのは「その宿営する宿营地（第5項に規定する宿营地をいう。次項及び第3項において同じ。）に所在する者」と、「その事態」とあるのは「第5項に規定する合衆国軍隊等の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態」と、第2項及び第3項中「現場」とあるのは「宿营地」と、次項中「自衛隊員」とあるのは「自衛隊員（同法第2条第5項に規定する隊員をいう。）」とする。
- 6 自衛隊法第96条第3項の規定は、第6条第2項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、又は第7条第1項の規定により捜索救助活動（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。（政令への委任）

第12条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（以下省略）

## （7）駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法

平成19年5月30日法律第67号

最終改正 令和5年5月26日法律第34号

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防

衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることに鑑み、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置等を講じ、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）駐留軍 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。
- （2）駐留軍等の再編 平成18年5月1日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会において承認された駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更（当該変更が航空機（回転翼航空機を除く。）を保有する部隊の編成又は配置の変更である場合にあっては、当該航空機を搭載し、当該部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む。）をいう。
- （3）防衛施設 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（第9条第1項第5号において「日米地位協定」という。）第2条第1項の施設及び区域並びに自衛隊の施設（これらの設置又は設定が予定されている地域又は水域を含む。）をいう。

（基本理念等）

第3条 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これを迅速かつ一体的に実施するために必要となる措置が適切に講ぜられ、我が国を含む国際社会の安全保障環境の変化に的確に対応し得るよう配慮されなければならない。

2 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これに関係する防衛施設の周辺地域の住民の福祉の向上に寄与するための措置が適切に講ぜられ、駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

3 関係行政機関の長は、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実現のため、この法律に基づく措置その他の措置を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

### 第2章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

（再編関連特定防衛施設の指定）

第4条 防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であって、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。

- （1）駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。
- （2）駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。

2 防衛大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

3 防衛大臣は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

（再編関連特定周辺市町村の指定）

第5条 防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村（政令で定める範囲内のものに限る。）について、前条第1項各号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増

加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業（公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であって、政令で定めるものをいう。次条において同じ。）を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定について準用する。  
(再編交付金)

第6条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗(ちよく)状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

### 第3章 再編関連振興特別地域に係る措置

#### 第1節 再編関連振興特別地域の指定

第7条 防衛大臣は、都道府県知事の申出により、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連特定周辺市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域（自然的経済的社会的条件からみて当該再編関連特定周辺市町村の区域と一体としてその振興を図る必要があると認められるものに限る。）からなる地域であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものを再編関連振興特別地域として指定することができる。

- (1) 駐留軍等の再編による当該再編関連特定周辺市町村の区域に対する影響が著しいものとして政令で定める場合に該当し、又は該当すると見込まれること。
- (2) 当該地域の振興を図ることが、当該再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため特に必要であると認められること。

2 都道府県知事は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、再編関連特定周辺市町村その他関係する市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 防衛大臣は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

4 前3項の規定は、再編関連振興特別地域の範囲を変更する場合について準用する。

#### 第2節 再編関連振興特別地域整備計画

(再編関連振興特別地域整備計画の決定及び変更)

第8条 都道府県知事は、前条第1項の規定による指定があったときは、再編関連振興特別地域の整備に関する計画（以下「再編関連振興特別地域整備計画」という。）の案を作成し、防衛大臣に提出するものとする。

2 都道府県知事は、前項の再編関連振興特別地域整備計画の案を作成しようとするときは、再編関連振興特別地域に含まれる区域をその区域とする市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 防衛大臣は、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連振興特別地域整備計画を決定する。

4 防衛大臣は、再編関連振興特別地域整備計画を決定したときは、その案を提出した都道府県知事にその旨を通知するものとする。

5 前各項の規定は、再編関連振興特別地域整備計画を変更する場合について準用する。

(再編関連振興特別地域整備計画の内容等)

第9条 再編関連振興特別地域整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 再編関連振興特別地域の整備の基本的方針に関する事項
- (2) 基幹的な交通施設の整備に関する事項
- (3) 産業の振興に関する事項
- (4) 生活環境の整備に関する事項
- (5) 再編関連振興特別地域に含まれる区域に駐留軍用地跡地等(日米地位協定第2条第1項の施設及び区域に係る土地で駐留軍から返還されたものと並びに返還される予定のものをいう。)が所在する場合には、その利用の促進に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に必要な事項

2 再編関連振興特別地域整備計画は、他の法令の規定による地域振興又は社会資本の整備に関する計画と調和が保たれたものでなければならない。

#### 第3節 事業の実施等

(事業の実施)

第10条 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。  
(国の負担又は補助の割合の特例等)

第11条 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合とする。ただし、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域に含まれる場合にあっては、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号。これに基づく命令を含む。)の例により、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域以外の区域に含まれる場合で他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担又は補助の割合が定められている場合にあっては、その定めるところによる。

2 国は、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

3 国は、前2項に規定する事業のほか、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

(地方債についての配慮)

第12条 地方公共団体が再編関連振興特別地域整備計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

(財政上及び金融上の措置)

第13条 国は、前2条に定めるもののほか、再編関連振興特別地域整備計画を達成するために必要があると認めるときは、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業を実施する者に対し、財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 第4節 駐留軍等再編関連振興会議

(駐留軍等再編関連振興会議の設置及び所掌事務等)

第14条 防衛省本省に、駐留軍等再編関連振興会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 再編関連振興特別地域に関し、第7条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- (2) 再編関連振興特別地域整備計画に関し、第8条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項を調査審議すること。
- 3 再編関連振興特別地域整備計画に定められた事項を所管する関係行政機関の長は、当該事項の達成状況について、毎年度、会議に報告しなければならない。
- （会議の組織等）

第15条 会議は、議長及び第四項各号に掲げる議員をもって組織する。

2 議長は、防衛大臣をもって充てる。

3 議長は、会議の議事を整理する。

4 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務大臣
- (2) 外務大臣
- (3) 財務大臣
- (4) 文部科学大臣
- (5) 厚生労働大臣
- (6) 農林水産大臣
- (7) 経済産業大臣
- (8) 国土交通大臣
- (9) 環境大臣
- (10) 内閣官房長官

(11) 内閣府設置法（平成11年法律第89号）第9条第1項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

5 会議は、前条第2項第2号に規定する事項については、再編関連振興特別地域整備計画に定めるべき事項を所管する大臣である議員の賛成がなければ、議決することができない。

6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第4章 駐留軍等労働者に係る措置

第16条 国は、駐留軍等の再編に当たっては、駐留軍等労働者（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号）第3条に規定する駐留軍等労働者をいう。）について、その雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じた技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものとする。

#### 第5章 雑則

（省令への委任）

第17条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（以下省略）

別表（第11条関係）

| 項 | 事業の区分                                                                                                                                                                                                                         | 国の負担又は補助の割合                                                               |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 土地改良<br>土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業                                                                                                                                                                                  | 10の5.5                                                                    |
| 2 | 漁港<br>漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号に掲げる機能施設のうち輸送施設若しくは漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の修築                                                                                                                             | 10の5.5                                                                    |
| 3 | 港湾<br>港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における同条第5項に規定する港湾施設のうち水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設（以下「水域施設等」という。）の建設及び改良                                                                                                        | 10分の5.5（港湾法第42条第1項に規定する国土交通省令で定める小規模な水域施設、外郭施設又は係留施設の建設及び改良にあつては、10分の4.5） |
|   | 港湾法第2条第2項に規定する地方港湾における水域施設等の建設及び改良                                                                                                                                                                                            | 10分の4.5                                                                   |
| 4 | 道路<br>道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路の新設及び改築                                                                                                                                                                                   | 10分の4.5                                                                   |
| 5 | 水道<br>水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業又は同条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第8項に規定する水道施設の新設及び増設                                                                                                                                         | 10分の3                                                                     |
| 6 | 下水道<br>下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に掲げる公共下水道又は同条第4号に掲げる流域下水道の設置及び改築                                                                                                                                                                | 10分の5.5                                                                   |
| 7 | 義務教育施設<br>義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）第2条第1項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の同条第2項に規定する建物の新築、増築及び改築並びに学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の同条第1項に規定する学校給食の開設に必要な施設の整備 | 10分の5.5                                                                   |

## （8）再編実施のための日米のロードマップ（仮訳） （抜粋）

平成18年5月1日

ライス国務長官、ラムズフェルド国防長官

麻生外務大臣、額賀防衛庁長官

### 【実施に関する主な詳細】

#### 4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

- 第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C及びC-2航空機から構成され、(1) 必要な施設が完成し、(2) 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。
- 厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊EP-3、OP-3、

UP-3 飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。

- KC-130 飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130 航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。
- 海兵隊 CH-53D ヘリは、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。
- 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機（隣接する空域内のものを含む）の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。
- 恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目指す。
- 将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

#### 6. 訓練移転

- 双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。
- 当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。
- 日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。
- 移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。
- 一般に、共同訓練は、1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するものから始め、いずれ、6～12機の航空機が8～14日間参加するものへと発展させる。
- 共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。
- 日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。

### (9) 在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について

平成18年5月30日  
閣 議 決 定

- 1 日米両国政府は、自衛隊及び米軍の役割・任務・能力並びに在日米軍の兵力構成見直しについて協議を進め、平成17年10月29日の日米安全保障協議委員会において、これらに関する勧告が承認された。日米両国政府は、引き続き協議を進め、平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会において、在日米軍の兵力構成見直し等についての具体的措置（以下「再編関連措置」という。）を含む最終取りまとめが承認された。
- 2 新たな安全保障環境において、引き続き我が国の安全を確保し、アジア太平洋地域の平和と安定を維持していくためには、日米安全保障体制を維持・発展させていくことが重要である。在日米軍の駐留は日米安全保障体制の中核であり、米軍の使用する施設・区域の安定的な使用を確保する必要がある。  
米軍の使用する施設・区域が沖縄県に集中し、また、本土に

においても施設・区域の周辺で市街化が進み、住民の生活環境や地域振興に大きな影響を及ぼしている。こうした現状を踏まえると、幅広い国民の理解と協力を得て今後とも施設・区域の安定的な使用を確保し、日米安全保障体制を維持・発展させるためには、抑止力を維持しつつ地元の負担を軽減することが重要である。

- 3 最終取りまとめには、米軍の使用する施設・区域が集中する沖縄県からの約8,000名の海兵隊要員の削減、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設、嘉手納飛行場以南の人口が密集している地域の相当規模の土地の返還（普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設等の全面返還を含む。）、横田飛行場における航空自衛隊航空総隊司令部の併置等による司令部間の連携強化、キャンプ座間における在日米陸軍司令部の改編、航空自衛隊車力分屯基地への弾道ミサイル防衛のための米軍のレーダー・システムの配置、厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐、キャンプ座間及び相模総合補給廠の一部返還、訓練の移転等の具体的な措置が盛り込まれている。

これらの再編関連措置については、最終取りまとめに示された実施時期を踏まえつつ、着実に実施していくものとする。

- 4 わが国の平和と安全を保つための安全保障体制の確保は政府の最も重要な施策の一つであり、政府が責任をもって取り組む必要がある。その上で、再編関連措置を実施する際に、地元地方公共団体において新たな負担を伴うものについては、かかる負担を担う地元地方公共団体の要望に配慮し、我が国の平和と安全への大きな貢献にこたえるよう、地域振興策等の措置を実施するものとする。

また、返還跡地の利用の促進及び駐留軍従業員の雇用の安定確保等について、引き続き、全力で取り組むものとする。

- 5 沖縄県に所在する海兵隊部隊のグアムへの移転については、米軍の使用する施設・区域が集中する沖縄県の負担の軽減にとって極めて重要であり、我が国としても所要の経費を分担し、これを早期に実現するものとする。

- 6 政府としては、このような考え方の下、法制面及び経費面を含め、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための措置を講ずることとする。他方、厳しい財政事情の下、政府全体として一層の経費の節減合理化を行う中で、防衛関係費においても、更に思い切った合理化・効率化を行い、効率的な防衛力整備に努める。「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）」（平成16年12月10日閣議決定）については、在日米軍の兵力構成見直し等の具体的な内容を踏まえ、再編関連措置に要する経費全体の見積もりが明確となり次第、見直すものとする。

- 7 普天間飛行場の移設については、平成18年5月1日に日米安全保障協議委員会において承認された案を基本として、政府、沖縄県及び関係地方公共団体の立場並びに普天間飛行場の移設に係る施設、使用協定、地域振興等に関するこれまでの協議の経緯を踏まえて、普天間飛行場の危険性の除去、周辺住民の生活の安全、自然環境の保全及び事業の実行可能性に留意して進めることとし、早急に代替施設の建設計画を策定するものとする。

具体的な代替施設の建設計画、安全・環境対策及び地域振興については、沖縄県及び関係地方公共団体と協議機関を設置して協議し、対応するものとする。

これに伴い、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（平成11年12月28日閣議決定）は廃止するものとする。

なお、平成18年度においては、上記の政府方針に定める「Ⅱ地域の振興について」に基づく事業については実施するものとする

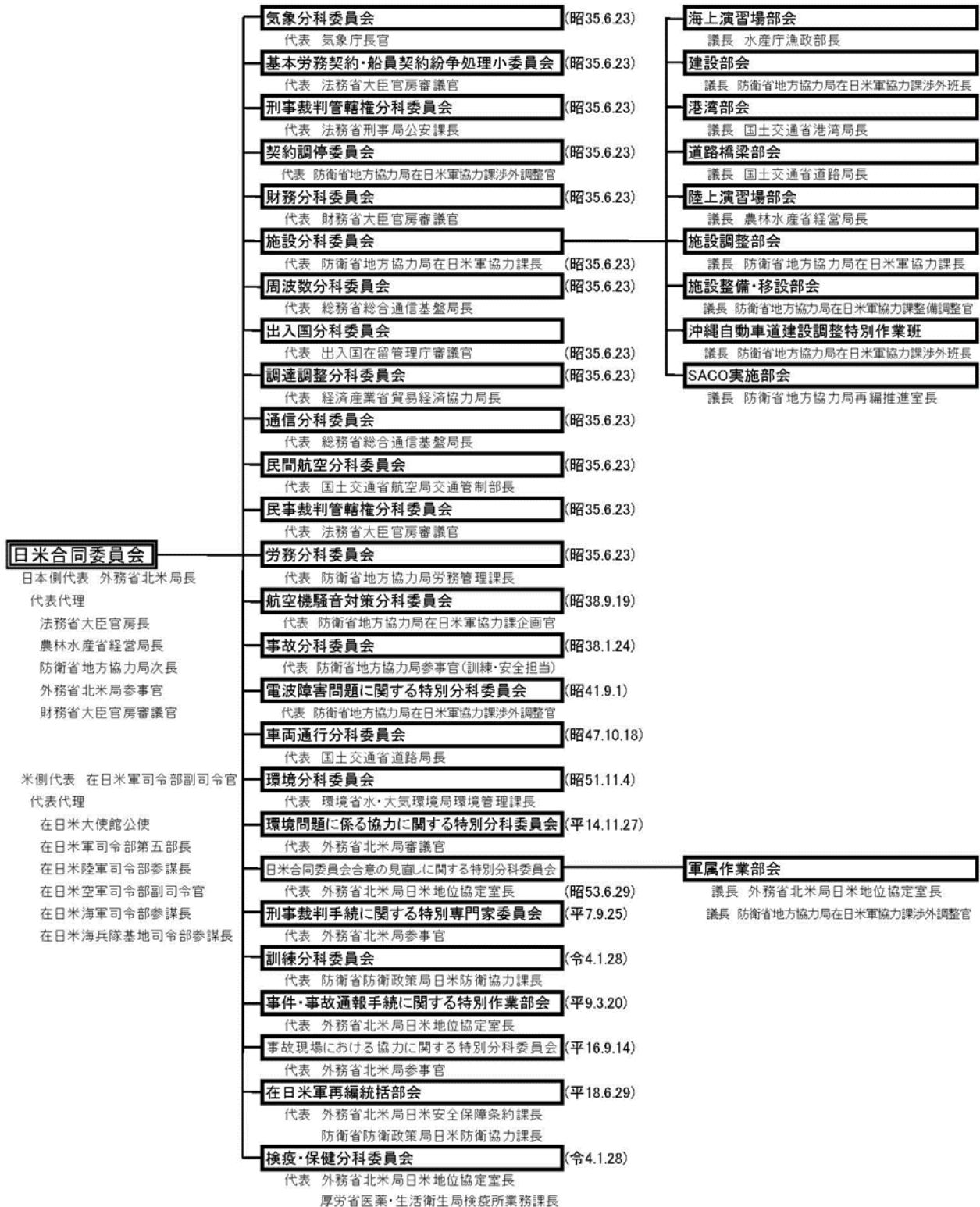
(10) 日米合同委員会組織

日米合同委員会組織図

2023年9月現在

( )は設置年月日

(注) 以下「代表」及び「議長」は、日本側代表・議長を示す。



## (11) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（抄）

昭和 32 年 5 月 16 日法律第 104 号  
最終改正 平成 17 年 3 月 25 日法律第 5 号

〔市町村助成交付金の交付〕

- 1 国は、その所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和 27 年法律第 110 号）第 2 条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村（都の特別区の存する区域に所在するものについては、都。以下同じ。）に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）を交付する。
  - 2 前項の事務は、政令で定めるところにより、総務大臣が行う。
  - 3 総務大臣は、第 1 項の規定により市町村に対して交付すべき市町村助成交付金を交付しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。  
〔政令への委任〕
  - 4 この法律に定めるもののほか、市町村助成交付金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。
- 附 則
- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和 32 年度分の市町村助成交付金から適用する。  
（以下省略）

## (12) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（抄）

昭和 32 年 11 月 18 日政令第 321 号  
最終改正 令和 3 年 6 月 30 日政令第 189 号

- （法第 1 項の固定資産）
- 第 1 条 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第 1 項に規定する固定資産で政令で定めるものは、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 2 条に規定する国有財産で次に掲げるものに該当するものとする。
- (1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和 27 年法律第 110 号）第 2 条の規定によつてアメリカ合衆国に使用させている土地、建物及び工作物
  - (2) 自衛隊が使用する飛行場（航空機の離着陸、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。）及び演習場（しゅう舎施設を除く。）の用に供する土地、建物及び工作物
  - (3) 自衛隊が使用する弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する土地、建物及び工作物
- 2 前項第 3 号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 42 条第 1 項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な

施設のうち同令第 30 条の 13 に規定する防衛大臣の定める部隊又は防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第 19 条第 1 項に規定する情報本部が管理するものをいう。

- 3 第 1 項各号に掲げる「土地」、「建物」又は「工作物」とは、それぞれ、国有財産法施行令（昭和 23 年政令第 246 号）第 20 条の規定により、国有財産法第 32 条の台帳（以下「国有財産台帳」という。）に土地、建物又は工作物として登録されるべきものをいう。

（市町村助成交付金の交付）

第 2 条 国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）は、毎年度、当該年度の初日の属する年（以下「当該年」という。）の 3 月 31 日現在において前条第 1 項各号に掲げる土地、建物又は工作物が所在する市町村に対して交付する。

（市町村助成交付金の交付額の算定方法）

第 3 条 前条の市町村に対して交付すべき市町村助成交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 市町村助成交付金の総額の 10 分の 7 に相当する額を、前条の各市町村の区域内に当該年の 3 月 31 日現在において所在する第 1 条第 1 項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額（国有資産等所在市町村交付金法（昭和 31 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項の国有資産等所在市町村交付金が交付される土地、建物又は工作物があるときは、当該土地、建物及び工作物の価格の合算額を控除した額）にあん分した額
- (2) 市町村助成交付金の総額の 10 分の 3 に相当する額（次項の規定によつて控除した額があるときは、当該控除した額を当該 10 分の 3 に相当する額に加算した額）を、前条の市町村のうち当該市町村の区域内に当該年の 3 月 31 日現在において所在する第 1 条第 1 項各号に掲げる土地、建物又は工作物の種類及び用途、当該市町村の財政の状況等を考慮して特に必要があると認める市町村に対して総務大臣が配分した額

- 2 当該年度の地方交付税の算定の基礎となつた地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 14 条の規定によつて算定した基準財政収入額が同法第 11 条の規定によつて算定した基準財政需要額をこえる市町村でそのこえる額（以下「財源超過額」という。）が 5 億円をこえることとなるもの（以下「財源超過団体」という。）に対して交付すべき市町村助成交付金のうち前項第 1 号の額は、同項同号の規定にかかわらず、同項同号の額から当該財源超過額が 5 億円をこえる額に 10 分の 1 を乗じて得た額に相当する額（当該額が同項同号の額の 10 分の 7 に相当する額をこえる場合にあっては、当該 10 分の 7 に相当する額）を控除した額とする。

（廃置分合又は境界変更があつた場合の措置）

第 4 条 当該年の 3 月 31 日後に市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、第 2 条の規定にかかわらず、同条の市町村の地域のうち第 1 条第 1 項各号に掲げる土地、建物又は工作物が当該年の 3 月 31 日現在において所在した地域が当該廃置分合又は境界変更後属することとなつた市町村（以下「新市町村」という。）が同日現在において存在したものと、当該土地、建物又は工作物が同日現在において当該新市町村の区域内に所在したものとみなして、前条の規定によつて算定した額を当該新市町村に対して交付する。

- 2 前項の場合において、当該年の 4 月 1 日後に市町村の廃置分合又は境界変更があつたときにおける新市町村に係る前条第 2 項の基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法は、総務省令で定める。

（土地、建物又は工作物の価格）

第 5 条 第 3 条第 1 項の場合において、第 1 条第 1 項各号に掲げる土地、建物又は工作物の価格は、当該年の 3 月 31 日現在に

において国有財産台帳に登録された当該土地、建物又は工作物の価格（国有財産台帳に当該土地、建物若しくは工作物又はその価格が登録されていない場合にあっては、国有財産法施行令第21条の規定によつて国有財産台帳に登録すべき価格）とする。（土地、建物又は工作物の価格の報告等）

第6条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、毎年度、当該年の8月31日までに、当該都道府県の区域内の市町村の区域内に当該年の3月31日現在において所在する第1条第1項各号に掲げる土地、建物又は工作物に係る前条の価格の合算額を総務大臣に報告しなければならない。

2 都道府県知事が前項の規定による報告のため、国有財産法第5条から第6条まで及び第8条第2項の規定によつて当該土地、建物又は工作物を管理する同法第4条第2項の各省各庁の長（同法第9条第1項の規定によつて各省各庁の長がその所管に属する国有財産に関する事務を部局等の長に分掌させている場合にあっては、当該部局等の長とする。以下「各省各庁の長等」という。）に対し、国有財産台帳を閲覧し、若しくは記録することを請求し、又は前条の規定による国有財産台帳に登録すべき価格の通報を求めた場合においては、各省各庁の長等は、国有財産台帳を都道府県知事若しくはその指定する職員に閲覧させ、若しくは記録させ、又は当該登録すべき価格の通報をするものとする。

（市町村助成交付金の額等の通知）

第7条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、毎年度、当該年の10月31日までに、当該年度分として交付すべき市町村助成交付金の額及びその算定の基礎となつた第1条第1項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額その他必要な事項を都道府県知事を經由して市町村長に通知するものとする。

（市町村助成交付金の算定に違法又は錯誤があつた場合の措置）

第8条 市町村長は、前条の通知を受けた場合において当該通知に係る市町村助成交付金の額の算定について違法又は錯誤があると認めるときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に、都道府県知事を經由して総務大臣に対し、文書で当該通知に係る市町村助成交付金の額の修正を求めることができる。

2 総務大臣は、前条の通知をした後に当該通知に係る市町村助成交付金の額の算定について錯誤があることを発見したとき、又は前項の求めがあつた場合においてすでに通知した市町村助成交付金の額を修正する必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る市町村助成交付金の額に増額し、又はこれから減額すべき額を、次条の規定によつて市町村助成交付金を交付する時までに、都道府県知事を經由して関係市町村長に通知するものとする。

（市町村助成交付金の交付時期）

第9条 市町村助成交付金は、遅くとも、毎年度、当該年の12月31日までに交付する。

（市町村助成交付金の使途の制限等の禁止）

第10条 国は、市町村助成交付金の交付に当つては、その使途について条件をつけ、又は制限してはならない。

（都の特例）

第11条 第1条第1項各号に掲げる土地、建物又は工作物が都の特別区の存する区域に所在する場合においては、この政令中市町村及び市町村長に関する規定は、都及び都知事に関する規定とみなして、都及び都知事に適用する。この場合において、第3条第2項中「地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条」とあるのは「地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条第1項」と、「同法第11条」とあるのは「同法第11条及び第21条第1項」とする。

（総務省令への委任）

第12条 この政令に定めるもののほか、市町村助成交付金の交付手続その他市町村助成交付金の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（事務の区分）

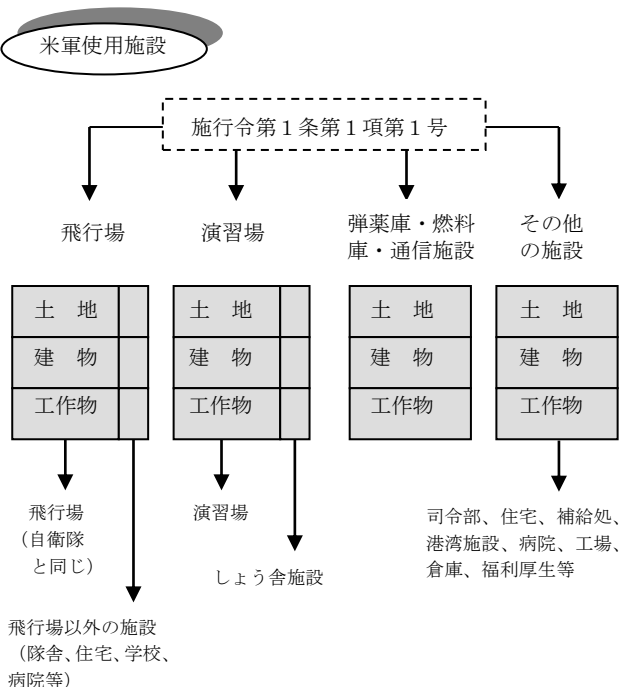
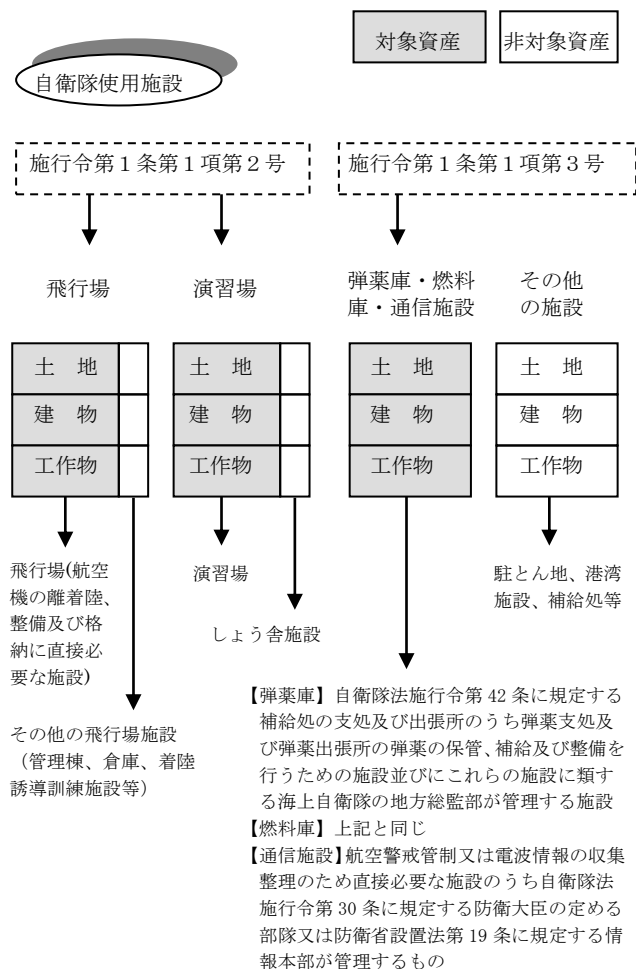
第13条 第6条第1項及び第2項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和32年度分の市町村助成交付金から適用する。

（以下省略）

### (13) 基地交付金対象資産の範囲



### (14) 施設等所在市町村調整交付金交付要綱

- 昭和45年11月6日自治省告示第224号  
最終改正 平成23年10月28日総務省告示第459号
- (趣旨)
- 第1条 施設等所在市町村調整交付金(以下「調整交付金」という。)の交付については、この要綱の定めるところによる。
- (定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 施設等 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下本条において「地位協定」という。)第2条第1項の施設及び区域をいう。
- (2) 米軍資産 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国軍隊が、地位協定第3条第1項の規定により建設し及び設置した建物及び工作物をいう。
- (調整交付金の交付)
- 第3条 総務大臣は、施設等が所在する市町村(以下「施設等所在市町村」という。)に対し、米軍資産に係る税制上の特例設置等により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響を考慮して、毎年度、予算で定める金額の範囲内において調整交付金を交付する。
- (調整交付金の交付額の算定方法)
- 第4条 施設等所在市町村に交付すべき調整交付金の額は、次の各号の合算額とする。
- (1) 調整交付金の総額の3分の2に相当する額を、施設等所在市町村の区域内に当該年度の初日の属する年(以下「当該年」という。)の3月31日現在において所在する米軍資産の価格を基礎として総務大臣が配分した額
- (2) 調整交付金の総額3分の1に相当する額を、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号)により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響その他施設等所在市町村の財政の状況等を考慮して総務大臣が配分した額
- (調整交付金の額の通知)
- 第5条 総務大臣は、毎年度、当該年の10月31日までに、当該年度分として交付すべき調整交付金の額を都道府県知事を経由して施設等所在市町村の長に通知するものとする。
- (調整交付金の交付時期)
- 第6条 調整交付金は、遅くとも、毎年度、当該年の12月31日までに交付するものとする。
- (調整交付金の使用)
- 第7条 調整交付金の交付にあたっては、その使用について条件をつけ又は制限することはしないものとする。
- (都の特例)
- 第8条 施設等が都の特別区の存する区域に所在する場合においては、この要綱中市町村に関する規定は都に関する規定とみなして都に適用する。
- 附 則
- この要綱は、昭和45年10月31日から施行する。
- (以下省略)

## (15) 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律

昭和 28 年 8 月 25 日法律第 246 号

最終改正 平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号

(損失の補償)

第 1 条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約〔昭和 35 年 6 月条約第 6 号〕に基づき日本国にあるアメリカ合衆国軍隊又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基き日本国内にある国際連合の軍隊（以下「アメリカ合衆国軍隊等」と総称する。）の左に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業又は政令で定めるその他の事業を営んでいた者がその事業の経営上損失をこうむったときは、国がその損失を補償する。

- (1) 防潜網その他の水中工作物の設置若しくは維持、水面の利用上必要な施設であつて政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は水質の汚毒、障がい物の遺棄その他水面の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの
  - (2) 防風施設、防砂施設、防災施設その他農地、牧野若しくは林野等の利用上必要な施設であつて政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は農地、牧野若しくは林野等の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの
  - (3) その他政令で定める行為
- 2 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責に任ずべき損失については、適用しない。
- 3 第 1 項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

(損失補償の申請)

第 2 条 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、防衛省令の定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）を経由して、損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを防衛大臣に送付しなければならない。
- 3 防衛大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には、補償の額を決定し、遅滞なくこれを市町村長を経由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申出)

第 3 条 前条第 3 項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して 3 箇月以内に、防衛省令で定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。

- 2 防衛大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から 30 日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には、補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

(補償金の交付)

第 4 条 政府は、前条第 1 項の規定による異議の申出がないときは、同項の期間の満了の日から 30 日以内に、同項の規定による異議の申出があつた場合において同条第 2 項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日から 30 日以内に、補償を受けべき者に対し、当該補償金を交付する。

(増額請求の訴え)

第 5 条 第 2 条第 3 項又は第 3 条第 2 項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から 6 箇月以内に、訴えをもってその増額を請求することができる。

- 2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(争訟の方式)

第 6 条 第 2 条第 3 項の規定による決定に不服がある者は、第 3 条第 1 項及び前条第 1 項の規定によることによつてのみ争うことができる。

(アメリカ合衆国軍隊等及び自衛隊の航空機以外の航空機の離着陸に対する適用)

第 7 条 第 1 条第 1 項の規定の適用については、アメリカ合衆国軍隊等及び自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 2 条第 1 項

に規定する自衛隊の航空機以外の航空機の離陸及び着陸であつて、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第 2 条又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第 5 条の規定によりアメリカ合衆国軍隊等が使用する飛行場を使用して行なわれるものは、アメリカ合衆国軍隊等の航空機の離陸及び着陸とみなす。

(事務の区分)

第 8 条 第 2 条の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務（同条第 2 項の規定による申請書に意見を記載した書面を添える事務を除く。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生日〔昭和 27 年 4 月 28 日〕以降生じた損失について適用する。

2 前項の損失に関して見舞金その他の名目で国から支給を受けた金額のうちこの法律の規定による損失補償金に該当するものについては、この法律の規定による損失補償金の内払とみなす。

(以下省略)

3 国と岩国市とで交した公文書の写し

(1) 加藤書簡

防衛庁発経施第 1222 号  
38. 12. 5.  
岩国市長 土肥京一殿  
防衛事務次官 加藤陽三

謹 啓  
向寒のみぎり、貴職には益々ご清栄のこととおよろこび申し上げます。  
さて、岩国飛行場に航空自衛隊F-86 部隊を配置することにつきましては、先般来ご説明して参りましたとおり、この計画はF-104 の増勢に伴い、飛行場施設の不足を招来したために差し当たり、現有施設を更に効率的に活用する方針で、F-86 の1 飛行隊を岩国飛行場に配置することを決定したものであって、F-104 を配置しようとするものではありません。  
又、配置の期間につきましても、米軍に提供期間中、これと共同使用するという趣旨のものであり、米軍が撤退した後も共同使用の名にかくれて自衛隊が使用を継続するということは考えておりませんので、事情ご賢察のうえ、この計画の実現にご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬 具

(2) 航空自衛隊の配置に関する陳情書

航空自衛隊の配置に関する陳情

岩国市は、ご承知の如く、水量豊富なる錦川の下流に位し、瀬戸内海に面し、交通の要衝として昭和の初期より工業都市として発展しているものでありますが、市の中心部の約 170 万坪にのぼる広大なる土地に米軍基地があり、これが上空制限及び爆音等により、工場誘致等市発展の上に一大支障をきたすと共に、民生安定に及ぼす影響も多大なるものがあるのであります。しかしながら、米軍の駐留は暫定的なものであり、米軍撤退後は工場誘致に全力をあげるべく各施策を計画しているときに、航空自衛隊F86 F1 飛行隊の岩国配置についての防衛庁の計画を承ったのであります。  
これがため、市としては、将来航空自衛隊の基地となれば市民生活に及ぼす影響は勿論、工業都市としての発展計画は絶望となるため、昭和 37 年 12 月 18 日航空自衛隊の配置についての反対決議を行ない、防衛庁その他関係当局に対し、航空自衛隊配置の計画を変更されるよう要望し、運動を続けて参りましたが、防衛庁は「航空自衛隊の配置の期間は米軍に提供期間中、これと共同使用するというもので、米軍撤退後も共同使用の名にかくれて、自衛隊が使用を継続するということは考えていない。」ということであり、かつ、国防のことでありますので、大局的見地にたつて昭和 38 年 12 月 20 日市議会において採決の結果これを承認することに決定したものであります。  
しかし、航空自衛隊の配置は、現在の悪条件を倍加するものであり、市民感情も考慮し、政府におかれても民生安定に深く思いをいたされ、以上の趣旨ご賢察の上、次に掲げる事項について格段のご高配を賜りますよう岩国市民を代表し陳情いたす次第であります。

昭和 39 年 1 月 31 日  
岩 国 市 長 土肥京一  
岩国市議会議長 高山敏生  
防衛施設庁長官  
小野 裕 殿

1 米軍撤退後の転用について

防衛庁事務次官書簡によれば、航空自衛隊の岩国配置は米軍提供期間中、これと共同使用するという趣旨のもので、米軍が撤退した後も共同使用の名にかくれて、自衛隊が使用を継続するということは考えていないと明記されているが、米軍撤退後は必ず自衛隊も他へ移駐し、基地跡の転用については岩国市の要望を入れ積極的に協力することを確約されたい。  
2 基地周辺地域の防衛道路新設について  
基地周辺は他地域に比して道路網は極度に貧弱となっている。これにひきかえ近時基地周辺の交通量は増大し、既設道路は既に飽和状態に達している。よって、下記道路の整備を全額国庫において促進願いたい。

- 記
- (1) 牛の谷送信所線（中津 16 号線を含む）の改良舗装工事  
起点 中津 274 番地 終点 中津 1435 の 1 番地  
延長 1,130 m 巾員 6m
  - (2) 五本松海士路線の改良舗装工事  
起点 麻里布 82 番地 終点 尾津 1230 番地  
延長 2,490 m 巾員 25m～15m
  - (3) 菊地送信所 1 号線の舗装工事  
起点 尾津 1230 番地 終点 中津 4175 番地  
延長 600 m 巾員 6m
  - (4) 向今津連帆線改良舗装工事  
起点 車 741 の 1 番地 終点 向今津 330 の 1 番地  
延長 500 m 巾員 10.5m
- 3 公共施設及び民間施設の爆音対策について  
基地近接公共施設及び民間病院等には逐次防音施設が施行されているが、爆音の被害を受ける未施行の市内小中学校（愛宕小、麻里布小、装港小、灘小、麻里布中、中洋小、平田小）及び幼稚園、保育所等の防音工事についても全額国庫又は適当な財源措置を講ぜられるとともに冷房装置及びこれに伴う電力料についても同様考慮されたい。  
なお、一般住家に対する騒音の補償については未だ何等の措置も講ぜられていないが、これに対しても考慮されたい。
- 4 集団移転について  
岩国市大字向今津字柵開作部落は航空機の上昇路の直近位置にあり、離着陸は勿論、地上整備音による爆音は家屋を振動し、屋根瓦は日毎にずり下り、又ラジオ、テレビの視聴、ひいては子供の教育にも多大なる影響を受け、病人の静養は絶対不可能であり、物心両面に亘り地区の不安は想像以上であるので集団移転を考慮願いたい。
- 5 基地周辺農地買収について  
岩国市大字向今津栗屋開、三ノ割南側地区の農地は飛翔コースの直近に位し、ここを耕作している農民は激化する騒音により、作業も手につかず、不安と焦躁の毎日を送っており、これが農地の代替地の確保、若しくは買収について考慮されたい。
- 6 飛行機事故等による補償について  
米軍基地は岩国市街の中心にあり、現在までに発生したすずはく、模擬爆弾等の落下により相当な被害を出している。又基地周辺には石油化学等の工場があり飛行機事故が発生した場合の人的物的被害は甚大なるものと予想される。  
万一の場合は早急に、かつ、万全なる補償を考慮されたい。
- 7 基地交付金の増額について  
基地が所在することにより、財政収入の減少、市発展に対する各種の制約、財政需要の増大など、他市町村にはみられない特殊事情のもとにおかれているので、これが現状に適するよう増額について考慮されると共に、交付対象範囲をドル支弁資産まで拡大されたい。
- 8 上空制限について  
現在米軍より提示されている上空制限は、工業立市を市是とする岩国市にとっては非常に重大なる問題であり、既存工場の増設はもとより広大なる工場適地に新規工場を誘致するうえに多大な支障をきたしているため、これが上空制限を撤回されたい。
- 9 電波の障害対策について  
基地周辺の居住者は飛行機の爆音などにより、テレビ、ラジオ、電話等の視聴に非常に困難をきたしているが、これが対策について聴視料の免除等適当な補償を早急に考慮されたい。

#### 10 環境衛生施設整備について

##### (1) 塵芥焼却場移設について

現在の焼却場は基地の北側に位置し、滑走路並びに弾薬庫に接近しているため、その焼却の煙は航空の視界をさまたげ、或いは弾薬庫の爆発の慮れあるとして再三に亘り、基地司令官から移転要請があったもので、これが移設に伴う経費の補償を願いたい。

##### (2) し尿処理場移設について

現在の処理場は塵芥焼却場と隣接しており、これから発する衛生害虫或いは悪臭により基地将兵に悪影響を与えるので移設してもらいたい旨の基地司令官から要請があり、この処理場には、基地内からも運搬されている現状である。よってこれが移設について考慮を願いたい。

#### 11 米軍使用中の送信所（元 11 空廠）周辺の排水施設について

現在この付近は送信所を中心に広大な農耕地がありますが、この送信所の排水はもとより附近一帯の排水施設が非常に悪いので、これが整備計画を国の責任において実施されたい。

#### 12 公共用地造成に対する自衛隊の協力について

防音工事の施行に伴う小、中学校の校地の造成、並びに公共用地の造成に対しては、自衛隊において積極的な協力を願いたい。

### (3) 小野書簡

施本第 439 号 (CFP)

昭和 39 年 2 月 14 日

岩 国 市 長 土肥京一 殿  
岩国市議会議員 高山敏生 殿

防衛施設庁長官  
小 野 裕

#### 岩国基地周辺の対策実施について

今回、航空自衛隊の岩国基地の共同使用が市民各位のご理解とご協力により実現の運びにいたりましたことについては、衷心から感謝するとともに、なお今後のご援助をお願い申し上げる次第です。

さて、去る 1 月 31 日付文書によりご要望のありました岩国基地周辺における各種対策について、当庁としては、同基地の所在および運営によって生ずる諸問題の具体的解決方法について、いずれも今後引き続き十分ご協議のうえ、その解決に努力する考えであります。とりあえずご要望の各項について次のとおりご回答申し上げます。

##### 1 米軍撤退後の転用について

航空自衛隊配置期間については、米軍に提供期間中これと共同使用するという趣旨のものであり、米軍が撤退した後も共同使用の名にかくれて自衛隊が使用継続する考えをもっていないことを重ねて再確認するとともに、貴市の転用要望については、財産所管庁である大蔵省に十分伝えます。また、米軍の返還が明らかになったときは、事前に貴市に連絡するよう配慮します。

##### 2 基地周辺道路の整備について

要望の基地周辺地域の道路 5 路線のうち、牛の谷送信所線は、昭和 39 年度にその整備について努力します。他の 4 路線（中津 16 号線、五本松海土路線、菊地送信所 1 号線および向今津連帆線）については、昭和 39 年度に利用状況等を調査のうえ、昭和 40 年度以降において検討します。なお、地元負担の財源措置については極力協力することにします。

##### 3 公共施設等の防音工事について

貴市内の小、中学校の防音工事については、昭和 39 年度には本年度からの継続工事（4 校）の完了を目途として努力します。したがって、未施行の 7 校（愛宕小、麻里布小、装港小、灘小、麻里布中、中洋小、平田小）については、昭和 39 年度にこれらの騒音度等を調査し、昭和 40 年度以降に検討します。なお、地元負担の財源措置については、極力協力することにします。

また、防音工事に伴う冷房装置とその電力料の問題および幼稚園、保育所等の防音工事については、現在まだ義務教育施設の防音工事を優先に実施中でありますので、将来検討することになります。

一般住家の騒音対策の問題については、目下研究中であります。

##### 4 集団移転について

岩国基地北西部周辺の柵間作部落の集団移転については、早急に実情調査のうえ移転の必要が認められるものについては、昭和 40 年度以降において建物等の移転費を補償し移転できるよう検討します。なお、この場合に必要対象範囲全戸の移転が前提になると考えますので、あらかじめ貴市においても関係者の意向をとりまとめられるよう希望します。

##### 5 基地周辺農地の買収について

岩国基地北西部周辺の農地の買収については、早急に実情調査のうえ検討します。

##### 6 飛行機事故等による補償について

昭和 37 年 8 月発生の錫箔落下停電事故については、事故の性質上被害の範囲・内容・程度等の確認が困難であったため、遅れておりましたが最近ようやくまとまりつつありますので、その解決促進のため鋭意努力中であります。

なお、事故防止については、当庁としては日米合同委員会に設けられた事故分科委員会において米側と事故原因の究明および事故防止対策について鋭意検討を重ねており、事故対策処置については米軍は関係全部隊に通知し再発防止に努めております。万一事故発生の場合は、早急に適切な補償処理を行ない、遺憾のないよう努力します。

また、新しく配置される航空自衛隊の部隊に対しても、もちろん十分注意を促し、事故防止に万全を期する所存であります。

##### 7 基地助成交付金の増額について

基地助成交付金は自治省の所管であります。当庁はその交付額の決定について協議を受けることになっておりますので、貴市のご要望については当庁としても努力します。

##### 8 上空制限について

米軍から要求のある岩国基地周辺の航空障害物制限については、現在日米双方が協議中であります。このうち高層構築物の新設については、そのつど日米双方が協議してその取扱い方を決めるということで米側も了解していますので、航空障害となるような構築物の建設計画がある場合は、貴市から呉防衛施設局にご連絡願ひ日米双方が納得できる線で妥結をはかりたいと考えております。

##### 9 電波等の障害対策について

テレビ、ラジオの視聴困難の問題については、郵政省および NHK において対策を検討中のところ、近く受信料の減免について結論が出される運びになっております。

なお、電話の通信障害の問題については、テレビ、ラジオの問題に引き続いて今後必要な対策を検討するよう配慮します。

##### 10 環境衛生施設の整備について

###### (1) じんかい焼却場の移設について

岩国基地滑走路北側のじんかい焼却場の移設費の補助については、昭和 39 年度において、その用地取得費（進入路を含む。）に対し、ご要望にそうよう努力します。

###### (2) し尿処理場の移設について

じんかい焼却場に隣接して所在するし尿処理場の移設については、昭和 39 年度に実情調査のうえ必要と認められる場合は昭和 40 年度以降に実施できるよう検討します。

##### 11 米軍送信所周辺の排水施設について

岩国基地南方の米軍送信所周辺の排水施設の整備に付いては、昭和 39 年度に実情調査のうえ必要と認められる場合は昭和 40 年度以降に実施できるよう検討します。

##### 12 公共用地造成に対する自衛隊の協力について

貴市の学校用地等の造成に対する自衛隊の部外工事による協力の要望については、優先的に処理するようあらかじめ陸上幕僚監部に対し配慮方を要請します。

以 上

## （４）米軍岩国基地に関連する要請書

米軍岩国基地に関連する要請

米海兵隊岩国航空基地に関する諸問題につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、普天間飛行場に配備されているKC-130（ハーキュリーズ）航空機を岩国飛行場に移駐する問題につきましては、岩国市民の間で、「岩国基地機能の拡大・強化につながるのではないか。」との不安と不満が強まり、岩国市議会におきまして、「沖縄普天間基地の岩国移駐に反対する要望決議」を全会一致で議決されており、この主旨は、これ以上の基地機能の拡大・強化は絶対に許されないとのものであります。

当岩国市は、長年にわたる市民の不満を解消するため、これまで基地に関連する要望を行ってきたところでございますが、いずれも進展をみていない現状にあります。

つきましては、現在まで本市の国に対する要望を下記のとおり重ねて要請いたします。

なお、この度、国におかれましては沖縄県に対して特別の措置を決定されたところですが、岩国市民も戦後50年間米軍基地を抱え、沖縄県民と同じ苦しみを味わってまいりましたが、国防という名の下に、今日まで耐えがたきを耐え国に協力してまいりました。

この市民の姿勢を認識され、沖縄県と同等の扱いをされるべきであり、このことについて今後、改めて要請をいたします。

記

- 1 都市計画道路昭和町海士路線の基地内ルートを含め、その周辺（本路線とJR線の間の約5haを提供区域の変更によって、基地の返還すること。）
  - （1） 計画路線総延長約6,830mのうち、平成7年度まで約2,550mを供用開始しておりますが、南部に向けた事業化が急務であり、その先線である岩国基地内ルートが障害となっており、これら事業用地（延長約380m・幅員18m）と昭和町海士路線の代替用地を確保すること。
  - （2） 門前川水系の排水ポンプ場用地を確保すること。
  - （3） 現在、市内及び隣接町に分散している海上自衛隊厚生施設（宿舎）等を基地周辺へ集約整備すること。
- 2 近年、基地北門を利用する大型車両等の交通が著しく増加し、北門に接続する生活道に交通障害が発生していることから、抜本対策として、北門の位置の移動や、第二防衛道路を新設整備すること。
- 3 基地の一部返還によって、し尿処理場用地を確保すること。
- 4 基地周辺の環境整備を行うため、基地内のある程度まとまった土地を今後、段階的に無償返還すること。
- 5 基地内にある未登記財産の解消（旧道路用地を含む。）や、新たに施設・区域となる市有地（し尿処理場及び周辺遊水池）の取得については、適切に対処すること。
- 6 現在、今津川に排出している旭町ポンプ場からの排水と新設されるし尿処理場の排水を併せて基地の沖合へ排出すること。
- 7 岩国基地沖合移設事業の工期を短縮すること。
- 8 軍民共用空港を早期に実現すること。
- 9 本市においては、基地の諸障害により都市の健全な発展を阻害されてきた経緯があり、そのため各種の都市開発諸法から見放され、基地がある故の損失は大きい。  
したがって、今後、開発諸法に代わるべき特別措置（立法）等を講ずること。

平成8年10月18日

岩国市長 貴船悦光

防衛施設庁長官  
諸富増夫 殿

## （５）諸富書簡

施本第1924号（CRC）  
平成8年11月22日

岩国市長 貴船悦光 殿

防衛施設庁長官  
諸富増夫

岩国飛行場に係る要請について（回答）

岩国飛行場の安定的使用につきましては、かねてより御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、参照文書により要請のありました本件について、下記のとおり回答いたします。

普天間飛行場のKC-130（ハーキュリーズ）航空機の岩国飛行場への移駐につきましては、貴市の御理解と御協力が必要であることを十分に認識しており、今後とも貴市の要請に対しては、誠意をもって対応してまいりる所存であります。

記

1 について

昭和町海士路線以西の施設・区域の返還については、貴市の具体的な要望を踏まえ、米軍及び関係機関と調整し、実現に向けて最大限努力してまいりたい。

2 について

岩国飛行場北門ゲート付近の交通障害の緩和に対する抜本対策については、米軍と調整、貴市の意向に沿えるよう最大限努力してまいりたい。

3 について

し尿処理場用地のための施設・区域の一部返還については、貴市の具体的な要望を踏まえ、米軍及び関係機関と調整し、実現に向けて最大限努力してまいりたい。

4 について

施設・区域の段階的な返還については、将来貴市から具体的な要望があった段階で、その内容を検討した上で、米軍及び関係機関と調整してまいりたい。

5 について

基地内にある未登記財産の解消は、その促進に最大限努力するとともに、旧道路用地の取扱いについても、関係機関と調整の上、解決に向け努力してまいりたい。

また、岩国飛行場滑走路移設事業に伴い、新たに施設・区域となる市有地（し尿処理場及び周辺遊水池）の取得方法については、貴市の意向に沿えるよう努力してまいりたい。

6 について

岩国飛行場滑走路移設事業に伴うし尿処理場の排水については、事業者の立場で対応してまいりたい。また、旭町ポンプ場からの排水については、貴市の具体的な計画を踏まえ検討してまいりたい。

7 について

岩国飛行場滑走路移設事業は、同飛行場の運用上、安全上及び騒音上の問題を解決するとともに、同飛行場の安定的使用を図るため、事業を推進しているものであり、当庁としても一日も早い完成を望んでいるところである。

したがって、現在の計画を踏まえ、山口県及び貴市の協力を得つつ本事業の早期完成に努力してまいりたい。

8 について

岩国飛行場軍民共用の要望については、山口県の東部空港整備構想や貴市の意向を踏まえつつ、米軍及び関係機関と調整してまいりたい。

9 について

基地から生ずる障害の緩和や地域振興施策については、貴市の具体的な要望を踏まえ、誠意をもって対応してまいりたい。

以上

## (6) 米軍岩国基地に関する要請書

米海兵隊岩国航空基地に関する諸問題の改善につきましては、平素から種々御配意を賜りますとともに、特に、長年の地元要望であります「基地沖合移設事業」につきましては、格別の御高配により、事業着工の運びとなりましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年来、御要請のありました沖縄普天間基地所属のKC-130（ハーキュリーズ）航空機の岩国基地への移駐につきましては、山口県、岩国市、由宇町で慎重に検討を重ねた結果、地元として、その受入れを容認することといたしました。

しかしながら、地元住民をはじめとする県民の間には、将来において岩国基地の整理・縮小が進められることを望む声が多く、また、今回の移駐問題に関しましても、普天間基地の全面返還に係る諸条件が整う前のハーキュリーズ航空機の先行移駐、米本土に移駐されたハリアー航空機の再配備、さらには、普天間基地所属のヘリコプター部隊の岩国基地への移駐等の不安や懸念もあります。

つきましては、貴職におかれては、これらの事情を御賢察の上、移駐に当たり、下記事項について対処されますよう、特に要請いたします。

### 記

- 1 国において、「岩国基地機能の今以上の増強は容認できない」という基地問題に対する地元自治体の基本姿勢を深く認識されるとともに、米側にもその趣旨を十分伝えられたい。
- 2 沖合移設後においても、岩国基地が拡大・強化されることのないよう、基地用地の一部返還、基地内施設の集約・移転等の取組みを積極的に進められたい。
- 3 ハーキュリーズを含む航空機の運用に当たっては、飛行時間、飛行コース等に係る地元自治体と現地米軍との間の確認事項の明確化等、騒音対策や安全対策に一層の配慮をされたい。
- 4 岩国市及び周辺町における防音対策工事及び民生安定施設に対する助成措置の拡充を図るとともに、地域振興のための諸施策への積極的な支援をされたい。

平成9年4月22日

内閣総理大臣 橋本 龍太郎 様  
防衛庁長官 久間 章生 様  
防衛施設庁長官 諸富 増夫 様

山口県知事 二井 関成 様  
岩国市長 貴船 悦光 様  
由宇町長 松尾 登 様

## (7) 岩国飛行場に係る要請について（回答）

施本第1052号（CRC）

平成9年6月20日

岩国市長 殿

防衛施設庁長官

岩国飛行場に係る要請について（回答）

参照：平.9.4.22.付  
「米軍岩国基地に関する要請書」

岩国飛行場の安定的使用については、かねてより御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

今般、普天間飛行場に配備されているKC-130（ハーキュリーズ）航空機の岩国飛行場への移駐については、貴職より受入れ容認の報告を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、参照文書により要請のありました本件につきましては、別紙のとおり回答いたします。

今回の要請においてお示しのあった県民の皆様の不安や懸念につきましては、今後とも十分認識のうえ、関係自治体の御理解と御協力を賜りながら、岩国飛行場の安定的使用に取り組んでまいります。

以 上

添付書類：別紙  
本信あて先：山口県知事  
岩国市長  
由宇町長

別 紙

平成9年4月22日付け「米軍岩国基地に関する要請書」に対する回答

### 1 について

基地問題の解決及び施設・区域の安定的使用については、地元自治体との信頼関係が重要であると考えており、今後とも地元の意向を深く認識するとともに、これを米軍に伝えてまいりたい。

### 2 について

岩国飛行場用地の一部返還に係る地元の要望については、十分承知しており、今後、岩国市から具体的な要望があった段階において、その内容を検討した上で、米軍及び関係機関と調整を図るよう、積極的に対応してまいりたい。

また、基地内施設の集約・移転については、今後、米軍の意向を踏まえて、対応を検討してまいりたい。

なお、岩国市から具体的な要請のあった昭和町海士路線以西の施設・区域の返還については、米軍及び関係機関と調整し、その実現に向けて最大限努力してまいりたい。

### 3 について

岩国飛行場に離着陸する米軍の航空機は、同飛行場周辺に対する航空機騒音の軽減及び安全上の観点から、飛行時間、飛行コース等について岩国日米協議会の確認事項に沿って運用されているところである。

今後とも、地元の意向を十分に踏まえ、確認事項の明確化等、騒音対策や安全対策を図るよう一層の努力をしてまいりたい。

### 4 について

基地から生ずる障害の緩和や地域振興策については、岩国飛行場周辺の自治体の具体的な要望を踏まえ、誠意を持って対応してまいりたい。

(8) 米軍岩国基地に係る安心・安全対策についての要望書

岩国市は米軍基地が所在する自治体として、これまで国の安全保障政策を尊重し、基地の安定的な運用に協力してまいりましたが、その運用に当たっては、住民が安心して安全に暮らせる環境が確保されるよう、国及び米軍に対し、引き続き、細心かつ最大限の配慮を求めるものであります。

また、抑止力の維持と地元負担の軽減を柱とする在日米軍の再編に係る最終報告が日米両国政府間で合意され、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法も成立し、再編の実施に向けた取り組みが進められているところですが、今日の多様化した住民ニーズを考えると、基地周辺住民や地元自治体に対して、さらなる配慮がなされるべきものと認識しております。

こうした中、本年6月に、米兵犯罪防止策の強化、再編に伴う安心・安全対策の実施並びに関連措置として住民福祉の向上や地域の発展に資する地域振興策の実施などについて要望したところですが、今後、これらの諸課題に対し、具体的かつ実効性のある措置を求めてまいりたいと考えております。

つきましては、従来からの基地の運用による影響を軽減するとともに、今回の米軍再編により基地周辺の環境が悪化することとならないよう、まず、安心・安全の確保に関する事項として、次のとおり取りまとめましたので、国におかれましては、以上のような状況をご理解いただき、速やかに対応策を講じられますよう強く要望いたします。

1 治安対策の強化

米軍構成員等による犯罪、交通事故を防止し、住民の不安の解消を図るため、規律の厳正な保持、教育訓練の徹底、警らの強化等適切な措置を講ずること。

万一、事件・事故が発生した場合には、迅速かつ的確な情報提供が行われるとともに、原因究明を適切に行い、再発防止に向けた万全の対策を講ずること。

- (1) 防犯対策の強化
- (2) 米軍構成員等の規律の保持
- (3) 事件・事故の被害者への適切な対応
- (4) 被疑者の起訴前の拘禁移転に係る日米地位協定の見直し

2 騒音対策の強化

岩国基地は、多くの住民が生活している地域に隣接しているため、航空機による飛行をはじめとする基地の運用は、基地周辺住民の生活環境に大きな影響を与えている。

特に航空機騒音に関しては、基地周辺住民に十分配慮し、騒音軽減のための必要な措置を講ずること。

- (1) 航空機等の騒音軽減対策の推進
- (2) 住宅防音工事に関する制度の拡充
- (3) 空母艦載機離発着訓練（FCLP）の禁止

3 環境対策の徹底

基地内の環境問題等については、その影響が基地内に止まらず、基地周辺住民等の生命、健康に重大な影響を与える可能性があることから、基地の管理・運用に当たっては、環境対策を徹底すること。

- (1) クロゴケグモ対策の徹底
- (2) 環境に配慮した施策の実施
- (3) 演習・訓練等の実施における基地周辺地域への配慮

4 地元の意向を尊重する制度の構築

基地の管理・運用に当たっては、岩国市の意向が的確に反映できる仕組みとなっていないため、本市の意向を踏まえて日米両国政府間の協議が行われるよう、必要な制度を構築すること。

5 その他

平成20年10月31日

外務大臣 中 曾 根 弘 文 様

防衛大臣 浜 田 靖 一 様

岩国市長 福 田 良 彦

別紙

|                               |                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 治安対策の強化                     |                                                                                                                                                                  |
| (1) 防犯対策の強化                   | ア 警察及び憲兵隊による警らの強化を図ること。<br>イ 街路灯、防犯カメラ、街頭緊急通報システムを設置すること。<br>ウ 基地周辺地区の各戸にソーラー型の玄関灯を設置すること。<br>エ 脱走兵の通報体制を強化すること。                                                 |
| (2) 米軍構成員等の規律の保持              | ア 米軍構成員等に対して、規律の保持のための教育・訓練を行うこと。また、交通安全に関する教育、日本の生活、文化、道徳などを理解するための教育を行うこと。<br>イ 基地外居住者の届出制度を創設し、居所の明確化を行うこと。<br>ウ 犯罪防止のため、必要に応じて、米軍構成員等の外出や飲酒の制限など適切な措置を講ずること。 |
| (3) 事件・事故の被害者への適切な対応          | ア 公務外の米軍構成員等が起こした事件・事故により被害を受けた場合においても、日米両国政府の責任において補償が受けられるよう措置を講ずること。<br>イ 損害賠償の手続きについて、迅速かつ誠意をもって対応すること。                                                      |
| (4) 被疑者の起訴前の拘禁移転に係る日米地位協定の見直し | ア 被疑者の起訴前の拘禁移転に係る日米地位協定の見直しを行うこと。                                                                                                                                |
| 2 騒音対策の強化                     |                                                                                                                                                                  |
| (1) 航空機等の騒音軽減対策の推進            | ア 航空機等の騒音の軽減対策を推進すること。このため、消音施設、防音林、緩衝緑地帯を増設・整備するなど必要な措置を講ずること。<br>イ エンジンテストは必ず消音                                                                                |

|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(2) 住宅防音工事に<br/>関する制度の拡充</p> | <p>施設を使用して行うこと。</p> <p>ウ 早朝・夜間、土曜日、日曜日、祝日、盆及び年末・年始における飛行とエンジンテストを全面的に禁止すること。</p> <p>エ 学校及び地域の諸行事に十分配慮した飛行とエンジンテストを行うこと。</p> <p>オ 市街地や産業振興に影響を与える地域の上空の飛行を行わないこと。</p> <p>カ 訓練移転について、実質的な効果が現れるよう機数や期間の増加など規模の拡大を図ること。また、KC-130の鹿屋基地やグアムへの展開について、具体的な機数、期間等を示すこと。</p> <p>キ 航空機騒音をはじめ、基地に関する住民からの苦情や問い合わせは、国において対応すること。</p> <p>ク 基地周辺の騒音測定を行うとともに、測定データをリアルタイムで情報公開すること。このため、自動騒音測定装置の増設やホームページの開設など必要な措置を講ずること。</p> <p>ケ 姫子島で実施される弾薬処理時の騒音等の軽減について、必要な措置を講ずること。</p> <p>ア 住宅防音工事業に関する予算額を増額するとともに、早期交付を行うこと。また、対象となる全家屋について、速やかに防音工事を実施すること。</p> <p>イ 住宅防音工事について、対象区域の指定値を70WECPNLとすること。また、実態に即した区域指定を行うこと。</p> <p>ウ 外郭防音工事の対象区域を75WECPNL区域に拡大すること。</p> <p>エ 住宅防音工事について、区域指定後の新築・改築住宅も対象とすること。</p> <p>オ 防音工事の補助対象施設を事務所、店舗等に拡大すること。</p> <p>カ 住宅防音工事により設置した空調機器の機能復旧に要する経費を全額補助すること。</p> | <p>キ 住宅防音工事により設置した空調機器に係る電気料金等について、太陽光発電装置を全対象家屋に設置するなど助成措置を講ずること。</p> <p>ク 70WECPNL区域の住宅への冷暖房機設置の助成措置を講ずること。</p> <p>ケ テレビ受信料の助成区域を拡大すること</p> <p>ア 恒常的な空母艦載機離発着訓練施設の建設場所を早期に決定し、同施設を岩国基地に建設しないこと。</p> <p>イ 岩国基地において、空母艦載機等によるFCLP及び事前集中訓練を実施しないこと。</p> <p>ア 基地内で完全駆除、撲滅するよう対策を講ずること。</p> <p>ア 基地に起因する排水の処理について、万全の措置を講ずること。</p> <p>イ 消火訓練に当たっては、基地周辺住民に影響を与えないよう実施すること。</p> <p>ア 合同軍事演習、合同訓練等の実施の際には、その影響を基地の外に及ぼさないこと。</p> <p>イ 演習・訓練内容等については、地元自治体等の関係機関に速やかに事前通報するとともに、住民からの苦情や問い合わせは、国において対応すること。</p> <p>ア 基地の管理・運用等については、岩国市の意向を踏まえた上で日米両国政府間において協議・交渉されること。</p> <p>イ 国と岩国市の定期的な協議の場を設けること。</p> <p>ア 岩国基地の機能変更等が生じる可能性がある事案については、早期の情報提供を行うとともに、岩国市の理解を得ること。</p> <p>イ 航空機の運用については、安全の確保に万全の措置を講ずること。</p> <p>ウ 岩国基地港湾施設への船舶の入港の際には、安全の確保について万全の措置を講ずるとともに、一般の船舶の航行等に影響を与える可能性がある</p> |
|                                 | <p>(3) 空母艦載機離発着訓練（FCLP）の禁止</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>キ 住宅防音工事により設置した空調機器に係る電気料金等について、太陽光発電装置を全対象家屋に設置するなど助成措置を講ずること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                                 | <p>3 環境対策の徹底</p> <p>(1) クロゴケグモ対策の徹底</p> <p>(2) 環境に配慮した施策の実施</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>ア 恒常的な空母艦載機離発着訓練施設の建設場所を早期に決定し、同施設を岩国基地に建設しないこと。</p> <p>イ 岩国基地において、空母艦載機等によるFCLP及び事前集中訓練を実施しないこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                                 | <p>(3) 演習・訓練等の実施における基地周辺地域への配慮</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>ア 基地内で完全駆除、撲滅するよう対策を講ずること。</p> <p>ア 基地に起因する排水の処理について、万全の措置を講ずること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                                 | <p>4 地元の意向を尊重する制度の構築</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>イ 岩国基地において、空母艦載機等によるFCLP及び事前集中訓練を実施しないこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                                 | <p>5 その他</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>ア 合同軍事演習、合同訓練等の実施の際には、その影響を基地の外に及ぼさないこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

|  |                                                                                                                                                              |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | る場合には、岩国市に事前に通知すること。<br>エ 空母艦載機部隊の移駐に伴う米軍家族住宅の場所決定に当たっては、岩国市に事前に説明し、理解を得ること。<br>オ 基地周辺の交通渋滞の緩和について、必要な措置を講ずること。<br>カ 障害防止工事、民生安定事業等に関する補助対象範囲の拡大と予算の増額を行うこと。 |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(9) 米軍岩国基地に係る安心・安全対策についての要望書 (回答)

地地第 13434 号  
20. 11. 18

岩 国 市 長 殿

防衛省地方協力局長

米軍岩国基地に係る安心・安全対策について (回答)

貴殿におかれては、日頃から、岩国飛行場の安定的使用に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、去る 10 月 31 日に御要望のありました標記について、外務省との調整を了した上、別紙のとおり回答いたします。

空母艦載機の岩国飛行場への移駐等に当たり、周辺住民の皆様が安心して安全に暮らせる環境を確保することは極めて重要であると考えており、今後とも、貴市及び山口県と緊密に協議しつつ、誠意をもって対応してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

別紙

1 の (1) のアについて

防犯対策については、警察当局及び米側に対し、貴市の御要望も踏まえ適切な措置がとられるよう伝えてまいりたい。

なお、米軍岩国基地においては、平成 10 年以降、金曜日、土曜日、祝祭日及び特別休暇期間の午後 10 時から午前 3 時までの間、2 人以上からなる 1 組の米軍人が制服を着用の上、基地正面から通称スリーコーナーまでの国道 189 号及び市道中津 5 号線沿線の飲食店の立ち並ぶ約 1 キロメートルの通りを徒歩で巡視しているところである。

1 の (1) のイ及びウについて

御要望については、設置手法等の具体的な内容を貴市と調整してまいりたい。

1 の (1) のエについて

日米両政府は、本年 4 月 11 日、在日米軍人の脱走が判明した場合には、そのすべてについて直ちに米側から関係都道府県警察に対して逮捕要請を行うこと等について基本合意したことを踏まえ、同年 5 月 15 日、日米合同委員会において、在日米軍により脱走兵と認定された米軍人に関する通報体制について合意した。日本政府は、米側からの通報を渉外知事会に伝達することとなっており、かかる情報提供が円滑になされるために協力してまいりたい。

1 の (2) のアについて

米軍岩国基地においては、米軍構成員が我が国に赴任した際、我が国の道路交通法、道路事情、基地周辺の地理、文化等に係る講習、現地体験講習等が実施されているほか、年 2 回、飲酒運転禁止、事件・事故防止に係る安全講習等が実施されているが、当省としては、引き続きかかる講習等の充実・徹底を米側に求めてまいりたい。

また、中国四国防衛局において直接、岩国基地の米軍構成員に対して基地問題の現状、事件・事故等について説明したところであり、今後も定期的に実施してまいりたい。

1 の (2) のイについて

日本政府は米側から年に一度、基地外に居住する米軍人等の人数に関する情報提供を受け、こうした情報を地方公共団体と共有することとなっており、かかる情報共有を着実に実施してまいりたい。

1 の (2) のウについて

米軍岩国基地においては、平成 16 年以降、若年米軍構成員（以下「構成員」という。）の外出や飲酒を規制するリバティ・カード制度が導入されており、三等軍曹以下の構成員に対してはレッド又はゴールドの 2 種類の識別カードを発行し、同カードの所持を義務付けている。この制度は、原則として三等軍曹以下の構成員に対し深夜（午前 0 時から午前 5 時まで）の外出が制限されるレッドカードが発行され、同カード保持者のうち 30 日の観察期間中の素行良好な隊員について、所属司令官の判断に基づき外出制限のないゴールドカードが発行されるものである。このほか、レッドカード保持者のうち上等兵以下の構成員については単独外出の禁止、20 歳未満の構成員についてはリバティ・カードにアンダー 20 と表記され飲酒禁止措置が課されている。

本年 4 月には、リバティ・カード制度について、対象構成員の拡大（三等軍曹以下から全階級へ）、上等兵以下に係るレッドカードからゴールドカードへの変更に要する観察期間の延長（30 日間から 90 日間へ）、同伴外出の義務の格上げ（上等兵以下から伍長以下へ）など、規制の強化が図られたところである。さらに、本年 9 月には、同伴外出の義務がレッドカード保持者全員に拡大されたところである。

このように、米軍岩国基地においては、構成員に対する自由時間における外出制限や基地外での飲酒の制限の措置が講じられているところであるが、今後とも、適切な措置が講じられるよう米側に働きかけてまいりたい。

1 の (3) のア及びイについて

公務外の事故に係る補償については、加害者本人が賠償責任を負い、原則として当事者間で解決されることとなるが、加害者が無資力である等の理由から被害者への補償が困難な場合は、日米地位協定第 18 条 6 の規定に基づき処理されることとなっている。

中国四国防衛局においては、事故覚知後、速やかに被害者と接触し、かかる補償手続を御説明するとともに、加害者から被害者への補償状況を逐一確認することとしており、示談困難な場合は直ちに被害者に対し損害賠償の請求案内を行うなど、被害者が適正な補償が受けられるよう、誠意をもった対応に努めている。

また、同局においては、被害者から損害賠償請求書の提出を受けたときは、その内容を審査した上、その結果を米国政府に送付しているところであり、補償金の査定に当たっては、公務上における事故の場合と同様に、公平かつ公正に請求を審査し、

被害者が米国政府から適正な補償が得られるよう努めている。なお、米国政府は被害者に提示する補償額の決定に当たっては、従来から、我が国の査定に係る考え方も尊重しているところである。

いずれにせよ、当省としては、米軍構成員等による事件・事故が発生した場合は、公務上、公務外の事案を問わず、今後とも、迅速かつ誠意をもった対応に努めてまいりたい。

なお、同局においては、日頃から警察及び米軍等関係機関との連携を密にし、事故情報の迅速な入手に努めており、また、賠償案内のリーフレットを作成の上、関係地方公共団体、警察署等に提供しており、被害者に対しては、警察等からリーフレットを提示した上、同局が賠償窓口となる旨を周知されるよう依頼を行っているほか、同局のホームページ等に賠償案内を掲載するなど、被害者への手続の周知にも努めているところである。

#### 1の(4)のアについて

平成7年の日米合同委員会合意によって、殺人、強姦等の犯罪で我が国として重大な関心を有しているものにつき、起訴前の拘禁移転を可能にする途が開かれた。実際にも、同合意に基づきこれまでに何度も起訴前の拘禁移転が行われている。

政府としては、日米地位協定については、その時々の問題について運用の改善により機敏に対応していくことが合理的であるとの考えの下、引き続き目に見える運用の改善を進めるよう努力していく考えである。

#### 2の(1)のアについて

当省では、岩国飛行場の運用上、安全上及び騒音上の問題を解決するため、現在、滑走路を沖合へ約1キロメートル移設する事業を実施している。また、騒音発生源となる駐機場等の施設を現滑走路上及びその東側に設置することを計画しており、本計画の実施は、騒音の軽減に資するものと考えている。

なお、空母艦載機等の移駐は、滑走路が沖合に移設された後に実施されることから、岩国飛行場周辺の騒音の状況は、移駐後においても、一部の区域を除き、滑走路の移設前である現状よりも改善されると予測しているところである。

いずれにせよ、移駐後の騒音状況を踏まえ、適切に対処してまいりたい。

#### 2の(1)のイ及びウについて

岩国飛行場におけるエンジンテストについては、岩国日米協議会において、①すべてハッシュハウス（消音施設）の中で実施するよう万全を尽くし、それ以外は通告すること、②基本的には、80パーセント以上のエンジンテストは午後9時以降午前6時30分までの間は実施しないこと、③着艦訓練中のエンジンテストは原則として避けることが確認されているところである。

また、同飛行場における飛行時間等については、同協議会において、①滑走路運用時間（午前6時30分から午後11時まで）外に使用する場合はできる限り貴市に通報すること、②原則として午後9時以降午前7時までの訓練飛行は制限していること、③軍の任務遂行上不可欠な場合を除き、年末年始は飛行訓練自粛期間とし、盆の期間中は休日の方法で運用していること等が確認されているところである。

当省としても、同協議会における確認事項の尊重について機会あるごとに米側に申し入れてまいりたい。

#### 2の(1)のエについて

中国四国防衛局においては、毎年末に翌年の年間地元諸行事並びに公立・私立学校の各種試験及び諸行事の予定について照会を行い、これにより得られた情報を米軍岩国基地に伝えるとともに、地元行事等への配慮要請を行っており、また、本省から在日米軍司令部に対しても同様に配慮要請を行っているところである。

今後とも、学校及び地域の諸行事への配慮について機会あるごとに米側に申し入れてまいりたい。

#### 2の(1)のオについて

岩国飛行場の周辺上空における飛行については、岩国日米協議会において、①離着陸の際、安全上許す限り、工場及び市街地の上空を飛行しないこと、②気象条件等安全運用上許す限り、南側で離着陸を行うこと、③市街地上空の飛行は、4,000フィート（1,219メートル）以上とすること、④着陸の際、旧由宇町上空の飛行をできるだけ避けるようにすることが確認されているところである。

当省としても、同協議会における確認事項の尊重について機会あるごとに米側に申し入れてまいりたい。

#### 2の(1)のカについて

米軍再編に係る訓練移転については、平成18年度から実施しており、岩国飛行場からは、これまでに3回実施しているところである。今後もタイプⅠ（1回につき1から5機の米軍機が1から7日間参加）のみならず、タイプⅡ（1回につき6から12機の米軍機が8から14日間参加）規模の訓練を含め、引き続き訓練移転の着実な実施に努めてまいりたい。

また、KC-130の鹿屋基地やグアムへのローテーション展開については、米側との調整が整った段階で貴市に御説明することとしているが、できる限り詳細な情報提供に努めてまいりたい。

#### 2の(1)のキについて

中国四国防衛局では、当直体制をとっており、休日・深夜を問わず、住民からの問い合わせや苦情に対応しているところであり、今後とも誠意をもって対応してまいりたい。

なお、苦情や問い合わせに係る同局の連絡先は次のとおりである。

平日の昼間 082(223)7109

平日の夜間、休日 082(223)8105

#### 2の(1)のクについて

中国四国防衛局では、岩国飛行場周辺の12か所（うち、岩国市内7か所）に自動騒音測定装置を設置し、常時騒音状況の監視に努めるとともに、測定結果については同局のホームページ（アドレス：<http://www.mod.go.jp/rdb/chushi>）において公開しているところであるが、今後とも、できる限り最新の測定結果を公開できるように当該ホームページの更新間隔の短縮に努力してまいりたい。

また、リアルタイムでの測定結果の情報公開については、貴市から御要望の趣旨・内容を十分伺った上で、検討してまいりたいと考えている。

自動騒音測定装置の増設については、貴市の御要望を踏まえ、2か所増設してまいりたい。

#### 2の(1)のケについて

米側においては、姫子島での弾薬処理について、原則として焼却処分によることとし、焼却し得ないものについては爆破処理している。処理に当たっては、実施期間を事前に通知するほ

か、一回の爆破処理量、気象条件等を十分考慮するなど、騒音等の軽減に配慮して実施しているものと承知している。

当省としては、姫子島での弾薬処理に伴う騒音等の軽減について、今後とも機会あるごとに米側に申し入れてまいりたい。

## 2の(2)のアからウまで並びにオ及びクについて

住宅防音事業については、航空機騒音に係る国の重点施策として、早期に実施されるよう努力しているところであり、現下の国の厳しい財政事情の下、更なる促進に努力してまいりたい。

また、住宅防音工事の対象区域及び防音工事の補助対象施設の拡大に係る御要望については、次に述べる理由により、将来の検討課題であると考えている。

① 75WECPNL（航空機騒音の評価単位。以下「W」という。）未満の区域における住宅防音工事等の取扱いについては、現実には、限られた予算を効果的に使用する観点から、現に高い騒音の影響を受けている75W以上の区域における住宅防音工事の促進を当面優先すべきと考えている。

② 外郭防音工事については、室内環境の保全をより一層確保するため、特に騒音の著しい85W以上の区域において、住宅全体を対象として実施しており、当面は、当該区域における同工事の進捗を図ることが肝要であると考えている。

③ 防衛施設周辺における防音工事については、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）に基づき、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的に、特に静穏を要する学校などの教育施設、病院などの医療福祉施設及び日常生活の中心拠点である居住の用に供する住宅を対象としている。

他方、航空機騒音対策の一環として、2の(1)のクについて述べたとおり、中国四国防衛局では、岩国飛行場周辺の12か所（うち、岩国市内7か所）に自動騒音測定装置を設置し、常時騒音状況の監視に努め、測定結果については、同局のホームページにおいて公開しているところであるが、特に、測定点の増設が急務であるとの貴市の御要望を踏まえ、騒音測定装置を更に2か所増設し、同飛行場周辺の航空機騒音の実態をより詳細に把握してまいりたい。

実態に即した区域指定については、今後、空母艦載機等が移駐する時期等を勘案した上で騒音調査を実施し、その結果に基づき、適切に対処することとした。

## 2の(2)のエについて

住宅防音工事の助成については、環境整備法第4条の規定に基づき、第一種区域に当該指定の際現に所在する住宅を対象としており、当該指定後に新たに建設される住宅（新築住宅）については、その対象としていないところである。

また、第一種区域に当該指定の際現に所在する住宅が老朽化等の理由で建て替えられる場合であって、従前の住宅の解体時における所有者と防音工事の実施時における所有者とが同じ者であること等の一定の要件を満たすときは、住宅防音工事の助成の対象としているところである。

## 2の(2)のカについて

住宅防音工事により設置した空調機器が設置後10年以上経過し、老朽化等によりその機能の全部又は一部を保持していない機器については、その取替工事に要する経費について助成の措置を講じているところである。

当該経費については、生活保護世帯に対しては、その全額を国庫補助し、その他の世帯に対しては、その90パーセントを国庫補助しているところであるが、再補助であること等にかんがみれば、全額補助は困難であることを御理解願いたい。

## 2の(2)のキについて

太陽光発電装置の設置については、一部の住宅に太陽光発電システムを設置し、モニタリングにより得られたデータの整理・分析を行い、同システムの設置に伴う技術的問題点等を検討し、設置助成の可否について検討することとしており、今後、データの整理・分析を早期に行い、よい成果が得られるよう努力してまいりたい。

## 2の(2)のケについて

現下の国の厳しい財政事情の下、テレビ受信料の助成区域の拡大は困難であるが、将来の検討課題の一つと考えている。

## 2の(3)のアについて

恒常的な空母艦載機離発着訓練施設（以下「恒常的施設」という。）については、平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会の際に発表された「再編実施のための日米のロードマップ」において、「2009（平成21）年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする」とされたことを受け、現在、日米間で協議を行っているところである。

なお、日本政府としては、岩国飛行場を恒常的施設の整備場所とする考えはない。

## 2の(3)のイについて

空母艦載機の移駐後、岩国飛行場において通常の飛行訓練が実施されると考えるが、米側は、空母艦載機夜間着陸訓練（以下「NLP」という。）について、恒常的施設が提供されるまでの間、硫黄島を現実的に可能な限り使用することとしており、基本的に岩国飛行場でNLPを実施することはないとしている。

ただし、岩国飛行場は、現在でもNLPの予備飛行場に米側が指定していると承知しており、硫黄島において天候不良等により十分な訓練が実施できない場合には、岩国飛行場において、NLPが実施されることがあり得ることを御理解いただきたい。

また、空母艦載機のうち、いわゆる低騒音機（E-2C及びC-2）については、従来から厚木飛行場においてNLPを実施していると承知しており、空母艦載機が岩国飛行場に移駐した場合には、低騒音機のNLPが岩国飛行場において実施されることがあり得ることを御理解いただきたい。

## 3の(1)のアについて

米軍岩国基地においては、専門家の助言を得つつ、可能な限りの手段・方法により基地内のクロゴケグモの調査・駆除に努めており、本年10月末までに約5,200匹（成体）を発見・駆除している。また、その状況については、定期的に貴市及び山口県に対し情報提供されているものと承知しているが、御要望の趣旨については、改めて米側に申し入れてまいりたい。

## 3の(2)のアについて

排水処理施設については、引き続き提供施設整備により逐次整備を行うこととしている。また、今後、米軍再編に伴う施設整備及び人員増に対しても、その状況を踏まえ、所要の整備を行ってまいりたい。

## 3の(2)のイについて

当省としては、米軍岩国基地における消火訓練に当たって、周辺住民に及ぼす影響が最小限となるよう米側に申し入れてい

るところであり、今後とも、貴市の御要望も踏まえ、米側に申し入れてまいりたい。

また、現在の建物火災を想定した消防訓練施設は、重油により木材を燃焼させるため黒煙が発生するが、提供施設整備により煙の発生が軽減される方式のものを整備する計画であり、このため本年度に所要の調査を行うこととしている。

#### 3の(3)のアについて

米軍及び自衛隊は、演習・訓練等の実施に当たって、周辺地域に及ぼす影響にできる限り配慮するよう努めているところであるが、今後とも、十分配慮するよう米側にも求めてまいりたい。

#### 3の(3)のイについて

演習・訓練等の実施に際しては、これまでも、地元地方公共団体等関係機関に対し演習・訓練内容を事前に通報しているところであり、引き続き事前通報に努めてまいりたい。

また、中国四国防衛局では、当直体制をとっており、休日・深夜を問わず、住民からの問い合わせや苦情に対応しているところである。

#### 4のアについて

当省としては、岩国飛行場の円滑な運用のためには、貴市や周辺住民の方々の御理解と御協力を頂くことが重要であると考えており、今後とも、貴市の御意見等を十分伺いつつ、米側との所要の調整を行ってまいりたい。

#### 4のイについて

御要望を踏まえ、貴市と中国四国防衛局との間での定期的な協議の場の設置について、具体的な調整を行ってまいりたい。

#### 5のアについて

岩国飛行場の運用の態様の変更等については、適時適切に貴市等に情報提供を行うとともに、御理解が得られるよう努力してまいりたい。

#### 5のイ及びウについて

米軍岩国基地においては、航空機、艦船等の整備点検や隊員への教育を通じて、航空機の運用や同基地港湾施設への入港に際しての安全の確保に努めているものと承知している。当省としては、御要望も踏まえ、今後とも、安全の確保等について機会あるごとに米側に申し入れてまいりたい。

#### 5のエについて

空母艦載機の岩国飛行場への移駐等に伴い必要となる米軍家族住宅については、現在、米側との間でその所要の確認等を行っているところであり、今後、当該計画が具体化した段階で貴市等に御説明の上、御理解が得られるよう努力してまいりたい。

#### 5のオについて

米軍岩国基地においては、滑走路移設工事に伴う工事車両等による交通渋滞の緩和を図るため、滑走路移設工事期間中の暫定措置として平成15年度に仮設北門（業者門）を開設し、基地への入門は仮設北門から、基地からの出門は北門から、それぞれ一方通行を実施しているところである。

また、仮設北門については、米軍再編に伴う施設整備工事期間中も使用する計画であるが、当該工事完了後の使用を含め、今後の交通渋滞の緩和措置については、貴市の御意見を伺いつつ、米側と調整してまいりたい。

#### 5の力について

岩国飛行場の設置又は運用により生ずる障害の防止、軽減等のための各種事業については、貴市の具体的な御要望をよく伺った上で、誠意をもって対応してまいりたい。

## (10) 在日米軍再編に係る地域振興策についての要望書

### 要望事項

岩国市は米軍基地が所在する自治体として、これまで国の安全保障政策を尊重し、基地の安定的な運用に協力してまいりましたが、その運用にあたっては、住民が安心して安全に暮らせる環境が確保されるよう、国及び米軍に対し、引き続き、細心かつ最大限の配慮を求めるものであります。

また、抑止力の維持と地元負担の軽減を柱とする在日米軍の再編に係る最終報告が日米両国政府間で合意され、再編の実施に向けた取り組みが進められているところですが、本市といたしましては、その円滑かつ着実な実施の必要性は理解し、基本的には協力すべきものと考えており、現在、再編の影響と負担に対する住民の不安を一つ一つ払拭するよう最大限の努力を行っているところ です。

こうした中、平成20年10月に、安心・安全の確保を求めることを目的として、「米軍岩国基地に係る安心・安全対策について」の要望を行いました が、あわせて、基地周辺地区を中心に、本市の住民が被っている米軍基地に係る過重な負担についても御理解をいただき、住民福祉の向上や地域の発展に資する施策の実施に関し、さらなる配慮がなされるよう求めるものであります。

つきましては、本市の重要課題について、次のとおり検討していますので、国におかれましては、以上のような状況を理解され、諸課題の速やかなる実現に向け、必要な措置を講じられますよう強く要望いたします。

#### 1 幹線道路網の整備

現在の岩国市においては、有事の際の防災避難道路・レスキュー道路、市内主要施設のネットワークが十分に確立していない状況にあり、これらを整備することで住民の安心・安全の確保と生活環境の向上を図る。

#### 2 川下地区の都市基盤の整備

岩国基地に隣接している川下地区は、日常生活において、航空機騒音をはじめ基地に起因する影響を最も被っており、今後の基地の安定的な運用を確保するため、まず、この地区における安心・安全なまちづくりを進め、地区住民の理解と協力を得る。

#### 3 中心市街地の活性化対策

J R岩国駅周辺地域は本市の中心市街地であるが、鉄道の線路で市街地や道路が東西に分断された状態となっている。現在、新しい中心市街地活性化基本計画を策定しており、計画認定後は、この計画に沿って岩国駅関連整備事業をはじめ、安心・安全なまちづくりに取り組み、地域の活性化を図る。

#### 4 愛宕山地域開発に関連する公共施設の整備

愛宕山地域開発事業の中止に伴い、国立病院機構岩国医療センターの愛宕山地域への移転を核とした「周辺環境対策に配慮したまちづくり」を実施することとしており、当該区域におけるインフラ整備や隣接する岩国運動公園の整備、医療センター跡地における公共施設整備等、愛宕山地域開発に関連する公共施設整備を円滑に進め、住民の理解を深めるとともに地域振興を図る。

#### 5 産業振興等に関する施策の実施

基地との円滑な交流を図ることにより市民の基地に対する理解を深めるとともに、観光や地場産業の育成・振興に資する施策を実施する。

平成21年3月27日

岩国市長 福田 良彦

**(11) 岩国飛行場及びその近郊を恒常的なFCLP施設の整備場所にしないことについて**

岩国市は、岩国飛行場及びその近郊を恒常的なFCLP施設の整備場所とすることは、激しい騒音をもたらし、住民の生活への影響が極めて多大であることから、絶対に受け入れられないものであります。

政府においては、これまで、岩国飛行場及びその近郊には整備しないと明言されておりますが、他方、先日の政府決定で普天間基地の移設問題の結論を先送りされ、米軍再編全体についての見直しの方向性が明らかにされていないことから、住民の間に不安が広がっております。

こうしたことから、恒常的なFCLP施設を岩国飛行場及びその近郊に整備しないとこのままの政府の方針に関しても、これを見直されるのではないかと危惧するものです。

つきましては、改めて、政府として、岩国飛行場及びその近郊を恒常的なFCLP施設の整備場所とする考えはないとするこれまでの方針に変更がない旨を文書により明確にされるよう要望いたします。

平成22年2月10日

防衛大臣 北澤 俊美様

岩国市長 福田 良彦

**(12) 岩国飛行場及びその近郊を恒常的なFCLP施設の整備場所にしないことについて（回答）**

防地地第1879号

22.2.23

岩国市長 殿

防衛大臣

日頃から、岩国飛行場の安定的使用に対する御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、平成22年2月10日に御要望のありました標記について、下記のとおり回答します。

**記**

恒常的な空母艦載機着陸訓練施設（以下「恒常的施設」という。）については、現在、日米間で協議を行っているところですが、政府としては、岩国飛行場及びその近郊を恒常的施設の整備場所とする考えはありません。

## 4 その他

### (1) 平成 29 年 5 月 空母艦載機移駐に係る住民説明会資料

#### 空母艦載機の岩国飛行場への移駐について（概要）

- E-2D は、2017 年 2 月に第 5 空母航空団の一員として加わり、E-2C から E-2D に部隊更新する。
- E-2D は、2、3 ヶ月程度、岩国飛行場で配備前訓練を実施した後、一旦、空母ロナルド・レーガンに搭載されることになる。※5 月 17 日、国より「配備前訓練を終え、岩国飛行場を離れた」旨の説明があった。
- 第 5 空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、2017 年後半に開始される予定であるが、早ければ 2017 年 7 月以降、空母ロナルド・レーガンが横須賀に寄港する時期になる。
- 移駐計画は、今後の米側の運用により変更があり得る可能性があるが、現時点における具体的な移駐計画は、次のとおり。
  - 2017 年 11 月頃、FA-18（スーパーホーネット）の 2 部隊が岩国へ移駐
  - 2018 年 1 月頃、EA-18G の部隊及び C-2 の部隊が岩国へ移駐
  - 2018 年 5 月頃、FA-18（スーパーホーネット）の 2 部隊が岩国へ移駐
- 空母艦載機の移駐に伴い、軍人約 1,700 人、軍属約 600 人、家族約 1,500 人が岩国飛行場へ移動する予定。（合計約 3,800 人）



#### 市の基本スタンスについて

##### 基地対策の基本方針

- 騒音や安全性等、基地周辺住民の生活環境が現状より、悪化することは容認できない（基地機能の強化は認められない）

##### 現状

- 航空機騒音、安全性、大気・水質への影響、事件・事故の 4 つの観点から、平成 18 年当時の現況（沖合移設前）と比べて、基地周辺住民の生活環境が悪化する状態が生じるかどうかについて分析・検証を行った結果、「騒音が拡大する地域はあるものの、国や米側の対応も確認できたことから、全体として悪化する状態は生じない」と整理した。

- FCLP の実施は容認できない

- 平成 22 年 2 月の文書回答により、「岩国基地及びその周辺で恒常的な訓練施設を整備する考えはない」旨、国から回答を得ている。
- 平成 29 年 2 月の文書回答及びこれまでの国の説明により「恒常的な FCLP 訓練施設の設定がされるまでの間、米国は引き続き硫黄島で実施する旨確認され、今後とも米側に対し、できる限り多く、硫黄島で実施するよう求めていく」旨、確認されている。

##### 米軍再編に対する基本姿勢

- 普天間基地移設の見通しが立たないうちに、空母艦載機の移駐のみを切り離して進めることは認められない

- 辺野古訴訟の最高裁判決（平成 28 年 12 月 20 日判決）において、国が勝訴し、国の法的地位が確定した。
- 普天間飛行場の代替施設建設事業（辺野古移設工事）について、昨年 12 月 27 日に工事が再開し、また本年 4 月 25 日、護岸工事が開始され、工事が進んでいる状況である。
- 国から、「最高裁判決及び昨年 3 月の和解の趣旨に従い、関係法令に基づき、住民生活や自然環境にも最大限配慮して工事を進めていく」、「空母艦載機の移駐のみを進めるという考えはなく、普天間飛行場の移設・返還に全力で取り組む」旨、説明を受けている。

- これ以上の負担増は認められない

- 現時点において、米軍再編の日米ロードマップに示されている以外の新たな部隊や航空機の岩国基地への配備計画はない。
- 国から、「岩国市の考えを重く受け止めており、現時点において、これ以上の負担増をお願いすることはない」旨、説明を受けている。

### 安心・安全対策（43 項目）の達成状況（※別表 3）

（平成 29 年 5 月 21 日、23 日住民説明会時資料）

| 重要事項                                                                                       | 対応状況                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| (1) 治安対策の強化                                                                                |                                                           |
| 1 ア警察及び憲兵隊による警らの強化を図ること。                                                                   | ○ 安心安全パトロール等を実施中                                          |
| 2 イ街路灯、防犯カメラ、街頭緊急通報システムを設置すること。                                                            | ○ 川下地区にスーパー防犯灯・防犯灯・街路灯を設置済                                |
| 3 ウ基地周辺地区の各戸にソーラー型の玄関灯を設置すること。                                                             | ×                                                         |
| 4 エ脱走兵の通報体制を強化すること。                                                                        | ○ H20 年 5 月日米合同委員会合意済                                     |
| (2) 米軍構成員等の規律の保持                                                                           |                                                           |
| 5 ア米軍構成員等に対して、規律の保持のための教育・訓練を行うこと。また、交通安全に関する教育、日本の生活、文化、道徳などを理解するための教を行うこと。               | ○ セーフティブリーフィング等を実施中                                       |
| 6 イ基地外居住者の届出制度を創設し、居所の明確化を行うこと。                                                            | ×                                                         |
| 7 ウ犯罪防止のため、必要に応じて、米軍構成員等の外出や飲酒の制限など適切な措置を講ずること。                                            | ○ 米側が外出規制等の措置を実施中                                         |
| (3) 事件・事故の被害者への適切な対応                                                                       |                                                           |
| 8 ア公務外の米軍構成員等が起した事件・事故により被害を受けた場合においても、日米両国政府の責任において補償が受けられるよう措置を講ずること。                    | ○ 日米地位協定に基づき対応                                            |
| 9 イ損害賠償の手続きについて、迅速かつ誠意をもって対応すること。                                                          | △ 事務手続きの更なる迅速化を要望                                         |
| (4) 被疑者の起訴前の拘禁移転に係る日米地位協定の見直し                                                              |                                                           |
| 10 ア被疑者の起訴前の拘禁移転に係る日米地位協定の見直しを行うこと。                                                        | ×                                                         |
| 2 騒音対策の強化                                                                                  |                                                           |
| (1) 航空機等の騒音軽減対策の推進                                                                         |                                                           |
| 11 ア航空機等の騒音の軽減対策を推進すること。このため、消音施設、防音林、緩衝緑地帯を増設・整備するなど必要な措置を講ずること。                          | △ H27 年度に消音施設が整備されたが、防音林、緩衝緑地帯の整備が未実施のため                  |
| 12 イ エンジンテストは必ず消音施設を使用して行うこと                                                               | ○ H27 年度に消音施設が整備され、騒音が軽減されていることを確認済                       |
| 13 ウ早朝・夜間、土曜日、日曜日、祝日、盆及び年末・年始における飛行とエンジンテストを全面的に禁止すること。                                    | △ 全面的な禁止を希望するため                                           |
| 14 エ学校及び地域の諸行事に十分配慮した飛行とエンジンテストを行うこと。                                                      | ○ 防衛省から米軍に対し、地元への配慮について要請を実施中                             |
| 15 オ市街地や産業振興に影響を与える地域の上空の飛行を行わないこと。                                                        | △ 市街地上空飛行項目の遵守を要望                                         |
| 16 カ訓練移転について、実質的な効果が現れるよう機数や期間の増加など規模の拡大を図ること。また、KC-130 の鹿屋基地やグアムへの展開について、具体的な機数、期間等を示すこと。 | △ 鹿屋基地へのローテーション展開の開始時期が未確定であるため<br>※令和 7 年 3 月時点（冊子作成時）は○ |
| 17 キ航空機騒音をはじめ、基地に関する住民からの苦情や問い合わせは、国において対応すること。                                            | ○ 防衛省が問合せ等について対応中                                         |
| 18 ク基地周辺の騒音測定を行うとともに、測定データをリアルタイムで情報公開すること。このため、自動騒音測定装置の増設やホームページの開設など必要な措置を講ずること。        | △ リアルタイムでの測定結果の情報公開がなされていないため                             |
| 19 ケ姫子島で実施される弾薬処理時の騒音等の軽減について、必要な措置を講ずること。                                                 | ○ 米側が適切に対応中                                               |
| (2) 住宅防音工事に関する制度の拡充                                                                        |                                                           |
| 20 ア住宅防音工事の事業に関する予算額を増額するとともに、早期交付を行うこと。また、対象となる全家庭について、速やかに防音工事を実施すること。                   | ○ 防衛省が住宅防音事業の促進について対応中                                    |
| 21 イ住宅防音工事について、対象区域の指定値を 70 W E C P N L とすること。また、実施に即した区域指定を行うこと                           | ×                                                         |
| 22 ウ外郭防音工事の対象区域を 75 W E C P N L 区域に拡大すること。                                                 | △ 外郭防音工事の対象区域の拡大措置（85W→80W）について説明を受けたため                   |
| 23 エ住宅防音工事について、区域指定後の新                                                                     | △ H23 年 9 月に 80W 以上の                                      |

|      |                                                                                       |                                                                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 築・改築住宅も対象とすること。                                                                       | 告示後住宅の措置が実施されているため                                                                                            |
| 2 4  | オ防音工事の補助対象施設を事務所、店舗等に拡大すること。                                                          | ×<br>※令和7年3月時点（冊子作成時）は△                                                                                       |
| 2 5  | カ住宅防音工事により設置した空調機器の機能復旧に要する経費を全額補助すること。                                               | ×                                                                                                             |
| 2 6  | キ住宅防音工事により設置した空調機器に係る電気料金等について、太陽光発電装置を全対象家屋に設置するなど助成措置を講ずること。                        | ×                                                                                                             |
| 2 7  | ク70WECPNL区域の住宅への冷暖房機設置の助成措置を講ずること。                                                    | ×                                                                                                             |
| 2 8  | ケテレビ受信料の助成区域を拡大すること                                                                   | ×                                                                                                             |
|      | (3) 空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の禁止                                                               |                                                                                                               |
| 2 9  | ア恒常的な空母艦載機離着陸訓練施設の建設場所を早期に決定し、同施設を岩国基地に建設しないこと。                                       | ○ 岩国基地及びその周辺にFCLP施設を整備されることない旨、防衛省から回答を得ていること、また、FCLP施設の建設場所について、馬毛島を候補地として検討を進めており、当該整備の調査費等を防衛省が計上し対応中であるため |
| 3 0  | イ岩国基地において、空母艦載機等によるFCLP及び事前集中訓練を実施しないこと。                                              | ○ 恒常的なFCLP施設が特定されるまでの間、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機離着陸を実施する旨確認されているため                                                     |
|      | 3 環境対策の徹底<br>(1) クロゲケグモ対策の徹底                                                          |                                                                                                               |
| 3 1  | ア基地内で完全駆除、撲滅するよう対策を講ずること。                                                             | △ 完全駆除・撲滅に至っていないため                                                                                            |
|      | (2) 環境に配慮した施策の実施                                                                      |                                                                                                               |
| 3 2  | ア基地に起因する排水の処理について、万全の措置を講ずること。                                                        | ○ 岩国飛行場からの排水は、水質の汚染や漁業への影響がないよう環境法令に基づき、適切に処理された上で対応中であるため                                                    |
| 3 3  | イ消火訓練に当たっては、基地周辺住民に影響を与えないよう実施すること。                                                   | ○ H28年度に消火訓練施設を整備し、対応済                                                                                        |
|      | (3) 演習・訓練等の実施における基地周辺地域への配慮                                                           |                                                                                                               |
| 3 4  | ア合同軍事演習、合同訓練等の実施の際にはその影響を基地の外に及ぼさないこと。                                                | △ 夜間及び早朝訓練の自粛を希望するため                                                                                          |
| 3 5  | イ演習・訓練内容等については、地元自治体等の関係機関に速やかに事前通報するとともに、住民からの苦情や問い合わせは、国において対応すること。                 | ○ 防衛省が適切に対応中                                                                                                  |
|      | 4 地元の意向を尊重する制度の構築                                                                     |                                                                                                               |
| 3 6  | ア基地の管理・運用等については、岩国市の意向を踏まえた上で日米両国政府間において協議・交渉されること。                                   | △ 滑走路運用時間の見直しを求める決議（H28年6月議会）を踏まえ調整中                                                                          |
| 3 7  | イ国と岩国市との定期的な協議の場を設けること。                                                               | ○ 岩国基地に関する協議会において実施中                                                                                          |
|      | 5 その他                                                                                 |                                                                                                               |
| 3 8  | ア岩国基地の機能変更等が生じる可能性がある事案については、早期の情報提供を行うとともに、岩国市の理解を得ること                               | ○ 防衛省が適切に対応中                                                                                                  |
| 3 9  | イ航空機の運用については、安全の確保に万全の措置を講ずること。                                                       | ○ 米側が適切に対応中                                                                                                   |
| 4 0  | ウ岩国基地港湾施設への船舶の入港の際には、安全の確保について万全の措置を講ずるとともに、一般の船舶の航行等に影響を与える可能性がある場合には、岩国市に事前に通知すること。 | △ 漁船への配慮を希望するため                                                                                               |
| 4 1  | エ空母艦載機部隊の移駐に伴う米軍家族住宅の場所決定に当たっては、岩国市に事前に説明し、理解を得ること。                                   | ○ 米軍家族住宅は基地内及び愛宕山地区に整備                                                                                        |
| 4 2  | オ基地周辺の交通渋滞の緩和について、必要な措置を講ずること。                                                        | ○ 防衛省が各種渋滞対策を実施中                                                                                              |
| 4 3  | カ障害防止工事、民生安定事業等に関する補助対象範囲の拡大と予算の増額を行うこと。                                              | △ 防衛省が地域振興策について実施中であるため                                                                                       |
| 評価総括 |                                                                                       | 評 価 (○) 21件                                                                                                   |
|      |                                                                                       | 一定の評価 (△) 13件                                                                                                 |
|      |                                                                                       | 引き続き努力 (×) 9件                                                                                                 |
|      |                                                                                       | (79%)                                                                                                         |
|      |                                                                                       | (21%)                                                                                                         |

※令和7年3月時点（冊子作成時）

評価 (○) 22件、一定の評価 (△) 13件、引き続き努力 (×) 8件

国への要望事項の対応状況

| 要望事項            | 対応状況                                                                                                                          |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市内小中学校の給食費の無償化  | ・防衛補助（特定防衛施設周辺整備調整交付金）を財源として、平成30年度から市内全小中学校において実施予定                                                                          |
| 防犯灯対策及び防犯カメラの設置 | ・防犯灯について、防衛補助（特定防衛施設周辺整備調整交付金）を財源として、平成29年度中に、市内全域において電気代補助金の交付を実施予定<br>・防犯カメラについて、防衛補助（同交付金）を財源として、設置計画を策定の上、平成29年度から設置を開始予定 |
| 岩国南バイパスの南伸      | ・国土交通省において、平成29年5月22日に有識者からなる会議を開催し、藤生町から長野付近まで約7kmの概略ルート・構造の検討に着手する                                                          |
| 再編交付金の増額・延長     | ・現行では、岩国市への交付は平成34年度までとなっている（交付総額：約201億5千万円）<br>・平成29年5月17日、防衛大臣政務官から「具体的な要望を伺いながら、前向きに検討することを確認する」旨、説明があった                   |
| 岩国医療センター跡地の活用支援 | ・跡地活用のため、まちづくり構想策定支援事業を実施中（H28年度～）                                                                                            |

地域振興策の進捗状況

| 要望事項                                         | 対応状況                                                      |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 1 幹線道路網の整備                                   |                                                           |
| (1) 岩国・柳井間地域高規格道路の整備                         | ・平成29年5月22日に有識者からなる会議を開催し、藤生町から長野付近までの約7kmの概略ルート・構造の検討に着手 |
| (2) 国道2号線バイパス（玖西地域から岩国市中心部への連絡幹線道路）の整備       | 要望を継続                                                     |
| (3) 外郭環状道路未整備区間の整備（昭和町藤生線～平田バイパス～海土路御庄線等）の整備 | 実施中（H23年度～）                                               |
| 2 川下地区の都市基盤の整備                               |                                                           |
| (1) 基地連絡道路（楠中津線）の整備                          | 実施中（H23年度～）                                               |
| (2) 門前川及び今津川の護岸の整備                           | 実施中（H24年度～）                                               |
| (3) 防災機能を備えた公園の整備（楠中央公園及び（仮）国際交流公園）          | 楠中央公園：実施中（H22年度～）<br>国際交流公園：要望を継続                         |
| 3 中心市街地の活性化対策                                |                                                           |
| (1) 岩国駅舎改築（橋上駅・バリアフリー化）事業                    | 実施中（H26～H29年度）                                            |
| (2) 東西自由通路設置（バリアフリー化）事業                      | 実施中（H26～H29年度）                                            |
| (3) 岩国駅前広場整備事業                               | 実施中（H28～H31年度）                                            |
| (4) 岩国駅東口整備事業                                | 実施中（H28～H31年度）                                            |
| (5) あんしん歩行エリア整備事業                            | 実施中（H23年度～）                                               |
| 4 愛宕山地域開発に関連する公共施設の整備                        |                                                           |
| (1) 愛宕山地域開発事業の転用策（1／4区域における公共施設の整備）への支援      | 実施中（H23～H32年度）                                            |
| (2) 岩国運動公園（B地区）の整備                           | 市において整備計画を検討中                                             |
| (3) 岩国医療センター現病院用地における公共施設の整備                 | まちづくり構想策定支援事業実施中（H28年度～）                                  |
| 5 産業振興等に関する施策の実施                             |                                                           |
| (1) 基地を活用した航空博物館の建設                          | 整備について要望を継続。岩国商工会議所が設置した特別委員会にて調査・研究中                     |
| (2) 岩国市周東食肉センターの改築                           | 市において実施済（H24～H25年度）                                       |
| (3) 地場産業の育成・振興                               | 魚礁整備実施中（H24年度～）<br>基地関連諸工事における地元企業利用の促進及び、水産振興に係る要望を継続    |
| 6 その他                                        |                                                           |
| (1) ゴミ処理施設の改築                                | 実施中（H23～H31年度）<br>温浴施設を併設                                 |

## これまでの成果等

### ○海上自衛隊の岩国残留

- ・平成25年10月の日米「2プラス2」協議において、米軍再編の日米ロードマップで示された海上自衛隊の厚木基地への移駐は行われず、岩国基地の残留が確認された。

### ○民間空港の再開

- ・平成24年12月、岩国錦帯橋空港が開港、岩国～羽田便が1日4往復、運航される。
- ・開港以降、堅調な搭乗率を維持。
- ・現在、岩国～羽田便が1日5往復、岩国～那覇便1往復が運航している。

### ○医療・防災交流拠点の整備

- ・いわくに消防防災センターの供用
- ・岩国医療センターの開院
- ・多目的広場整備（平成29年度～）
- ・特別養護老人ホーム「灘海園」の開園 など

### ○愛宕山運動施設等の整備及び共同使用

- ・国による野球場、陸上競技場、ソフトボール場及びコミュニティセンター等の整備
- ・野球場は平成29年7月に竣工予定
- ・各施設は日米が共同で使用

### ○防衛施設関係の交付金・補助金を活用して実施した主な事業

岩国市は岩国基地が存在する自治体として、国から防衛施設関係の交付金などが交付されており、これを活用してさまざまな事業を実施しています。

- ◆再編交付金（H20～H34年度、総額201億5千万円交付予定）※H28年度までの交付済額の合計は約124億円

#### ○主な事業及び交付額

- ・中学校給食センター（H21～）・・・21億5378万円
- ・学校施設等の耐震化（H20～）・・・5億1840万円
- ・小中学校プールの改修（H25～）・・・5億596万円
- ・小中学校タブレット整備（H28）・・・2億2193万円
- ・放課後児童教室（H20～）・・・1億8239万円
- ・子育て支援（H20～）・・・20億6452万円  
（こども医療費助成、妊婦乳児健康診査、こどもを守る予防接種）
- ・障害児等総合療育センター（H22～24）・・・2億719万円
- ・シロヘビの館（H26～27）・・・2億1245万円
- ・鶴舎の整備（H27～28）・・・1億2445万円
- ・まちなか商店リニューアル（H27～）・・・3700万円
- ・由宇文化会館改修（H25～）・・・2630万円

※このほか、市道改良や河川改修・浸水対策、公園整備や住民ホール・集会所の改修など、数多くの幅広い事業に活用しています。

- ◆「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく補助金等（障害防止工事の助成、民生安定施設の助成、特定防衛施設周辺整備調整交付金）

#### ○主な事業及び交付額

- ・こどもインフルエンザ予防接種助成（H28～）  
・・・2億400万円
- ・学校空調設備整備（H23～）・・・11億639万円
- ・斎場大規模改修（H23～25）・・・1億2126万円
- ・愛宕地区多目的広場・防災センター（H23～）  
・・・56億8965万円
- ・防災行政無線（H20～）・・・8億3212万円  
（再編交付金も含む）
- ・由宇地区給水（H18～）・・・6億2096万円
- ・ごみ焼却場整備（H23～）・・・22億4488万円

※このほか、消防車両や清掃車両の整備、ポンプ場等の整備、公園、農道、市道の改良整備等に幅広く活用しています。



# 基 地 と 岩 国

令和 6 年版

発 行 者      岩国市  
〒740－8585  
山口県岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

編    集      総合政策部基地政策課  
電    話      (0827) 29－5024  
F A X      (0827) 21－3572  
E メール    [kichi@city.iwakuni.lg.jp](mailto:kichi@city.iwakuni.lg.jp)

発行部数      600 冊

印    刷      有限会社国際総合

(表紙写真：岩国市、岩国空港ビル株式会社)